

# 相互協力研究分科会報告

第 7 号

私立大学図書館協会東地区部会研究部  
相互協力研究分科会

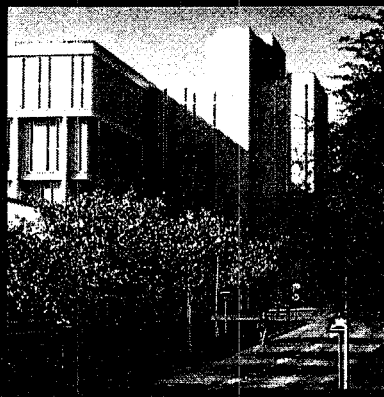
世界最大の文献複写提供機関

# THE BRITISH LIBRARY DOCUMENT SUPPLY CENTRE

大英図書館文献複写センター



*The British Library Document Supply Centre (BLDSC)* は、大英図書館の文献複写センターで、世界最大の文献複写提供機関です。定期刊行物、書籍、会議録、研究レポート、学位論文、新聞記事および楽譜など様々な種類の文献の複写に対応しています。



## BLDSCのご提供するサービス

### BLDSCの蔵書

- 逐次刊行物25万種
- レポート400万件
- 会議録33万件
- 書籍300万冊
- 楽譜13万件

世界各国からの注文は  
1日に平均14,000件以上。  
そのうち約95%のご要望に  
お応えし提供しています。

### ■複写サービス

- ・BLDSCが所蔵する文献は、注文後原則48時間以内に処理、郵送されます。BLDSCに所蔵が無い場合、英国国内の協力図書館 (Cambridge Univ. Lib. など) にも手配することができます。
- ・FAXで納品するサービスや、2時間以内に文献を提供する至急サービスもあります。
- ・著作権料金を支払って複写を入手する場合、Copyright Fee Paid Photocopy Serviceを利用します。このサービスでは、英国著作権法に基づき著作権がクリアになった複写が提供されます。著作権料金は英国著作権協会へ納められます。

### ■OPAC97 (<http://opac97.bl.uk>)

- ・BLの所蔵情報を、インターネットのWWW上で無料で検索できるサービスです。

お問い合わせ・資料請求は下記へ

**kinokuniya**  
books >>> multimedia

株式会社 紀伊國屋書店 電子情報部

Internet : [online@kinokuniya.co.jp](mailto:online@kinokuniya.co.jp)

オンライン課 〒156-8691 東京都世田谷区桜丘5-38-1 TEL.03-3439-0123 FAX.03-3439-1093

関西電子情報課 〒560-0032 大阪府豊中市蛍ヶ池東町4-6-23 TEL.06-853-6811 FAX.06-857-7364

ISSN 0916-0078

# 相互協力研究分科会報告

第 7 号

私立大学図書館協会東地区部会研究部  
相互協力研究分科会

## 相互協力研究分科会第9期（1996・1997年度）研究活動報告

代表：秋山緑（東海大学附属図書館）

第9期の2年間の研究活動は、まず会員の所属する各館におけるILL業務の現状報告から始まった。また同時に第8期の基本テーマであった地域や主題による図書館ネットワークや地域図書館との協定等、図書館間協力についても新規の事例を中心に事例研究を行っていった。

1996年度の夏期研究合宿では、まずインターネットのILL業務への活用について業務で利用しているか否かに関わらず、複写依頼事例やOPAC検索など全員がレポートを提出し発表した。一方、各館のILL業務についてフローチャートと帳票類を持ち寄り、業務の流れについての検証を行った。その結果各館とも複写料金の請求・支払処理に問題点を抱えている事がわかり、その後の例会においてNACSIS-ILLユーザ会幹事校の方の講演を行ったり、参加館をオブザーバに迎えディスカッションを行うなどした。また、学術情報センター相互協力係の方にも協力をお願いし、当分科会内での料金相殺データを頂いたり、講演をお願いするとともに過去の処理件数の調査にもご助力頂いた。

1997年度では私立大学図書館協会東地区部会研究部の平成9年度第1回研究会にて「地域との交流及び大学図書館ネットワーク」と題して研究発表を行う事となり、それに向けてのディスカッションから協定モデルの分科会試案が生まれた。

こうして共同研究を行いつつも日々の業務や分科会での交流の場などから、新たな関心事や問題は常に生まれており、1997年度後半は海外ILLと著作権の2つのテーマを新たに追加し、前年度から継続していたNACSIS-ILLをもとにした文献複写業務の効率化を検討するグループと合わせて3グループに分かれ、活動をすすめていった。特に1997年度の夏期研究合宿以降はこの報告書発行に向けてグループ別の活動が中心となったが、互いに依頼された調査に協力し合ったり、どの部分についても全員で作りがけた報告書というてよいと思う。

各自の業務の合間をぬってまとめた報告書であり、時間などの制約からいまいち工夫の足りない点があったり、活動内容全てを盛り込めた訳ではない点が残念でもあるが、各自やれるところまではやったものと思っており、この報告書が今後の相互協力分科会の活動や各館の相互協力業務の参考になればと願っている。

最後になりましたが、今期相互協力研究分科会の運営、及びこの報告書発行にあたってご指導、ご協力頂いたすべての方に厚くお礼を申し上げます。



# 相互協力研究分科会報告 第7号 目次

第1章 相互協力における文献複写業務について -現状と今後の展望-	
1. 始めに	2
2. 文献複写業務の現状	3
3. NACSIS-I LL	
(1) NACSIS-I LLのメリット・デメリット	27
(2) NACSIS-I LLユーザー会の料金相殺について :業務の合理化を考える	29
4. まとめ	34
寄稿文: NACSIS-I LLユーザー会設立の経緯と現状	35
寄稿文: NACSIS-I LLと相互協力業務の課題	38
第2章 海外I LL - 最近の動向-	
1. 海外所蔵館の探し方	48
2. 海外I LL依頼実績一覧	72
3. 依頼方法別海外I LL調査	83
4. 海外I LL文例集	84
5. 海外からの受付事例	90
第3章 相互協力と著作権	
序論	94
1. 著作権とは	95
2. 著作物が自由に使える場合	95
3. 著作権管理について	98
4. 著作権をめぐる最近の動き	99
5. まとめ	103
Q&A集質問項目一覧	106
資料編	118
第4章 私立大学図書館協会東地区部会研究部	
平成9年度(1997) 第1回研究会発表資料(原稿)	124
会員紹介	138
付録: 「相互協力研究分科会報告」バックナンバー目次	142

# 第1章 相互協力における文献複写業務 —現状と今後の展望—

## 1 はじめに

当グループは大学図書館間における相互協力、特に文献複写業務について焦点を当て、次のような観点から考察を行った。

各大学図書館相互における文献複写業務は、受付業務、依頼業務に分かれるが、その業務手順は各館とも大筋では共通しているものの、詳細においては大学毎の事情などもあり多様な様式がとられている。

また、相互協力における文献複写業務の煩雑さは、依頼方法が郵便、FAX、そして学術情報センターのNACSIS-ILL等、各種あることも原因となっている。

このように、大学図書館同士で行われる相互協力は、自館の業務方式が相手館の業務に対して容易に影響を与えてしまうという側面を持っている。こうした現状をふまえた場合、当グループの検討の背後には、館を越えた業務の標準化への試みが前提として存在している。そこには同業務の処理件数が、年を追う毎に増加しているのではないかという担当者の実感が動機としてある。また、昨今の図書館の人員削減、組織の組み替え等も手伝って、業務の省力化が必要となるのである。

相互協力における文献複写業務の増加の原因としては次のようなものが考えられる。

- (1) 各種データベースによる文献検索が普及し、文献の需要が増加している。
- (2) 雑誌（特に洋雑誌）の価格の高騰および書庫スペースの不足等の理由により、現物購入が制限されてきている。
- (3) 学術情報センターのNACSIS-ILLの加盟館が増加し、外部への複写依頼が容易なことも手伝って増加する。

以上のような要因から、当グループの目的は結論的にいうと学術情報センターのNACSIS-ILLの普及を推進することにより、先の標準化を実現に近づけられるのではないかという仮説に基づいて本考察を展開することにした。さらには次の段階として、東邦大学医学図書館が中心となって設立された料金の相殺制度「NACSIS-ILL ユーザー会」に例をみるとおり、こうした制度の確立により、経理上の処理を省力化することをも言及している。

学術情報センターのNACSIS-ILLの導入館は増加しているものの、いまだ諸種の事情により導入に踏み切っていない大学図書館も多い。これらはNACSIS-ILLにおける処理方法が自館の現状に合わない等の理由が考えられ、また、NACSIS-ILLにもメリット、デメリットがあり、標準化を行う上での各種の障害が存在することも確かである。さらに料金の相殺制度にあたっては、各大学毎の経理業務の流れも調整する必要があり、共通の基盤を作ることは容易ではないと考えられる。

しかし、前記のような大学図書館にとってきびしい状況が今後も続くと思われるかぎり、何らかの処置を施す必要がある。

## 2 文献複写業務の現状

### (1) 統計的分析

#### ① 調査の方法と概要

大学図書館全体の現状と傾向については別掲の寄稿分などを参照して頂く事とし、ここでは当分科会での調査を基に考察する。

当分科会の今期会員が所属する15館（NACSIS-ILL参加館では主に参加組織単位）における館外文献複写業務の処理件数について、年度ごと依頼業務・受付業務の別に5年間の調査を行った。基本的には「日本の図書館」<sup>1)</sup>の大学図書館状況にある相互協力業務の文献複写の件数に基づいているが、参加組織単位の関係など会員の申し出によって訂正を加えてある。また、NACSIS-ILL参加館の1994年度以降の分についてはNACSIS-ILLのユーティリティ業務にあるILLレコード統計（個別館統計）や学術情報センターから頂いたデータを元にNACSIS-ILLでの処理件数を集計し、NACSIS-ILL以外での処理件数との比較を行った。<sup>注1)</sup>

全体的には依頼業務・受付業務とも概ね増加傾向にあるといえる。全体的な増加の原因については前項で述べた理由が当分科会参加各館でも考えられるが、各館ごとにみても、依頼に関しては約3分の1の館は例外的な数値を示している。これらには各館固有の理由や何らかの突発的な原因もあるものと考えられる。ある特定の利用者や利用者グループが大量に申込を行っていた場合には、卒業や当該研究の終了によって、その分の依頼件数が減少する事もある。また、逐次刊行物などの購入中止により、その資料に対する利用の要求を学外文献複写で満たさざるを得なくなり、依頼件数が増加する事などは前項でも述べたが、逆にその資料に対する学外からの受付業務もカレント分は発生しなくなる。

#### ② NACSIS-ILL開始による受付件数の変化

そのような各館的な事情以外に興味深いのはNACSIS-ILLへの参加との関係であろう。NACSIS-ILLに参加すると受付件数が増大し、業務の負担になるのではないかと懸念する声が参加を見合わせている館などからきかれるようであるが、実際の状況はどうであろうか。現在当分科会では会員の所属する15館中10館がNACSIS-ILLに参加しており、3分の2の割合を占めている。それぞれのNACSIS-ILL開始年度は1992年度からが3館、1993年度3館、1995年度1館、1996年度3館となっている。これらのいずれの館でも開始年度では受付件数が前年度より増加している。ただし、全体的な増加傾向の中、NACSIS-ILL参加以前から増加している館もあるので、過去5年間をとおしてみると、増加の割合ではNACSIS-ILL開始の年度が一番大きくなっている館がほとんどで、以後は増加の割合では少なくなっているところが多い。

たとえば1994年度の当分科会15館合計で受付件数の対前年度の増加率を計算すると34.7%になっており、その年度のNACSIS-ILL参加館6館の合計では62.29%となる。「図書館年鑑」<sup>2)</sup>で1994年度の文献複写受付件数の対前年度の増加率を計算すると、私立大学

は増加率 3.20%、大学図書館全体でも 7.74%となるのに比較してみてもこの年度の当分科会参加館、とりわけ NACSIS-ILL 参加館の受付件数増加が非常に著しい事がわかる。このような状況であればこそ、各会員がこの「相互協力研究分科会」に参加した理由があったのかもしれないと感じる。

しかし、同様にして 1996 年度をみてみると、先程の 6 館合計の増加率は前年度（1995 年度）と比較すると 24.96%となり、さらに 1994 年度との比較では 1.33%の増加にとどまっている。つまり 1995 年度にいたっては、この 6 館合計の受付件数は 1994 年度より 18.91%減少している。<sup>(表2)</sup>

私立大学の参加の少なかった NACSIS-ILL 開始当初の年度では、参加館どうして依頼が集中し合う傾向があり、それまで受付件数の少なかった館においても著しい増加がみられたりしたが、年度を経るにつれ私立大学などの参加が増えていく事によって、依頼先候補館が拡大し、依頼の分散化傾向が起り、NACSIS-ILL 参加館における受付件数の増加の割合もあまり急激なものではなくなっているのではないだろうか。

### ③ NACSIS-ILL 参加館における NACSIS-ILL 処理の割合

次に当分科会の NACSIS-ILL 参加館における NACSIS-ILL での処理とそれ以外の処理の割合を依頼業務・受付業務の別にグラフに表わしてみた。<sup>(図7~18)</sup>これをみると受付業務では、まだ NACSIS-ILL 以外での処理の割合も大きな比重をしめているが、依頼業務では、ほとんどを NACSIS-ILL で行っている館もある。これは依頼業務では、所蔵館がいくつかあり相手館を選択できる場合は NACSIS-ILL での処理を優先して行っているのに対し、受付業務では NACSIS-ILL 以外で申し込まれるものも受けざるを得ず、その割合もコントロールできない状況を示しているのではないだろうか。

NACSIS-ILL 参加館では業務が煩雑になる原因の一つに依頼方法・受付方法が NACSIS-ILL 以外にも郵送（文書・ハガキ）や FAX などの何種類かあるため、帳票類や謝絶などの連絡方法に違いが生じる事やファイリングなどの点での不便があげられている。NACSIS-ILL 参加館が増加し、NACSIS-ILL 以外での処理の割合が少なくなる事によって、複写業務の自館の処理の一元化と大学図書館全体としての標準化が進み、効率的になる事を参加館は期待しているのではないだろうか。

注1) 表1~2、図1~6参照。1992年度及び1993年度については NACSIS-ILL に  
よる処理とそれ以外による処理の別は不明、“全体”または“従来”件数に含まれる。表  
1~2における斜線箇所は NACSIS-ILL 未参加状態を示す。

#### 参考文献

- 1) 「日本の図書館 一統計と名簿一」 日本図書館協会 1993~1997
- 2) 「図書館年鑑」 日本図書館協会 1993~1997

## (2) 処理の流れからの業務分析

NACSIS-ILL 開始やFAXの普及等の方法の多様化や処理件数の増加といった状況の中、各館の担当者が実際にどのようにして日常的な業務を処理しているのか、処理の流れに沿って検証してみたい。当分科会では1996年の夏期研究合宿において、全参加者がフローチャートや使用している帳票類等を持ちよって自館の業務の流れを報告し合った。その際の資料とその後の例会での討議等にもとづき、文献複写業務・受付業務の別に現状の業務を分析する。この中では便宜上、学外文献複写業務の担当者をILL担当と呼称する。

### ① 文献複写依頼業務

#### 1. 利用者からの申込受付

- ・最初から複写申込として受付ける場合と参考調査として受け付けられた結果、他館への文献複写依頼という形になった場合がある。最初から複写申込として受け付けられた場合もカウンターで不特定の館員が受付ける場合とILL担当が直接受付ける場合があり、担当者が替わる場合はどこまで調査されたものか、また利用者の要求の程度などについて明確に連絡される必要がある。
- ・記入が不完全なものや書誌事項が不備なもの等については利用者から典拠の提出を求めたり、再度参考調査として受付し直す場合もあるが、はじめに参考調査を通された申込は書誌事項、所蔵先が館員により確かめられている事が前提にある。また最近ではCD-ROMやインターネットなどにより利用者自身で目録や二次資料のデータベースを検索している場合もあり、書誌事項が確かなだけでなく、所蔵先まで確認されている申込も多くなっている。その際、依頼先の選定について利用者の要求とILL担当の判断との相違が問題になっている館や、逆に館員が候補館を示し利用者自身に依頼先を選定させる方針の館もあるようだ。
- ・NACSIS-ILLではNACSIS-CATや学術雑誌総目録(NC)の他、国立国会図書館のJAPAN MARC(JP)、米国議会図書館のUS MARC(LC)を検索できるため、その場で書誌事項や所蔵の確認に役立つ事もできる。そのため所定の申込書を用いず、カウンターでのインタビューからそのままNACSIS-ILLの依頼レコードを作成している館もある。
- ・利用者に記入してもらった申込書は参考調査の申込書にもなっている形式のものや文献複写・現物貸借共用のもの、文献複写専用のもの、そのまま他館への申込書になるもの等、各館様々であるが、これらの相違は上記で述べたような各館の受付体制の相違にもよる。これら各館の申込書に盛り込まれた項目を別表のように比較してみた。  
(※3) これをみるとNACSIS-ILLの項目は従来各館で使用している申込書にほぼ対応しており、相手館に見えないOLDF(依頼館側のメモ欄)やOLDAF(依頼館側の会計データ欄)等を活用すれば、先程の館の例のように特定の申込書を作らない事も可能であり、紙に残したい場合にはプリントアウトすればよい。

## 2. 所蔵調査

- ・受理した申込について確かに自館に所蔵のないものか再度確認を行い、所蔵のあった場合には利用者へ連絡する必要があるが、NACSIS-ILL に自館の所蔵が完全に登録されていれば他館の所蔵調査と同時にできる。
- ・NACSIS-ILL のNCのファイルでは書誌検索からそのまま巻数などで限定した所蔵館の調査も連続して行え、NCに書誌がヒットしなかった場合はJPやLCのファイルに自動的に移行する。LCにヒットした場合は海外ILLの部で解説しているようにアメリカの大学図書館の所蔵についての確認も可能な他、BLDSC への依頼機能など海外への依頼にも NACSIS-ILL を活用できる。
- ・一方これら参照データベース (JP, LCなど) をもう少し拡大してほしいという希望もある。例えば国会図書館の科学技術関係欧文会議データベースや洋図書目録データベースは NACSIS-IR では提供されているが、NACSIS-ILL 上でも検索できれば国会図書館への依頼機能も NACSIS-ILL にはある事からも大変便利になると思われる。
- ・NACSIS-ILL で検索できるデータベースでヒットしなかった場合は他のオンライン目録、CD-ROM、または冊子体目録などを調査したり、大学図書館を含め関連機関に調査依頼をする等、NACSIS-ILL 以外での所蔵調査も依然必要である。

## 3. 依頼先の選定

- ・依頼先選定の優先条件として依頼・複写物の送付とも郵送である場合は、入手期間を考慮すると地理的条件も重要であるが、NACSIS-ILL やFAXで申込できる場合は、さほど考慮していないようである。またいうまでもなく、NACSIS-ILL 参加館では NACSIS-ILL での処理を優先している。
- ・国・公・私立の別では同じ私立大学を優先して選定している館が多いが、「NACSIS-ILL ユーザ会」に加盟している館では、加盟館を優先していたり、他にも相互協力協定を結んでいる図書館や所属するネットワークを優先する場合がある。特に協定により複写料金が安くなったり、料金相殺等、他にないメリットがある場合、依頼がそれらの特定館に集中しがちであるが、協定等の活発な運用と有効性のためには仕方のない事であろうか。逆にいえばメリットのあるネットワークが拡大する事で集中がさけられるかもしれない。これは NACSIS-ILL にもいえる事であろう。NACSIS-ILL では国・公・私立の別や所在地域などの条件による絞り込みも可能であり、こうした選定にも便利である。
- ・複写料金の単価や支払方法を条件に選定したい場合なども NACSIS-ILL では連絡先やサービス状況、レンディング・ポリシー等とともにその場で参照する事ができるが、絞り込みのための項目にはなっていないので、支払方法を絞り込みのための項目にしてほしいという意見もある。
- ・マナー的な配慮で同一館に集中しないよう分散させたり、過去の依頼実績による判断など項目にあげられないような担当者の経験則に基づく選定も実際にはかなり行っている。
- ・利用者がすでに所蔵先を確認し、依頼先を指定してくる場合など上記のような会計処

理の都合や他の申込との兼ね合いなど図書館側の事情で希望に沿えない場合もあり、注意が必要である。

#### 4. 他館への依頼

- ・ NACSIS-ILL では所蔵調査、依頼先の選定に続いて申込が連続して行え、依頼先を決定すると自動的に資料名、依頼先、自館の名称・住所・連絡先などが入った依頼レコードができる。さらに1回作成した依頼レコードの使える部分を2件目、3件目に利用できる機能もある。
- ・ 貸出中・製本中など依頼館の事情で謝絶された場合に備えて次の候補館を5館まで複数指定でき、謝絶された場合は最初の館から次の館へ自動転送されるため、郵送での依頼に比べ連絡・入手の時間が短縮できる。また、書誌事項の不一致の連絡や処理上の問い合わせなども NACSIS-ILL 上で行えるが、相手が画面を開かなければ伝わらないので、場合によってはFAXや電話での連絡も併用する必要がある。そうした依頼レコードがどのような状態か（処理中か回答待ちかなど）という確認は NACSIS-ILL のシステム上で行える。
- ・ 以上のように NACSIS-ILL での依頼には利点が多いが、依頼館に連絡すべきものが、謝絶の自動転送で次の候補館にレコードが行ってしまっているケースなどコマンドの使用法の誤りなどもよく見受けられ、講習での徹底などが望まれる。
- ・ 郵送による申込の場合は申込書・通知書（回答書）の他にマナーとして謝絶用切手と宛名シールを同封する。NACSIS-ILL ではこの宛名シールが来ないため、宛名書きの手間がかかるという意見もあるが、最近では画面のハードコピーの宛名部分を切り取って貼ったり、ローカルシステムで工夫する等、省力化しているようである。またFAXの申込では書式が統一されていない事、通知用が送付されていない場合に受付館側で控をコピーしなければならない事、謝絶連絡の際は受付館側に電話・FAXの料金がかかる事などが問題としてあげられている。

#### 5. 到着文献の確認

- ・ 文献が到着したら依頼したものと、間違いがない確認し、ページの不足など問題があれば依頼先に連絡するが、NACSIS-ILL ではシステム上でクレームの連絡もでき、それによってレコードのデータ訂正も可能である。
- ・ NACSIS-ILL では料金通知も画面上で行えるため、特に請求書などを同封してこない館も多い。郵送の場合も回答書をもって請求書にかえる館も多いが、NACSIS-ILL ではコメント欄などに支払方法を入力すれば帳票類は一切省ける事になる。しかし実際は一つの館から複数の依頼を受付けている場合も多いので、何も帳票類を入れずに文献のみを送付する館は少ない。
- ・ 文献を確認したら申込者への連絡や支払手続きなどをとるが、NACSIS-ILL では、加えてOKコマンドの発行が必要である。

#### 6. 料金支払

- ・ 依頼先に対しての実際の支払処理についてはILL担当が行う館、図書館内の会計部



署が行う館、図書館以外の部署が行う館、申込者自身に行ってもらふ館と様々である。研究費などの大学予算と個人の私費、または科研費など特別な予算など費用の出所によってかわったり、切手の送付、銀行振込、郵便振替など先方が指定してきた支払方法によってかわるといふ館もあるようである。また研究費など大学の公費の場合では文献到着の連絡と料金支払の連絡が別々の流れで処理されている館もある。申込者への文献の受渡しも料金支払確認後としている館もあれば、受渡し時に料金支払を依頼している館もある。

- ・業務が煩雑になる原因として、実際の支払をILL担当自身が行う場合は銀行や郵便局に行く時間をとったりしなければならぬ事、担当以外で行う場合は支払の連絡のための処理が別途発生する事などがあげられている。また、担当以外で行っている館では通常以外の事態の際に融通がききにくい事、申込者自身に支払を行ってもらふ場合は支払の間違ひのおこらないようによく注意しなければならぬ事もあがっている。
- ・また支払時期も後払い・前払いとある他、1件ごとの請求ではなく一括してある特定期間ごとに請求される場合もある。(NACSIS-ILL ユーザ会や商用のドキュメント・デリバリ・サービスなど) 請求が一括して特定の期間ごとに送られてくる場合は対応に工夫が必要となる。支払後の受渡しを原則とする場合では申込者への受渡しがだいぶ遅くなるか、実際の支払が申込者ごとにはできない事が問題となる。受渡しを先にしている場合では申込者への請求がだいぶ遅くなるか、先に請求するならば金銭をプールしておかなくてはならぬ事と実際の請求で差額が生じた場合(消費税や外貨換算などで)の調整方法を考慮しなければならない。
- ・これら支払方法の違い、予算の違い、支払時期の違い、受渡し方法の違いなどを考慮すると組み合わせによって処理が何通りにもなってしまう、これらの事も業務の煩雑化の原因として多くの館であげられている。

## ② 文献複写受付業務

### 1. 他館からの受付

- ・NACSIS-ILL 参加館ではサービス・ステータスを受付状態にしている限り、各館とも毎日最低1回はNACSIS-ILL画面を開き、受付に処理すべきものが入っているか確認するようにしている。したがって休館や担当者の不在などで処理ができない場合は、サービス・ステータスを休止状態にする必要がある。郵便やFAXなどは休館中でも届いてしまう事に比べると必要に応じて休止にできるシステムは依頼館・受付館双方にとって合理的である。郵便やFAXなどで休館中と知らずに依頼してしまい、到着や回答が遅く連絡もつかず気をもんだという経験のある担当者もいるのではないだろうか。
- ・NACSIS-ILLでは依頼の時に自動的にNACSIS-ILLの受付状態になっている館を表示するようになっている。また、受付館の処理状態が依頼館側でも分かり、受付館側で未処理状態のレコードは依頼館側で自館に戻す事もできる。
- ・受付未処理に依頼レコードが来れば、それをプリント・アウトし、資料の現物を確認に行く。NACSIS-ILLでは所在場所・請求記号・登録番号なども基本的には表示

されているが、NACSIS への登録のされ方によっては自館のOPACなどを調べ直し、請求記号などを確認する必要がある。これは郵送やFAXなどNACSIS-ILL以外での受付でも同様であり、NACSIS-ILLでの受付とまとめて処理する館が多いようである。また貸出中かどうか等、資料が利用可能な状態かを必ず先に確認する館もある。

- 一つの参加組織番号を複数の館・分館が共有している組織では、中央館のようなところで一括して受付処理する場合と各館でSCANコマンドを活用し、ロケーションなどで絞ってから自館所蔵分だけを受付しているところがあるようである。ただし、SCANコマンドでも正しく絞り込めない例もあり、処理状態を変更しないOBSERVEコマンドで確認してからの受付も行われている。<sup>8)</sup>

## 2. 資料の複写

- 実際の複写はILL担当自身が行う館、アルバイトなど補助的な役割の職員が行う館、委託業者が行う館がある。NACSIS-ILL参加ではNACSIS-ILLの受付レコードを処理中にする一番最初の処理から発送の最後の処理までILL担当以外が行っている館もあり、必要に応じて担当の点検を入れたり、指示を仰ぐようにしているようだ。分担して行っている中で一番多い方法としてはNACSIS-ILLの操作と点検をILL担当が行い、実際の複写や帳票の作成などをILL担当以外としているところのようだ。また受付業務と依頼業務が別々の部署や係で担当している館もある。外部委託の範囲も同様に館によって様々である。
- 複写したら間違い、欠落、不鮮明な箇所がないかなどを点検する。製本状態が悪く止むを得ない範囲のものなどはコメントを付ける。判断のつかないものは先方にINQUIREコマンドなどで連絡する。INQUIREコマンドは他にも巻・年不一致や該当論文なしなどの連絡にも使用する。こうした書誌事項の誤りなどの時に謝絶の意でPARDONコマンドを使用してしまうと次の候補館があった場合、そちらに転送されてしまうので、誤用を避けたい。

## 3. 料金請求と入金確認

- 受付番号を与え、複写物と封筒など全体の重さを計って送料を確認し、料金請求のための帳票（館によってはNACSIS-ILLの画面コピーや郵便振替用紙など）を整える。私立大学では複写物の発送と料金請求が同時の館がほとんどであるが、料金相殺制度を実施しているNACSIS-ILLユーザ会の事例については別稿を参照して頂きたい。
- 最終的な入金先が図書館以外の部署や図書館内の他部署となっている館では、入金の予定がある事を担当部署に連絡する処理が必要である。外部委託の場合は委託業者から直接依頼館に料金請求が行われ、料金請求や入金確認の業務に担当が携わる必要がなく、その点でも省力化になっているようである。
- 最終的な入金先（切手の納入も含めて）が図書館である館は、入金の確認を行う。他部署が最終的な入金先になっている館では、図書館も入金確認をする館としない館がある。図書館で入金確認しない館では問題があった場合のみ担当部署より連絡を受け、相手館への問い合わせ等のみ行っている館もある。

### ③ 所感

NACSIS-ILL は特に依頼業務でメリットが多いという声は、分科会内の NACSIS-ILL 参加館の中でも多く聞かれたが、こうして検証してみると確かにそう感じる。逆にいえば受付業務は書誌事項の問い合わせなどない限り NACSIS-ILL の機能を活用しなければならぬ事は少なく、ILL 担当以外でも充分処理できる業務であるといえるのではないだろうか。また NACSIS-ILL の操作自体も覚えれば専任の担当でなくとも充分操作できるものであると思われ、問題はその活用方法をしっかり熟知する事ではないだろうか。レファレンス・ツールも従来の印刷されたものに加え、電子メディア、オンラインのもの等多様になっているが、今後は NACSIS-ILL を含めそういったものをいかに使いこなすかに ILL 担当の専門性が発揮される必要があると思う。

それに対し、支払・請求業務の煩雑さ等については会計の専門担当がいれば ILL 担当の負担はなるべく減らしたいものだと感じる。また①②でも何度か述べたが各種の不統一が業務の煩雑さをうみだしている一因とも思われ、申込の書式・方法、支払の時期・方法など標準化・統一がすすめばより効率的な処理が可能なのではないだろうか。これは NACSIS-ILL 未参加の館からも希望が出ている。

文献複写業務における標準化といった大きな問題は図書館界全体に係わる問題であるし、私立大学としては各館固有の事情でなかなかそこにのれないかもしれないが、NACSIS-ILL に参加する事によって可能になる事も多いであろうと思われ、新 ILL システムの可能性など今後も NACSIS 期待するところは大きい。

#### 参考文献

- 1) “NACSIS-ILL のユーザーとして - 大学図書館の立場から -” 鈴木正紀 「みんなの図書館」 Vol.224 1995 p.48 - 51
- 2) “広場/NACSIS-ILL を利用して” 川崎かおる、他 「医学図書館」 Vol.42 No.2 1995 p.126 - 133
- 3) “NACSIS-ILL の利用の現状と今後” 山田知子、北川正路 「医学図書館」 Vol.43 No.1 1996 p.65 - 68
- 4) “文献複写業務は図書館員の専門的な仕事か? : 東邦大学医学部図書館における文献複写業務の外部委託と代行サービス利用” 牛澤典子、黒川玲子、山口直比古 「医学図書館」 Vol.43 No.3 1996 p.342 - 346
- 5) 「相互協力研究分科会報告」 第5号 私立大学図書館協会東地区部会研究部相互協力研究分科会 1994
- 6) “ILL システムアンケート及び懇談会の実施” 「オンライン・システムニュースレター」 No.38 1993 p.12 - 18
- 7) “新 CAT/ILL 特集” 「オンライン・システムニュースレター」 No.60 1997 p.2 - 8
- 8) “ILL システムに関する質問から” 「オンライン・システムニュースレター」 No.60 1997 p.11 - 13,
- 9) 「学術情報センター ILL システム操作マニュアル」 第3版 学術情報センター 1996

表1 文献複写依頼

	依 頼											
	1992		1993		1994		1995		1996			
	全体	ILL	全体	ILL	全体	ILL	全体	ILL	全体	ILL	全体	ILL
千葉工業大学図書館	477	/	860	/	605	/	721	/	819	/		
大東文化大学図書館	168	/	935		214	40	451	111	248	208		
獨協大学図書館	212		408		745	557	688	654	852	629		
学習院大学図書館	301	/	270	/	351	/	299	/	350	87		
上智大学図書館	436	/	325	/	375	/	517	/	331	/		
国際基督教大学図書館	210	/	228		302	199	597	477	729	584		
明治大学図書館	521		723		997	864	1,208	69	1,229	147		
武蔵工業大学図書館	1,098	/	823	/	915	/	624	/	612	/		
武蔵野女子大学図書館	70	/	58	/	4	/	74	/	14	/		
日本生物資源学部湘南図書館	2,157	/	2,076	/	1,401	/	1,412	/	1,620	452		
産能大学図書館	44	/	63	/	117	/	81	/	131	/		
創価大学図書館	161	/	394	/	524	/	553	442	955	903		
東海大学図書館(湘南)	2,228	/	2,706	/	3,174	1,522	2,945	1,852	3,103	2,171		
和光大学図書館	77	/	74	/	85	/	153	/	262	63		
和洋女子大学図書館	127		134		242	128	122	83	153	84		

※ 全体はILLを含む件数

※ ILLはNACISIS-ILL処理による件数

表2 文献複写

	受 付											
	1992		1993		1994		1995		1996			
	全体	ILL	全体	ILL	全体	ILL	全体	ILL	全体	ILL	全体	ILL
千葉工業大学図書館	370	/	308	/	258	/	422	/	311	/		
大東文化大学図書館	120	/	232	/	231	100	205	80	251	158		
獨協大学図書館	351	/	550	/	558	298	574	322	593	356		
学習院大学図書館	769	/	713	/	774	/	802	/	1,105	608		
上智大学図書館	1,271	/	1,018	/	1,128	/	1,308	/	1,978	/		
国際基督教大学図書館	184	/	430	/	930	438	1,070	519	1,365	801		
明治大学図書館	1,464	/	1,324	/	2,654	1,400	1,143	798	1,755	709		
武蔵工業大学図書館	478	/	483	/	471	/	564	/	426	/		
武蔵野女子大学図書館	62	/	56	/	55	/	80	/	83	/		
日本生物資源学部湘南図書館	746	/	745	/	473	/	712	/	1,078	454		
産能大学図書館	74	/	73	/	91	/	50	/	58	/		
創価大学図書館	358	/	185	/	207	/	384	214	460	275		
東海大学図書館(湘南)	1,271	/	2,049	/	3,183	1,580	2,876	1,832	3,534	2,262		
和光大学図書館	102	/	61	/	60	/	118	/	270	128		
和洋女子大学図書館	254	/	389	/	536	180	694	309	702	394		

※ 全体はILLを含む件数

※ ILLはNACISIS-ILL処理による件数

図1 文献複写依頼(1)

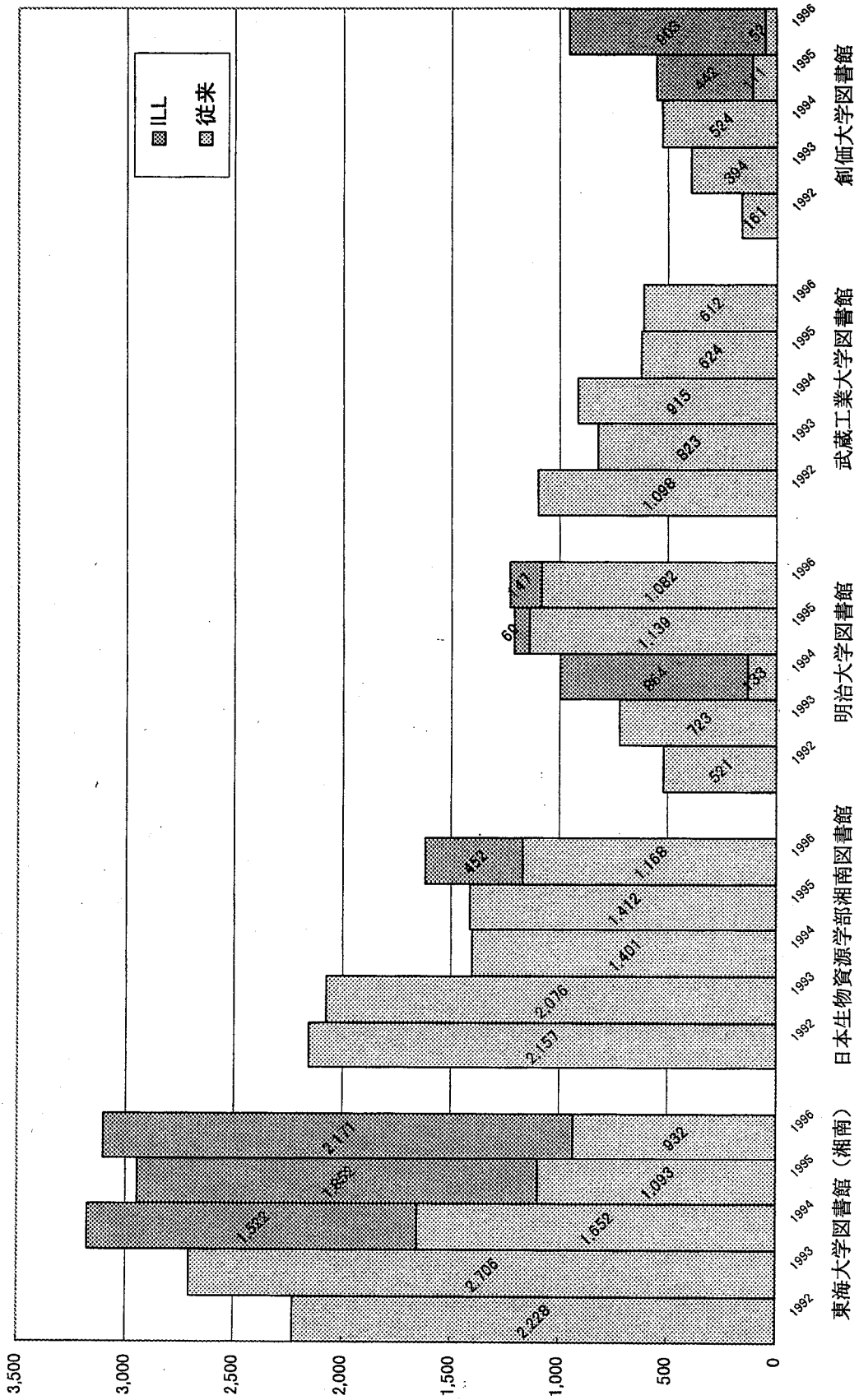


図2 文献複写依頼(2)

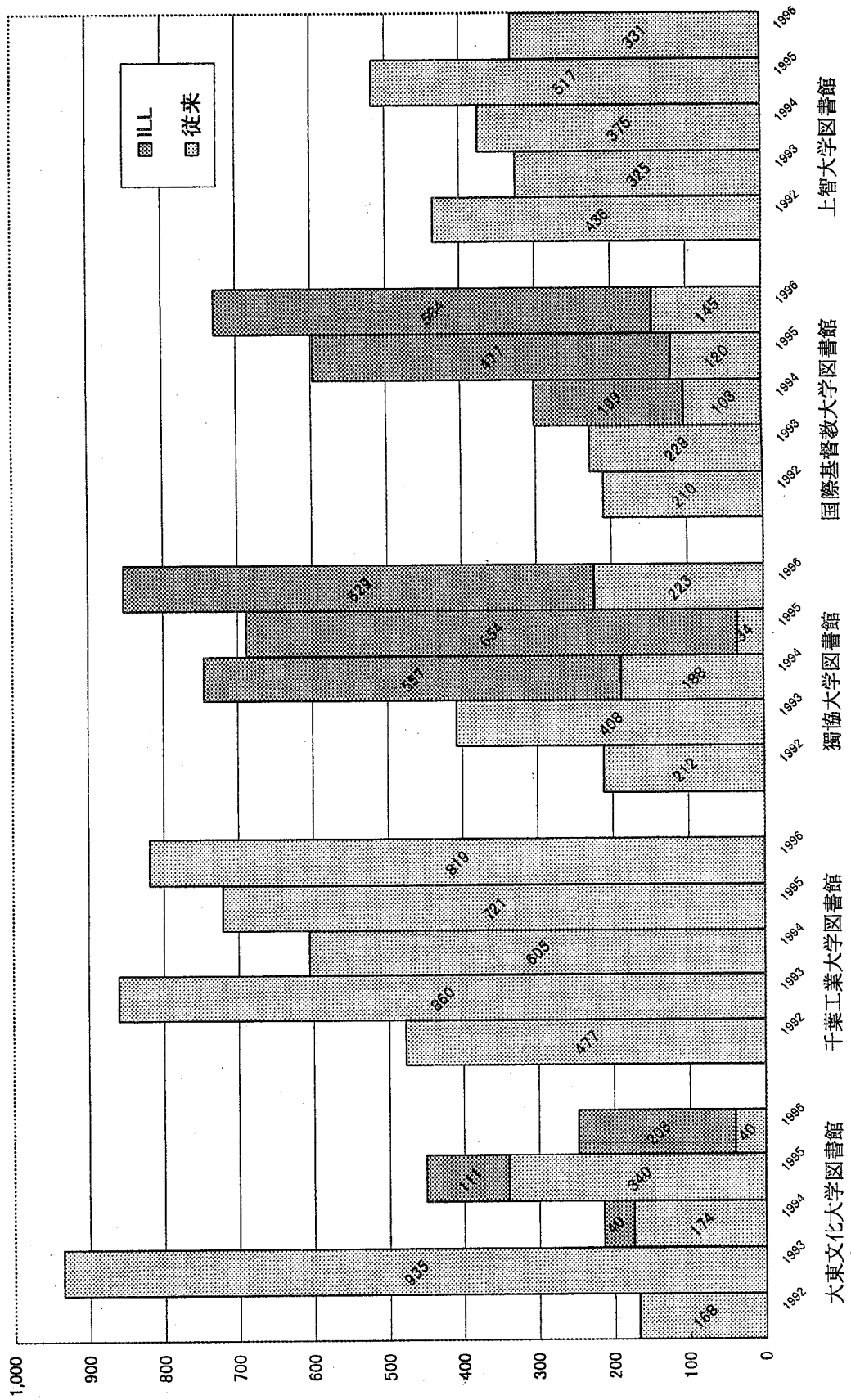


図3 文献複写依頼(3)

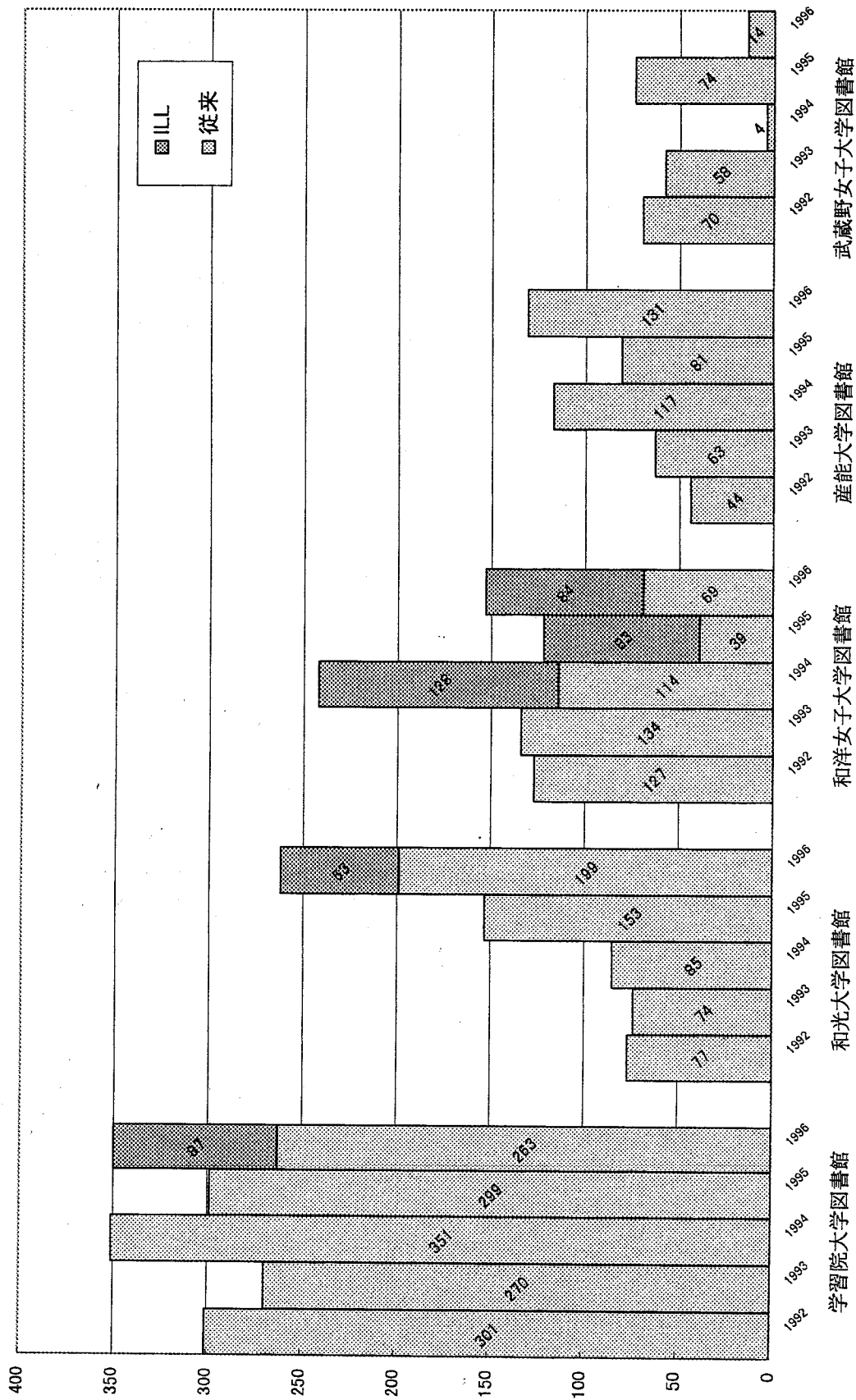




図4 文献複写受付(1)

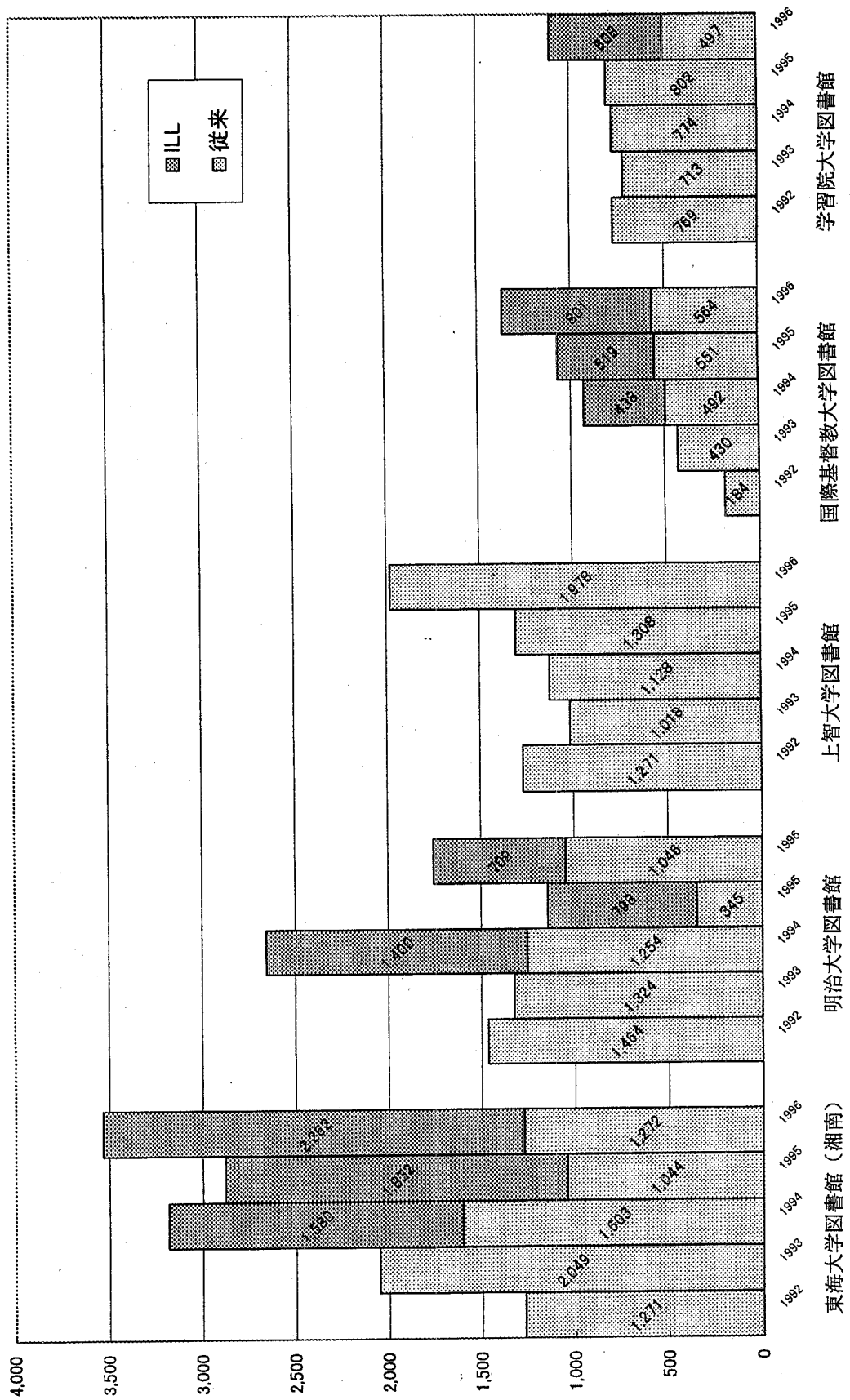


図5 文献複写受付(2)

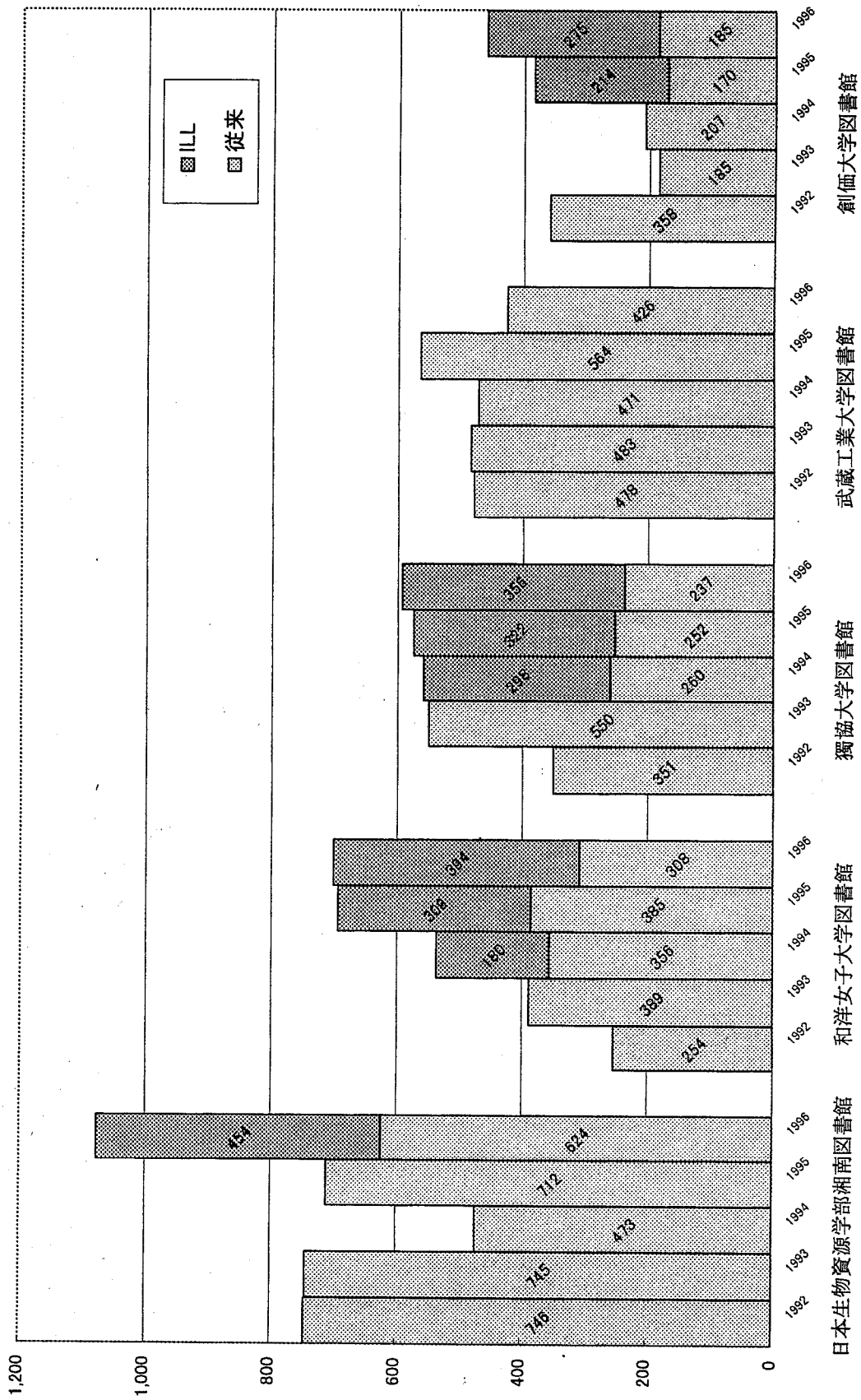
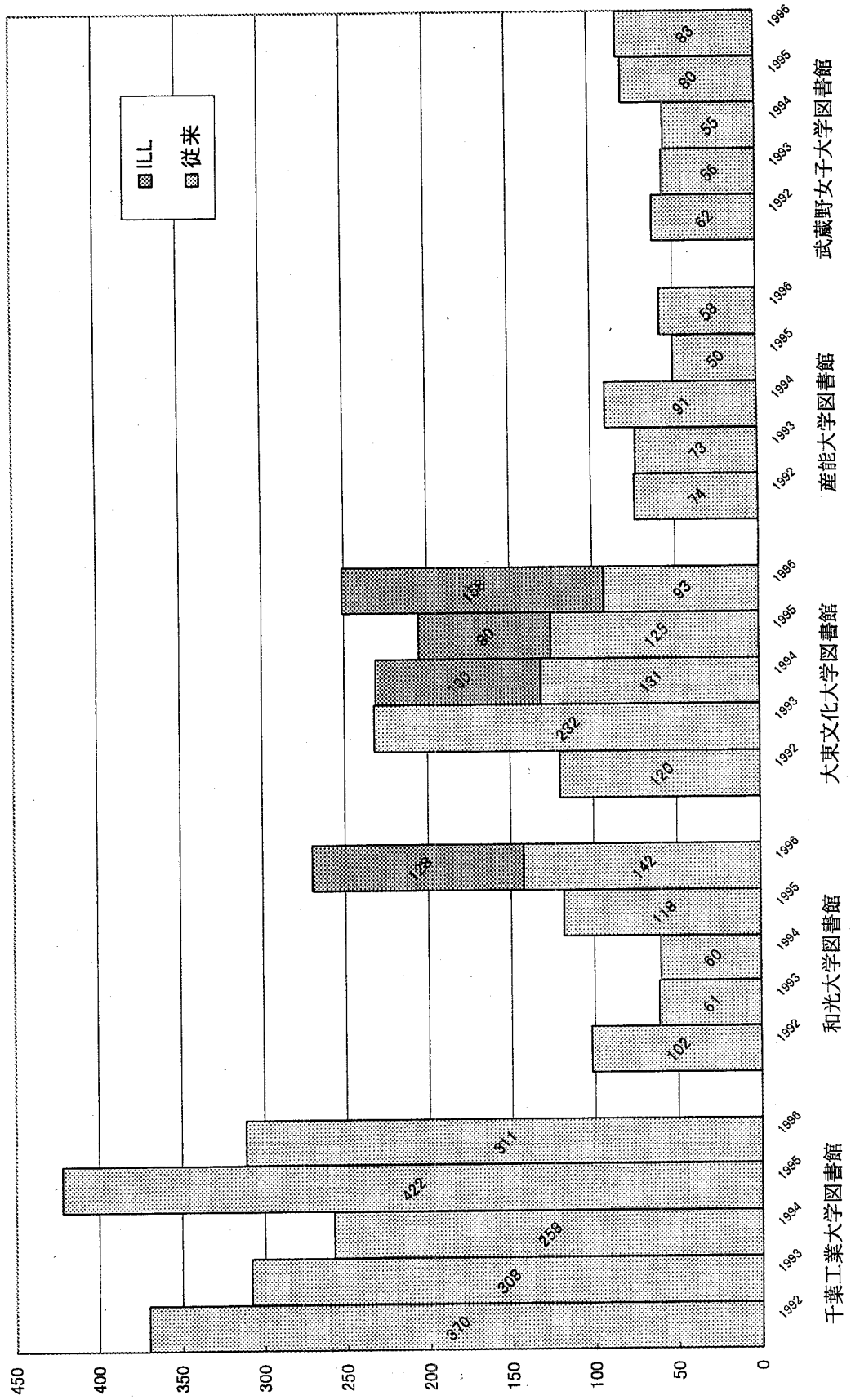


図6 文献複写受付(3)



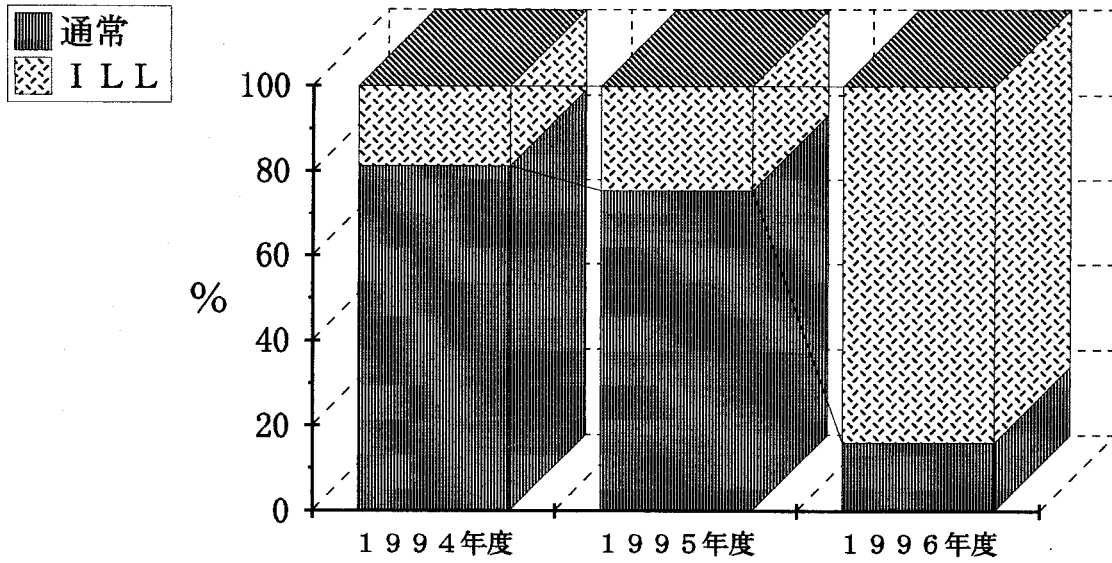


図7 大東文化大学図書館 (依頼)

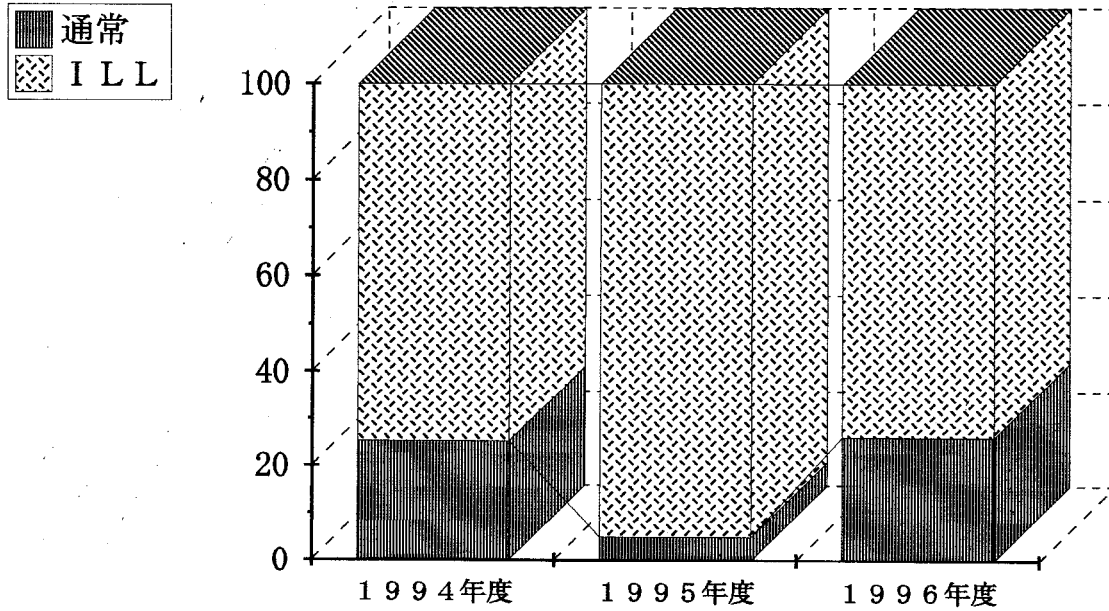


図8 獨協大学図書館 (依頼)

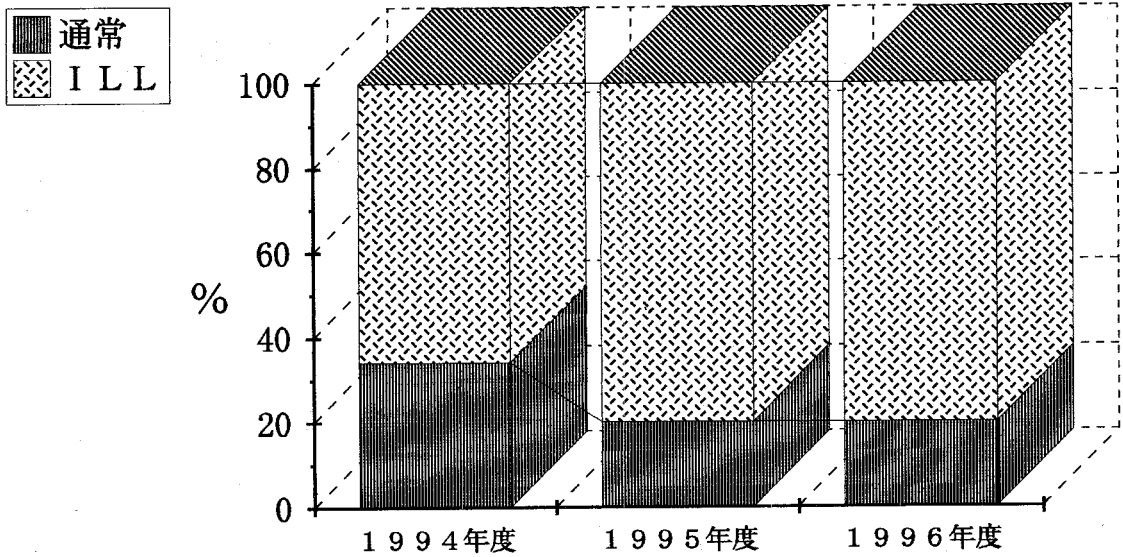


図9 国際基督教大学図書館 (依頼)

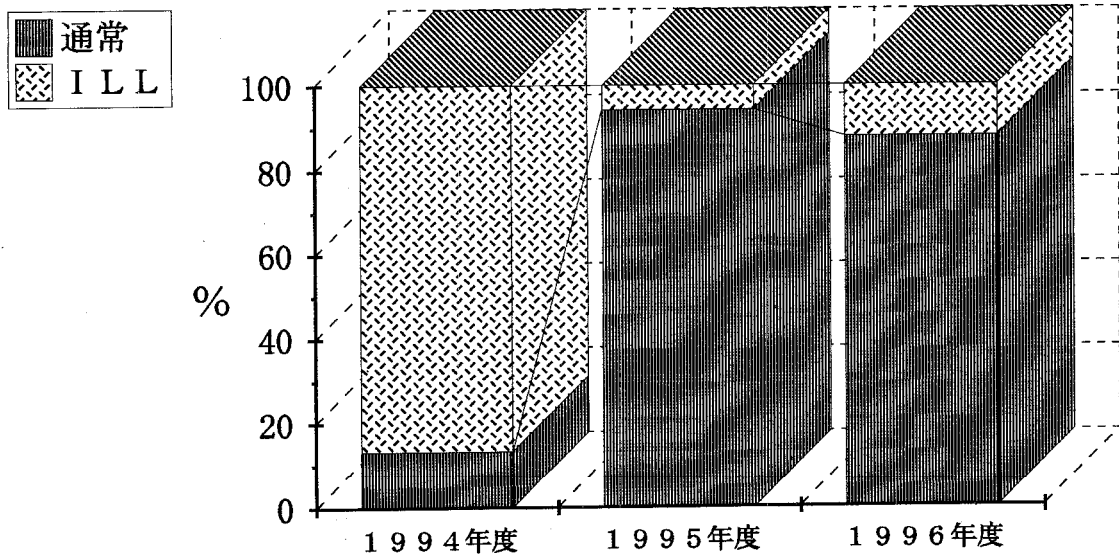


図10 明治大学図書館 (依頼)

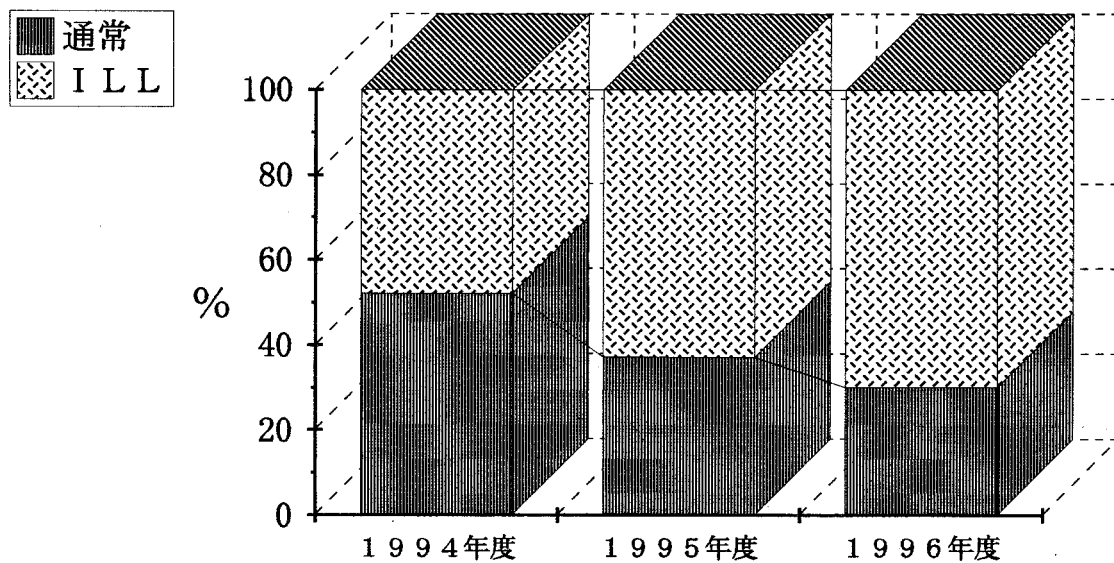


図 1 1 東海大学図書館—湘南— (依頼)

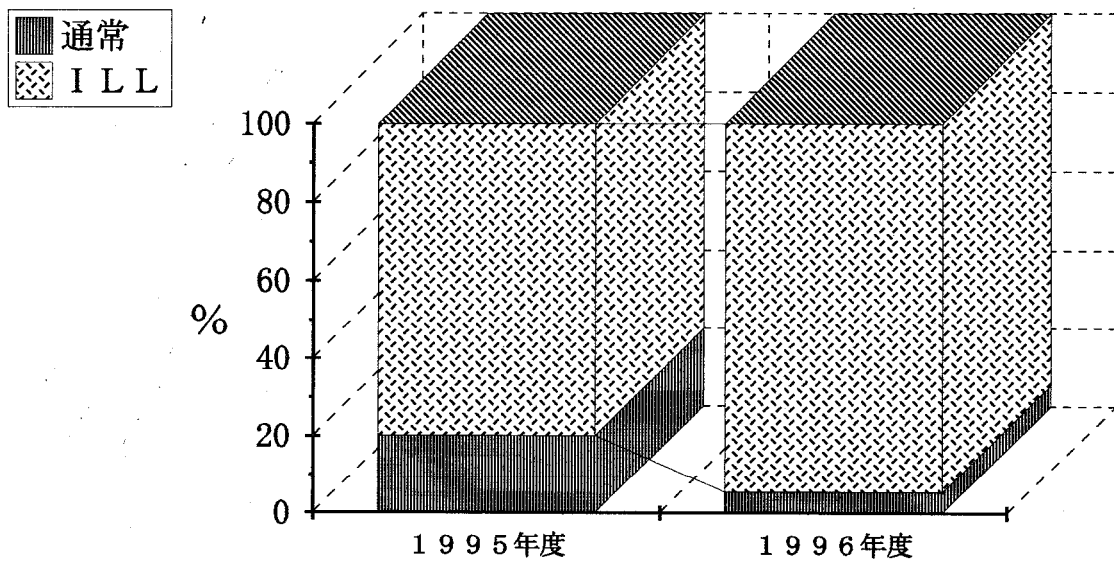


図 1 2 創価大学図書館—中央— (依頼)

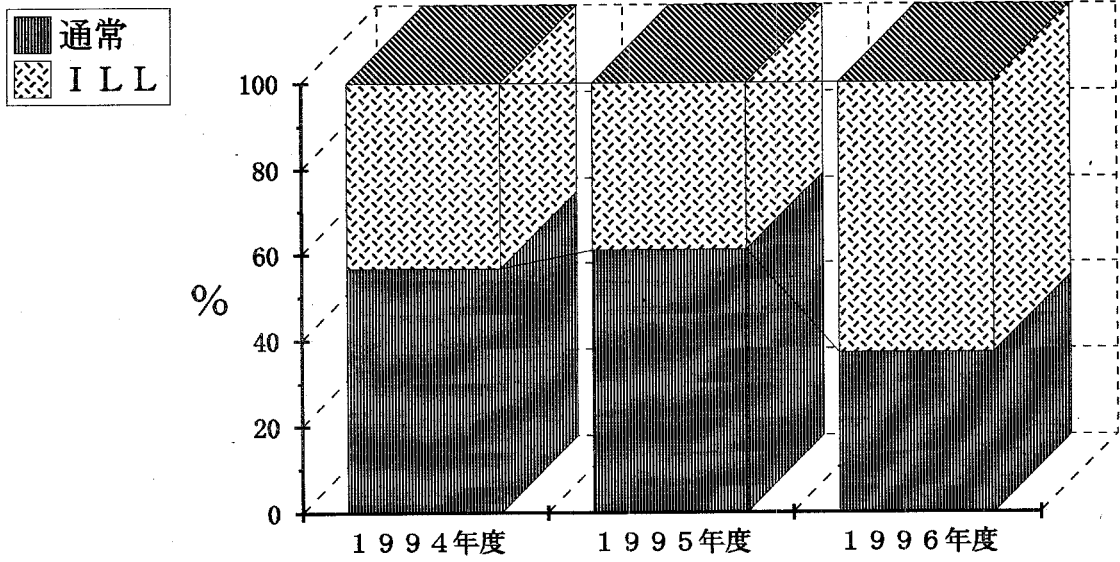


図13 大東文化大学図書館 (受付)

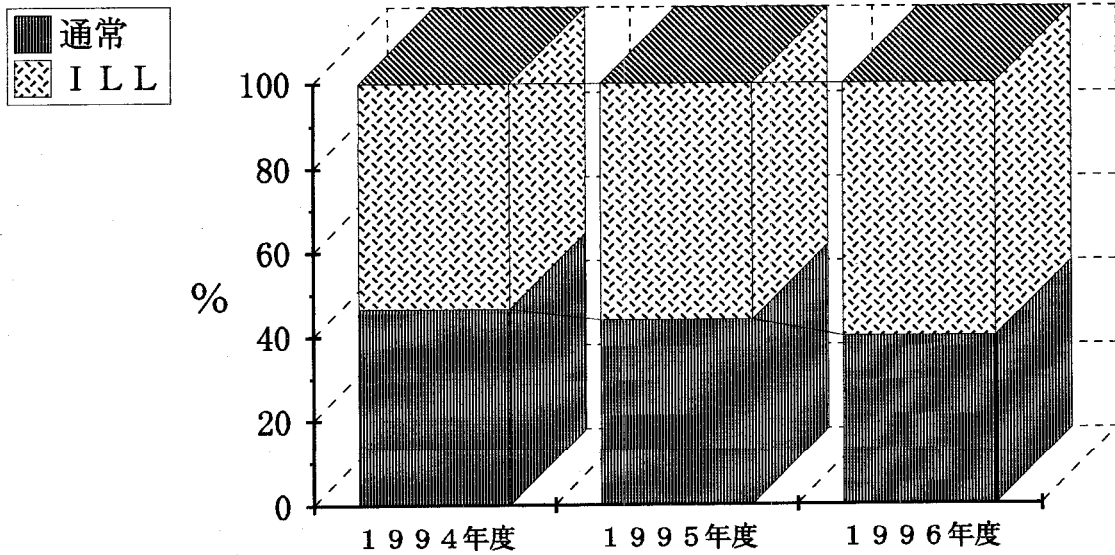


図14 獨協大学図書館 (受付)

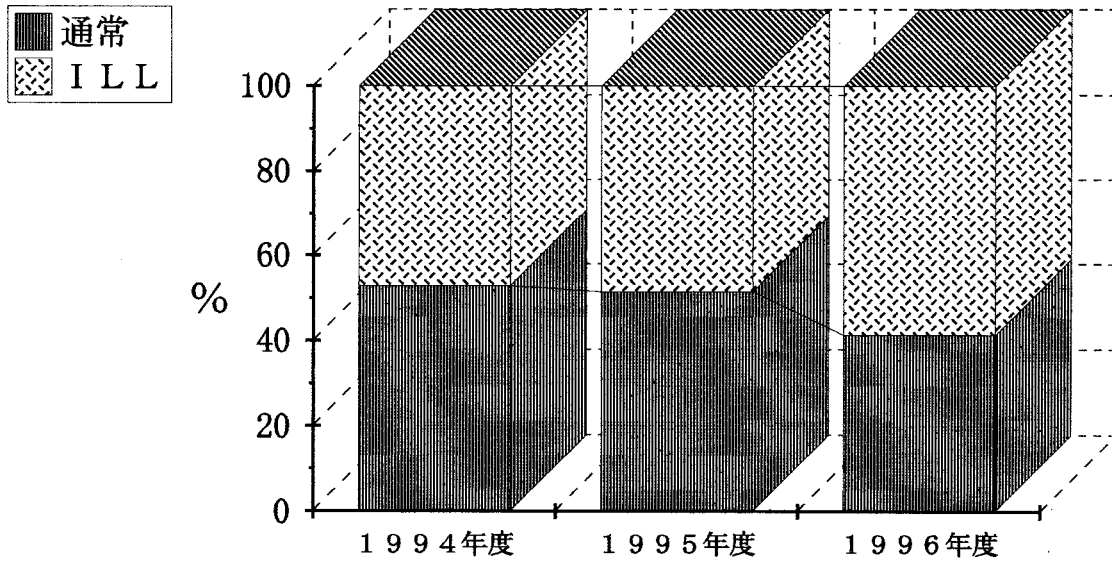


図15 国際基督教大学図書館 (受付)

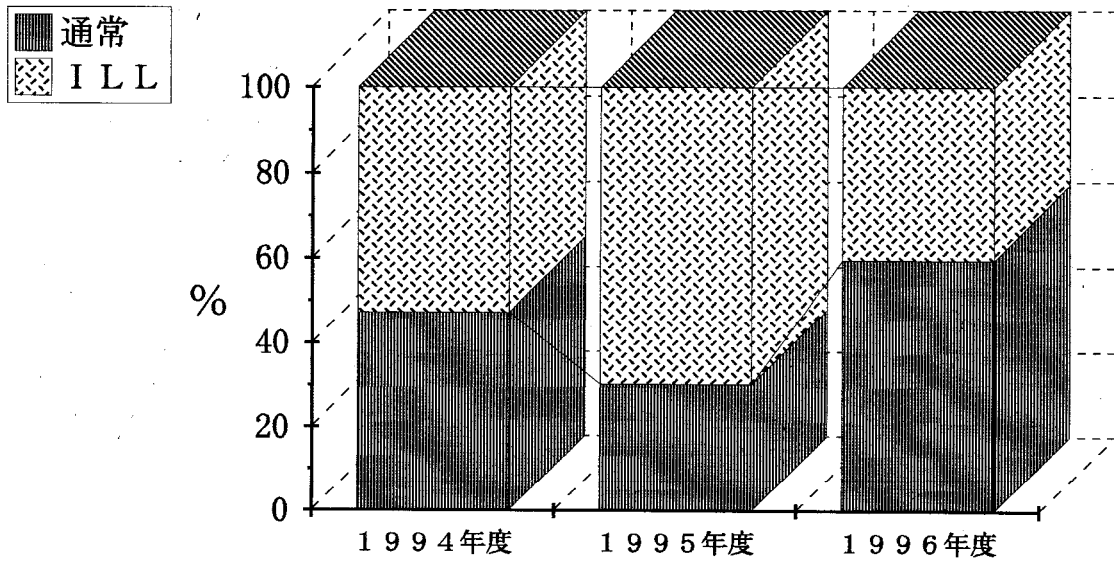


図16 明治大学図書館 (受付)



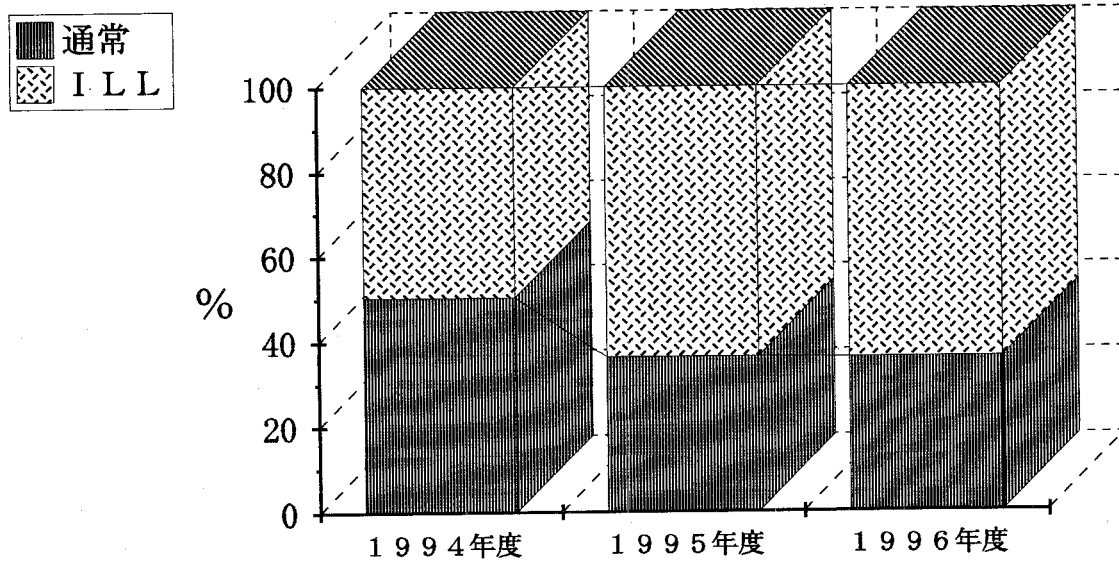


図 1 7 東海大学図書館—湘南— (受付)

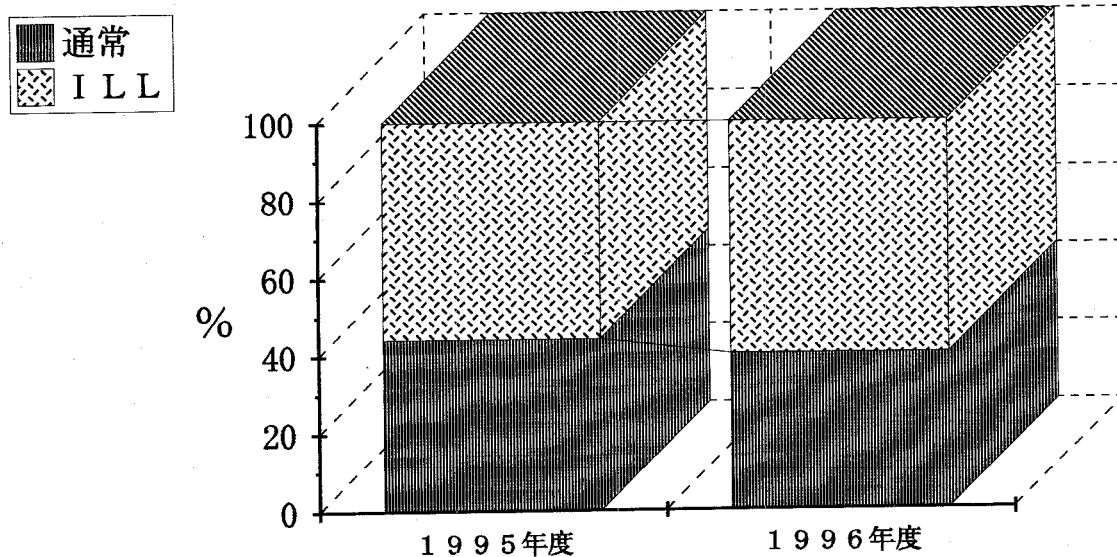


図 1 8 創価大学図書館—中央— (受付)

表3 複写申込項目 (利用者→図書館)

項目	獨協大	和光大	大東大	日大生物	学習院	ICU	東海大	創価大	千工大	和洋女子	武工大
申込No.	○		○	○	○	○			○		
申込日	○	○	○	○		○	○		○	○	
氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身分・所属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
書誌事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
依頼日											
依頼先名	○	○		○				○	○	○	
依頼No.							○			○	
典拠	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
支払方法	○				○	○	○	○	○		
複写料金	○				○	○	○	○	○		
到着日	○					○	○		○		
連絡日	○				○		○		○		
受領日					○	○	○				
謝絶	○										
次回来館日			○								
備考		○		○					○		○
住所・TEL		○	○				○	○		○	
FAX		○									
手配範囲							○		○		○
自館検索							○				
依頼方法	○					○					
料金支払日						○			○		
受付担当者名		○					○	○		○	
連絡方法		○					○		○		

### 3 NACSIS-ILL

#### (1) NACSIS-ILLのメリット・デメリット

##### 1. はじめに

NACSIS-ILLの最大の特徴は、所蔵調査、文献複写、貸借の検索・依頼・受付などの業務がひとつのシステムでできることである。ここではNACSIS-ILLを導入すると、具体的にどんなメリット・デメリットがあるのかILL参加館の会員から出た意見を列挙してみる。

##### 2. メリット

- ・検索とORDERが一度にできるので、処理が速い
- ・同一雑誌を依頼する時はCOPYができる
- ・巻号で依頼館を絞り込めるため所蔵館の決定が便利
- ・書誌データの入力をしなくても自動的に入る
- ・依頼中データの受付館の処理状況がわかる
- ・5館まで次候補館が設定できるため、最初に依頼した館が謝絶しても自動転送される
- ・NDL, BLDS Cに依頼できる
- ・コメントを送信できるので、相手先に確認の電話を入れなくて済む
- ・相手先の利用条件が参照できる(但し処理中は参照不可)
- ・更にILL加盟館が増えれば、自館が相互協力業務を休止する時「N」で対応できる
- ・あらかじめ書誌に請求記号、登録番号を学情データに登録しておけば、自動的に表示されるので、複写を受付けた時、請求記号を検索する手間が省ける

##### 3. デメリット

- ・運用時間…… 平日午後6時以降、土日、第4木曜日の午後にシステムが休止する
- ・参照不完で照会コマンドを誤って謝絶コマンドを送信した場合、取消しができない
- ・貸借や依頼で現物が届いたという確認コマンドを送信するのを忘れてしまう
- ・依頼で徴収猶予許可番号を入力する時、許可を受けている所とそうでない所に一緒にORDERできない(受付館側のFA番号の後に徴収猶予許可番号が入力できるとよい)

##### 4. 学術情報センターへの要望

###### ◎講習会について

学術情報センターでは、ILLシステムを導入している館の担当者に対して講習会を行っているが、より迅速に正確に書誌データを検索するためにも各種コマンドの使い方を詳しく教えて欲しいという声が多かった。例えば、次のようなコマンドである。

- ・SCAN(文字列検索)
- ・SEARCH(ファイル検索)
- ・UNDO(限定解除)
- ・OBSERVE(処理状態を変えず詳細表示する)
- ・SWITCH(画面切替)
- ・LOOKUPLIBRARY(図書館利用条件参照)
- ・COPY(レコードの複写)
- ・RETRY(再検索)

◎機能について

- ・依頼番号一覧にSUM（料金）の出力
- ・機関名順（FA番号順）トータル受付件数の一覧出力
- ・依頼データの検索機能を強化

5. おわりに

NACSIS-ILLを分析するほど、迅速且つ正確に業務ができるシステムであり、非常に便利であることを改めて実感した。

NACSIS-ILLを導入している館でも複写に関しては、FAX や郵送等も受付けているのが現状だが、これから加盟館が増え、このシステムで複写、貸借の依頼・受付方法が統一化が進めば、より相互協力業務が簡素化されることは間違いないであろう。申込者のためにも、NACSIS-ILLを導入することが大学図書館のサービス革命につながる一歩ではないだろうか。

参考文献

- (1) 学術情報センターILLシステム操作マニュアル第3版
- (2) 相互協力研究分科会報告第5号
- (3) 山田知子北川正路「NACSIS-ILL利用の現状と今後：東京慈恵医科大学医学情報センターの事例」医学図書館1996；43（1）：pp65-68

### 3 NAC SIS - ILL

#### (2) NAC SIS - ILL ユーザ会の料金相殺について：業務の合理化を考える

##### NAC SIS - ILL システムと業務合理化

今期の相互協力研究分科会では、業務の合理化をすすめるためにはどうしたらよいか、NAC SIS - ILL システムは相互貸借の事務量を増大するか軽減するか、という2つのテーマについて、会員各館の相互貸借の帳票紹介や複写依頼・受付のフローチャート作成等を行った。NAC SIS - ILL システムを利用している館では、画面のハードコピーを帳票代わりに使用するなど、合理化のための様々な工夫がみられた。

NAC SIS - ILL システムは、依頼側には所蔵調査及び依頼伝票作成の効率化、図書借用／文献入手の時間短縮というメリットをもたらしたが、受付館の指定方法により払い込むという従来の料金支払方法はそのまま残された。そのため、業務全体では、件数の増加に相対的に支払業務の負担が重くなっている。受付側では料金明細をローカルシステムでプリントし、複写物に同封する（これを省いている館もある）ほか、宛名ラベルをプリントして事務量軽減をはかっている。それでも、料金の入金確認は省力化できないため、受付・発送の合理化にも限界がみられる。

##### 料金相殺のためのNAC SIS - ILL ユーザ会

NAC SIS - ILL ユーザ会（以下ユーザ会と略す）は、1994（平成6）年10月に発足した文献複写料金の支払業務合理化を目的とする図書館間の協力体制である。発足当時は、医学図書館からの提唱ということもあり、医学図書館6館間で相殺が行われていたが、徐々に加盟館が増え、1997（平成9）年10月現在、公私立大学図書館・研究機関図書館26館がユーザ会に加盟している。なお、今期会員のうち1館が、1995（平成7）年10月からユーザ会に加盟している。

##### 分科会の試み

料金相殺は、増え続ける相互貸借件数を能率的に処理するために重要な課題であった。相殺に関して会員共通の認識を得るために、ユーザ会幹事館の東邦大学医学図書館山口氏に講演を依頼したほか、相殺の効果と実際の問題を検討することにした。より具体的に相殺の実例を検討するため、分科会会員の所属する館のうち、受付・依頼をNAC SIS - ILL システムで行っており、かつ実績公表の承認を得た館でモデルケースとして相殺の一覧表を作成してみた（次ページからの表参照）。相殺は4～10月を上半期、11～3月を下半期として行われるため、別々に表を作成した。

実際のユーザ会の相殺では、学術情報センターで10月・3月末日締めで集計された加盟各館の相手館との料金明細が幹事館から送られる。加盟館は、その明細にしたがって負の差額を相手館に支払うことになっている。

このモデルケースでは各館の依頼・受付状況が一覧できるよう、依頼館は縦軸、受付館は横軸に配列した。ただし、いずれの例も各大学図書館で依頼文献の料金支払いを館員が代行していると想定している。

横：相手館 縦：自館	文献複写料金相殺（相互協力研究分科会）モデル【1996（平成8）年度上半期】																							
	大東文化大			獨協大			国際基督大			明治大			日大			創価大			東海大					
	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額			
大東文化大学	0	5	1220	0	5	1220	0	5	1220	0	5	1220	0	5	1220	0	5	1220	0	5	1220	0	5	1220
獨協大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際基督教大学	0	1	890	0	1	890	0	1	890	0	1	890	0	1	890	0	1	890	0	1	890	0	1	890
明治大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本大学 生物資源湘南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
創価大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海大学 湘南	0	2	1120	0	2	1120	0	2	1120	0	2	1120	0	2	1120	0	2	1120	0	2	1120	0	2	1120

差額は受付分の料金合計から依頼分の料金合計を引いた金額をしめす。  
なお、相殺は負の差額の館が相手館に差額を相手館の指定の方法で払い込む。

横：相手館 縦：自館	文献複写料金相殺（相互協力研究分科会）モデル【1996（平成8）年度下半期】																				
	大東文化大			獨協大			国際基督大			明治大			日大			創価大			東海大		
	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額	依頼	受付	差額
大東文化大学				0	630	630	0	630	630	0	630	630	0	630	630	0	630	630	0	630	630
獨協大学	2	630	630																		
国際基督教大学	0	0	0	1	830	830	0	830	830	0	830	830	0	830	830	0	830	830	0	830	830
明治大学	2	1230	1230	4	3380	3380	4	3380	3380	4	3380	3380	4	3380	3380	4	3380	3380	4	3380	3380
日本大学 生物資源湘南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
創価大学	0	0	0	5	1070	1070	5	1070	1070	5	1070	1070	5	1070	1070	5	1070	1070	5	1070	1070
東海大学 湘南	1	460	460	2	3420	3420	2	3420	3420	2	3420	3420	2	3420	3420	2	3420	3420	2	3420	3420

差額は受付分の料金合計から依頼分の料金合計を引いた金額をしめす。  
 なお、相殺は負の差額の館が相手館に差額を相手館の指定の方法で払い込む。

例えば、獨協大学は創価大学に96年度上半期、2件660円の複写を依頼し、創価大学からの受付分は3件2,470円だったので、差額は1,810円となる。この場合、創価大学が負の差額を生じたので、獨協大学が差額分の金額を請求し、創価大学がそれを支払うこととなる。依頼・受付件数がこのように少ない場合は件数ごとの支払とさほど変わりはないように思われるが、次にあげる例のように相互の処理件数が多い館同士だと請求・支払ともに半年に1回で済むので、相殺の時期には別件の請求・支払もあって混乱をきたすかもしれないが、年間を通して考えれば、処理件数が多い館ほど相殺のメリットは大きいと考えられる。以下は、会員所属の大規模館の例である。

東海大学附属図書館（湘南校舎4館）	と	明治大学図書館（本館・和泉・生田3館全館）
上半期	東海依頼／明治受付	24件 14,640円
	明治依頼／東海受付	23件 7,940円
	差額	6,700円（東海大学が支払）
下半期	東海依頼／明治受付	9件 4,230円
	明治依頼／東海受付	17件 5,890円
	差額	1,660円（明治大学が支払）

相互協力では、特定の館に申込を集中させないというルールや閲覧での資料の利用もあるため、この一覧表に限らずとも各館の依頼・受付件数が少ない場合があるが、相殺のグループに加入していれば互惠互助ということで互いに申込を増やしても、料金支払・入金確認の負担は増えない。

#### ユーザ会相殺の実例

ユーザ会加盟館の岩手医科大学附属図書館川崎氏は相殺のメリットを、実際に相殺をしている立場から挙げられている。それをまとめてみると、相互協力ネットワークの拡大と活用がNACSIS-ILLシステム利用の成果といえるのではないだろうか。また、川崎氏はNACSIS-ILLシステムへの加入は業務上プラスになっていると述べている。

分科会会員の国際基督教大学図書館（以下ICU）でも、複写依頼・受付件数でのユーザ会加盟館の割合は全体にしめる半期ごとに増え続け、1997（平成9）年上半期では、受付830件中108件、依頼767件中152件が加盟館に対するものであった。ICUでは、受付・依頼ともに件数が年々増加しており、特に学外への依頼の伸びが著しいが、それでも支払業務が軽減されているため、ユーザ会の相殺制度が業務の合理化に果たした役割は大きい。また複写の全体では、1996（平成8）年度にNACSIS-ILLシステムの依頼・受付件数が、その他の件数を上回るようになった。確かに、ICUの処理件数はシステム加入後増加し続けているが、複写申込時の業務を合理化することで、担当者の負担を過剰にせず利用者に対応できている。ICUでもNACSIS-ILLシステムとユーザ会に参加したメリットは大きいといえる。

#### NACSIS-ILLシステムと相殺による業務合理化

日本では、設置者の違いや経理上の問題で、全国的な大学図書館相互協力ネットワークはあっても、大学間の垣根を越えた文献複写料金の相殺は行われていない。しかし、NACSIS-ILLは、相殺のシステム上での処理を可能にしたが、館種を問わず参加で



きるので、より多くの図書館が利用すれば、さらにシステムが発展し、全国的レベルでの相殺の可能性が考えられる。システム利用の不安として受付件数の増加を懸念する声はあるが、それは自館が恩恵を得るために多少は必要なことだと割り切ることはできないだろうか。確かに、大規模館や受付過多の館では負担が増えるかもしれない。しかし、NACSIS-ILLシステムを利用すれば、従来の方法と違って、申込から相手館での受付までの時間が短縮され、依頼時にシステム参加館へ距離を問わず申込みことができ、自館の相互協力ネットワークが拡大される。受付業務は、非常勤職員、業務委託や外注、学内他機関などの協力を得れば、業務合理化はある程度可能であるが、自館にない文献や図書を入手する情報アクセス・サービスの館員数は削減できない。むしろ、そのために人員を必要とするのではないだろうか。文献複写業務のうち、料金支払いと入金確認は負担の大きい業務にもかかわらず、図書館員の専門的な仕事とは言えない性質のもので、合理化する必要があると考えられる。それを担当者あるいは会計担当者がさばききれぬならまだ良いが、文献複写料金は、1件毎の取引金額が低いが、かかる労力は高額の決済と変わらないため、件数が増えれば増えるほど担当者の負担もまた増えてしまう。料金相殺は、その負担を少しでも軽減するべく、もっと広く実施されるべきではないだろうか。NACSIS-ILLシステムを利用しているおかげで、実際に国立大学図書館やユーザ会の加盟館は料金支払いを省力化できているのである。

以上、NACSIS-ILLシステムを利用した相殺制度について述べたが、国立大学図書館と公私立大学図書館間の料金相殺も実現できるよう、引き続き関係諸機関に検討していただきたいものである。また、料金支払方法が多様で煩雑という私立大学側の経理上の問題点も解決する必要があるだろう。

相互協力業務に携わる者としては、NACSIS-ILLシステムが、今後郵送やファクシミリによる申込に代わって普及し、全国を網羅したシステムとしてより一層発展し、活発に利用されることを希望する。

#### 参考文献

- 1) 相互協力研究分科会平成8年1月例会 東邦大学医学部図書館 山口直比古氏講演資料
- 2) 川崎かおる「NACSIS-ILLの利用とユーザー会」 医学図書館 43巻3号 1997 p. 364-368
- 3) 山田知子、北川正路「NACSIS-ILLの利用の現状と今後：東京慈恵会医科大学医学情報センターの事例」 医学図書館 43巻1号 1996 p. 65-68
- 4) 牛澤典子、黒川玲子、山口直比古「文献複写は図書館員の専門的な仕事か？：東邦大学医学部図書館における文献複写業務の外部委託と代行サービス利用」 医学図書館 43巻3号 1996 p. 342-346

以上

#### 4 まとめ

以上、これまで相互協力における文献複写業務の現状、および NACSIS-ILL による処理内容の考察、ユーザー会による料金相殺制度などを概観してきた。最初にも記したとおり、当グループの意図した方向は、館を越えた業務の標準化の可能性を探ることであった。

情報爆発の最前線にいる大学図書館にとって、リソース・シェアリング（資源共有）という概念を抜きにして情報入手を考えることはできない。その中心となる手法が図書館同士の文献複写業務であるとすれば、これを効率よく行うための検討は、個々の大学図書館全てに課せられた責務であるといえは言い過ぎであろうか。

上記の課題を可能とする手段としては、全国的規模で展開する NACSIS-ILL が現在のところ最も有力なスタンダードであろう。

当グループとしては今回の考察が、今後の相互協力業務にとって有用な示唆を含む内容となっていることを切に望んでいる。

## NACSIS-ILL ユーザー会設立の経緯と現状

山口 直比古

### 1. はじめに

平成7年度の日本医学図書館協会加盟館統計によると、加盟館全体での一年間の文献複写申込件数が387,843件、受付件数が578,725件にのぼっていた。一館あたりの平均で申込件数が3,558件、受付件数が5,460件である。この数字はここ数年増加する傾向にある。その原因としては、各図書館における文献検索サービスが充実し、MEDLINEや医学中央雑誌でヒットした文献を申込んでくるケースが増加したことや、かつて製薬会社が医師へのサービスとして行っていた文献提供が規制により難しくなったことなどが考えられる。受付件数のほうがはるかに多いのは、加盟館以外、その多くは病院であるが、そうした機関よりの申込みも増加しているためである。こうした傾向、とりわけ受付件数の増加には各館ともその対応に苦慮し、限られたマンパワーのもとで必死に処理している、というのが現状である。

そうした中で、文献複写業務の合理化ということが考えられなければならないのであるが、申込みに関しては、NACSIS-ILLは一つの光明ををもたらしたといえるだろう。NACSIS-ILLに参加することによって文献複写の申込みは大幅に合理化され、本学においても申込みの70%近くがネットワークを通して依頼されるようになった。しかしながら、複写物を受け取った後には必然的にその料金の支払いという業務が待っている。本学の場合通常は1ヶ月に2度ほどの業務であったが、相手館の数も多くまた支払いの方法も多くは郵便振込であるが、中には銀行振込や現金書留での送金を要望する館もあり、送金業務は複雑で間違いの許されない業務であった。係員にとっては、時間的にも精神的にも負担の重い業務であった。この業務をなんとか合理化できないものかと考え出されたのが文献複写料金の相殺制度の導入である。

### 2. ユーザー会の設立

文献複写料金の相殺はすでに国立大学図書館間では行われていた。大阪大学を処理センターとし、半年に一度データを送り、相殺一覧を出力し国の会計処理に基づいて移算という措置が行われていたのである。当初は葉書による文献複写依頼が中心であったため、その一部をまとめて送付していたのであるが、後にNACSIS-ILLが開始されると、その葉書のデータを大阪大学に送付するという作業さえもが無くなってしまった。この相殺制度は発足当初私立公立大学図書館までもを視野にいれていたのであるが、私立大学の側の個別館の事情が異なりすぎ、統一がとれないということで見送られた事情がある。

こうした国立大学での事例があることから、私立・公立大学間でも同様のシステムが運用できないものかと、学術情報センター目録情報課専門・電子情報係（当時の名称）と相談したところ、技術的には問題ないとの回答をいただき、あとは制度的な面での整備を行えば実現は可能であるとの感触を得た。

ユーザー会（正しくは「文献複写・現物貸借料金相殺のためのNACSIS-ILLユーザー会」）の設立は平成6年であった。東京慈恵会医科大学医学情報センターの裏田助教授と相談し呼びかけ人となり、当時NACSIS-ILLに参加している7館の医学図書館協会加盟館に趣旨を説明し参加を呼びかけた。医学図書館協会の加盟館に限定して呼びかけたのは、協会は昭和2年の発足当初より相互協力をその活動の目標としてきており、相互の協力関係がすでにできあがっていたこと、また本文の最初に示したように互いの文献複写のやりとりの件数が非常に多く、この新しい相殺制度の導入による利益も大きく、賛同を得やすいのではないかと判断によるものである。同時に、日頃より交流もあり、実験的に開始するにはこうした小グループのほうが問題点の検討などしやすいのではないかと判断もあった。結果6館の賛同を得、会則等の整備に入った。

学術情報センターとの数度にわたる打ち合わせの結果、平成6年の秋には会則および実施要項がまとまり、10月1日より実施することとなった。相殺は4月1日より9月30日までを上期、10月1日より翌年の3月31日までを下期とし、最終日までにOKコマンドの発行されたレコードを処理対象として、学術情報センターで集計される。その結果が収支明細表として本学にまとめて送付され、それを各館にお送りさせていただいている。収支額がマイナスのものについて相手館の指定する料金支払い方法によって支払い、プラスになっているものについては、相手館からの送金を待つということになる。

### 3. 現状と問題点

会則は定めたものの、当面会費は無く、総会も開催されない。入会退会も自由である。検討しなければならない事項は、郵便による持ち回りの審議を経て検討され、決定実施されることになっている。こうした方法でこれまでに、現在国立大学間でも実施されていない現物貸借も相殺制度にのせることが決められている。また、相殺時期を4月と10月ではなく3月と9月に早めることも検討したが、賛否半ばとなり継続審議となっている事項もある。電子メールによるよりスムーズな連絡調整の確立も検討されたが、電子メール使用可能な館が調査時点ではそれほど多くなく、繰り延べになっている事項もある。

参加会員館数は、平成9年度下半期で26館となっている。例年2月と8月にNACSIS-ILL参加館にユーザー会参加のご案内の文書を送付しているが、毎回全ての館にというわけにもいかないので、文献複写件数が比較的多いのではないかと考えられる自然科学系の大学を中心40館程度にご案内をさしあげている。退会する館もあつたりしたが、現在の数字にまで年々増加してきた。

実際どの程度利用されているのかということ平成8年度上半期の数字で見ると、総申込件数が5,418件で金額にすると1,824,060円ということになる。多い館では半年に1,500件の申込みを行っているところもある。この数字からユーザー会の活動がどの程度有効に機能しているかははっきりとは言えないが、日本私立大学連盟の大学図書館実態調査平成8年度によると、文献複写の総受付件数が227,150件であることを勘案すると、およそ5%に近い文献複写が料金相殺制度にのって処理されたことになる。問題点としてまずあげられるのは参加館が少ないことである。国立大学図書館協議会は、近い将来公立・私立までも含めた料金相殺制度の導入を検討しており、私立大学側の窓口としてこのユーザー会に大きな期待を持っている。具体的に検討されている案としては、双方が窓口を一本化し、

窓口同士での料金の相殺を行うというものである。その第一歩として、徴収猶予許可番号の統一ということが国立側の英断で平成9年度より実施されている。こうした全国的な料金相殺制度を実現するためにも、より多くの公立・私立大学の参加を望みたい。

参加の妨げの要因となっているのは、複写料金の支払いが大学の会計担当部門によってなされており、相殺時期を含めて支払いの猶予や半年も待たなければ入金しないなどの点が問題となっているのだらうと予想される。すでに参加している館では、それぞれ個別にこの問題点を解決しており、必ずしも解決不可能な問題であろうとは思われない。

次に問題なのは、相殺制度を導入するほど文献複写にたいする要望が無い、という特に人文社会科学系の大学図書館がかなりあるのではないかと思われる点である。先の私立大学連盟の実態調査を見ても、文献複写の件数が年間100件に満たない大学が数多くみられるのである。ここから先は各図書館の方針の問題であるから強くは言えないが、情報提供サービスはいかにあるべきかというようなところでまで行き着いてしまいそうである。もちろん人手不足ということもある。

参加館数が今一つ伸び悩んでいる点をのぞけば、ユーザー会として現在かかえている問題は無い。

#### 4. おわりに

ユーザー会の活動は学術情報センターの全面的な協力のもとに行われており、そのホームページでも紹介されている。<http://www.cat.op.nacsis.ac.jp/INFO/ILL/fee.html>しかしながら、その活動は必ずしも十分な理解を得られているとは思えない。受付件数の増加を恐れてNACSIS-ILLへの参加を躊躇している図書館も多いと聞いている。図書館間の相互協力のありかたそのものから問い直してゆかなければならないのかもしれない。多くの図書館のご理解とご協力をお願いするしだいである。

#### 参考文献

川崎かおる：NACSIS-ILLの利用とユーザー会 医学図書館 1997,44(3):364-368

山口 直比古

東邦大学医学部図書館

tel 03-3762-4151 ext 2441

fax 03-3764-1642

相原 雪乃

### 1. はじめに

学術情報センターが目録所在情報サービスの一つとして提供するNACSIS-ILLは、図書館間の相互協力業務にかかわるメッセージ交換を電子化したシステムとして、大学図書館を中心とする学術研究機関の業務に浸透してきた。そのしくみについては、いままでもいくつか紹介文献が発表されているので1) 2) 3) 4) 5) 6)、そちらを参照していただくこととして、サービス開始から6年目を迎え、参加館の増加(数のみならず館種の多様化)、外部依頼機能の充実、また新ILLサービスの開始等の環境の変化も考慮して、今後のあり方について、NACSIS-ILLを利用した業務の合理化を中心に考察してみたい。

ただし以下に述べることは筆者の個人的な意見も含まれており、必ずしも所属機関を代表する意見でないことを最初にお断りしておく。

### 2. 統計からみる傾向

まず、現状分析のために統計を示す。データは特に断わりがない限り平成9年3月31日現在のものである。年の表示は「年度」を表わす。

図1、図2は設置種別による利用機関数の変化と平成8年度末現在のNACSIS-ILL導入の比率を示している。

図3、図4は、処理レコード件数の推移を表したものである。グラフ中「実態調査」となっているものは、文部省が毎年行っている「大学図書館実態調査結果報告」による。平成8年度のデータはまだ発表されていない。また受付件数は受付館にとっては謝絶件数も含まれているのでNACSIS-ILLでも終了レコード件数の他に謝絶の回数もカウントしたものを示した。残念ながら平成4年度と平成5年度の謝絶データは採取できなかった。利用機関の伸びにともない、年々全体の処理件数も増えている。貸借は平成8年度から始まった国立国会図書館への外部依頼件数につられて増加の比率が大きくなっている。また、実態調査による件数(または冊数)との比較を行うと、平成7年度末現在で、大学図書館の依頼業務の約6割(複写・貸借)、受付業務の約5割(複写)、8割(貸借)がNACSIS-ILLを利用して処理されていることがわかる。

図5は、NACSIS-ILLでの依頼先別の推移を表している。設置機関毎に依頼先の別を同じく設置機関で分類して経年変化をみたものであるが、私立大学のNACSIS-ILL利用機関数に伴って、私大→国大への依頼が私大→私大へと移ってきているのがわかる。また図6は、私立大学図書館をNACSIS-ILLの複写受付件数順に左から並べ変えたもので、横軸が長くなればなるほど受付を行っている機関が増加し、グラフの膨らみが増すほど分散化の傾向を読み取ることができる。ただし、全体として件数の絶対値が増加していることには変わりはないので、分散化が直ちに処理件数の減少を意味するわけではない。

### 3. 相互協力業務の合理化の方策

財政状況の悪化による資料・人件費の削減で、処理件数は増加し作業人員は減少すると

いう傾向が顕著になってきており、業務の合理化の必要性がますます高まっている。

ここでは相互協力業務合理化の課題として以下の3点を取り上げる。

- ・料金決済の簡素化
- ・交換されるデータの標準化
- ・電子的なドキュメントデリバリの実現

### 3. 1. 料金決済の簡素化

料金決済の簡素化は、相互協力料金精算のための一元的なシステム（代表機関が料金相殺の計算と口座管理を行うなど）をつくるか、外部の料金決済システムの利用か（信販—将来的には電子決済—など）の2つの考え方があろう。もちろんその制度の実施については、設置機関の種類による会計制度などの制約や手数料負担の問題が生じるためすぐさまこれらのしくみを取り入れることはできない。

前者についてはそのバリエーションが部分的に実現されている。国立大学等図書館間の文献複写料金について予算振替により行う精算処理や「文献複写・現物貸借料金のためのNACSIS-ILLユーザ会」（以下ユーザ会）における図書館間の精算がその例である。これらを一元的なシステムに移行する試みは過去何度も検討されてきたが、前納制という国の会計制度等によりまだ実現には至っていない。現在も引き続き国立大学と文部省において検討がなされている。

一方、現実問題として、国立大学のグループとそれ以外の各々の機関の世界をいきなり一つにするよりも、国立大学のグループと他のグループとの協力による一元化という方がステップとしてたどりやすいことは明白である。そのためのしくみとしてユーザ会が存在する。平成9年度下半期現在私立大学など24機関26組織が参加しているが、ユーザ会については他稿に詳しい解説があるのでそちらを参照していただきたい。

ところで国立大学以外の機関が国立大学を相手にする処理の割合は年とともに減少してきている（図7）。その理由が料金決済の繁雑さによるためであれば、国立大学との料金決済が簡素化された時点で、多少割合が戻る可能性はある。また、現在の状況をそのまま判断すると、国立大学以外のグループ（もちろん簡単にひとくくりにはできないが）で料金精算の制度が確立すれば、決済の簡素化に大きな効果があることが予測されるので、その点からもユーザ会の拡大が望まれる。

### 3. 2. 交換されるデータの標準化

交換されるデータの標準化とは、実際に記述されるデータのルールを作り必要に応じてコード化・定文化するといった記述方法の基準を設けることである。

NACSIS-ILLは、すでに制度としてあった図書館間相互協力業務でやりとりされる依頼書をシステム化することからスタートしており、システムの「しくみ」自体はスムーズに理解して利用されている。しかし、現在のところ人が目でみて内容を理解しながら処理を行うことを前提にデータが記述されているため、自動処理を行ったり、正確に情報を伝えながらも入力の手間を省いたりすることが難しい業務となっている。

サービス開始当初に比べて、より性能の良いコンピュータが安価に入手できるようになったことや、ネットワークの発達でデータ交換の標準化の考えが推進されていることを考えると、ILLシステムを単なる「人間同士のメッセージ交換システム」から「異なるシステム間をつなぐデータ交換システム」へと変化させる段階にあるのではないだろうか。

このような面では国際的にはISOのILLプロトコル(10160/10161)が定められており7)、今後NACSISもこのプロトコルに基づいたデータ交換を外部機関と行う可能性が高いため、標準化という考えを意識的に取り入れる必要がある。もちろん標準化実施にあたっては人間が記述のルールを意識しながらNACSIS-ILLを使用するのではなく、システムのインターフェースを向上させて入力の手間をかけない工夫を考慮する必要もあることは言うまでもない。

一方、標準化によりILLシステムで交換されるデータがILLでのみ使用されるにとどまらず、電子図書館等のシステムと連携して利用者へのサービスを向上させる効果をもたらす可能性もある。

### 3. 3. 電子的なドキュメントデリバリの実現

図書館間の相互協力業務においては常に「情報の移動」があり、現在その情報の形態は、「本」であるところの現物資料と複写された資料が主である。移動の手段としては、郵送が大半で、複写された資料では他にFAXや、資料を画像として電子化したファイルの送信の利用がある。

この電子ファイルの送信(電子的なドキュメントデリバリ)は、郵送作業の省力と入手にかかる時間短縮の大きな解決手段であり、現在一部の大学8)では試行的にRLGが開発したドキュメントデリバリシステムであるArielを使ってファイルの送受信を行っている他、同種の画像ファイル取り込み/送信システムであるミノルタ社製のEpicwinも試験的に利用している。技術的には電子ファイルの送受信は簡単に実現できることではあるが、それをNACSIS-ILLレコードと連動させて運用することが今後の課題となる。国立大学図書館協議会の次期電算化システム専門委員会では、文献画像伝送システムとしてその仕様を作成中である。

もちろん電子的なドキュメントデリバリが現在の図書館サービスの枠組の中で可能であるか否か、可能であればどのような条件の下に可能となるかについては、著作権法との関係を整理するべく国立図書館協議会等において検討が続けられており、その推移を見守る必要がある。

## 4. 新ILL

平成10年度からCATPと呼ばれる新しいプロトコルでのNACSIS-ILLサービスが開始される9)。これは従来の仮想画面転送方式によるレコード更新方式ではなく、データそのものをNACSISに置かれたサーバに送ることによってレコードを更新するシステムである。

現行のシステムではデータのやりとりと操作方法が一体となっており、いわば直にNACSIS-ILLレコードを扱っているイメージだが、新システムでは上記を2つの階層で捉えることができるので、従来は実現の難しかった自由な画面設計が可能になる。また、「依頼館しか処理できない」または「受付館しか処理できない」レコードに関してはNACSISに接続することなくあらかじめクライアント側でデータを作っておくこともできる。

新ILLシステムの例として以下のような機能が考えられる。

### (1) 自動処理

- ・ 受付処理と受け付けたレコードの振り分け
- ・ 利用できない資料の照会、謝絶



- ・コメントの解析
- (2) 専用クライアント
  - ・依頼レコード作成における文献検索機能の充実
  - ・作業帳票の機械的な読み取り
  - ・送付資料の情報（大きさ・枚数等）の自動設定
  - ・外部依頼における転送可能なフィールドの区別
  - ・BLDSC 依頼時のコードの読み替え
  - ・入力できない文字種の解析
- (3) 画像伝送システム
  - ・送付先の自動設定
  - ・画像ファイルの情報（大きさ・枚数等）の自動設定
  - ・画像ファイルの送受信と状態遷移の連動
- (4) 複合サービス
  - ・利用者からの申込受付と処理状況回答
  - ・電子図書館システムとの連動

## 5. おわりに

情報流通の活発化、資料購入費の減少によって相互協力業務は増加の傾向にあり、依頼・受付とも処理件数の増加は避けられない。データ交換の方式をうまく使って業務の合理化に着目しつつ、NACSIS-ILLを利用することが今後ますます重要になってくる。

また、本稿では触れなかったが、相互協力は資料の収集方針、利用者の情報アクセスと密接に関わる問題である。相互協力が真の意味での図書館協力となるような施策が必要である。

## 参考文献

- 1) 「学術情報センターILL システムの稼動について」 坂上光明 「私立大学図書館協会会報」 No.97 1991 P.106-111
- 2) 「大学図書館サービス活動の活性化に向けて—学術情報センターILL システムの概要—」 小西和信, 甲斐重武 「情報管理」 Vol. 35 No.3 1992 P. 192-204
- 3) 「学術情報センターILL システムの概要」 甲斐重武 「薬学図書館」 Vol.37 No.1 1992 P.8-5
- 4) 「学術情報センターILL システムの利用状況と図書館協力」 甲斐重武 「大学図書館研究」 No.41 1992 P.1-16
- 5) 「学術情報センターILL システムの概要」 星野雅英 「びぶろす」 Vol.45 No.9 1994 P.197-204
- 6) 「NACSIS-CAT/ILL入門」 米沢誠 「ほすびたるらいぶらりあん」 Vol.22 No.1 1997 P.5-9
- 7) <http://www.nlc-bnc.ca/iso/ill/standard.htm>
- 8) <http://www.libra.titech.ac.jp/ariel-ddc/>

9) <http://www.cat.op.nacsis.ac.jp/INFO/newcat/index.html>

---

相原 雪乃 (Yukino AIHARA)

学術情報センター

事業部目録情報課相互協力係

(V) 03-3942-6987 (F) 03-3944-7131

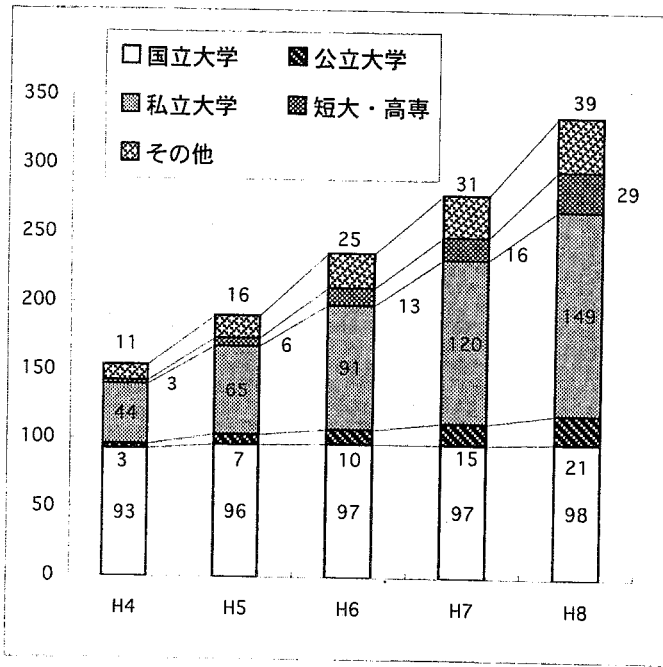


図1 利用機能数の推移

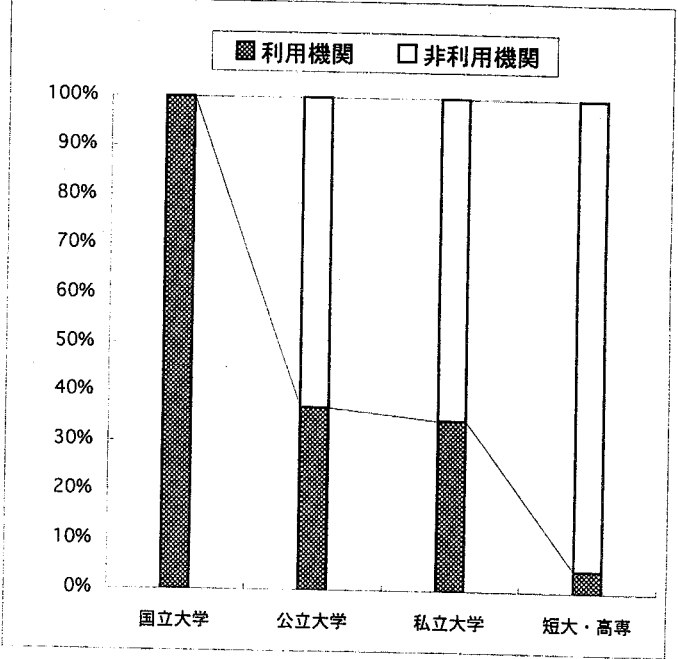


図2 NACSIS-ILL導入の比率

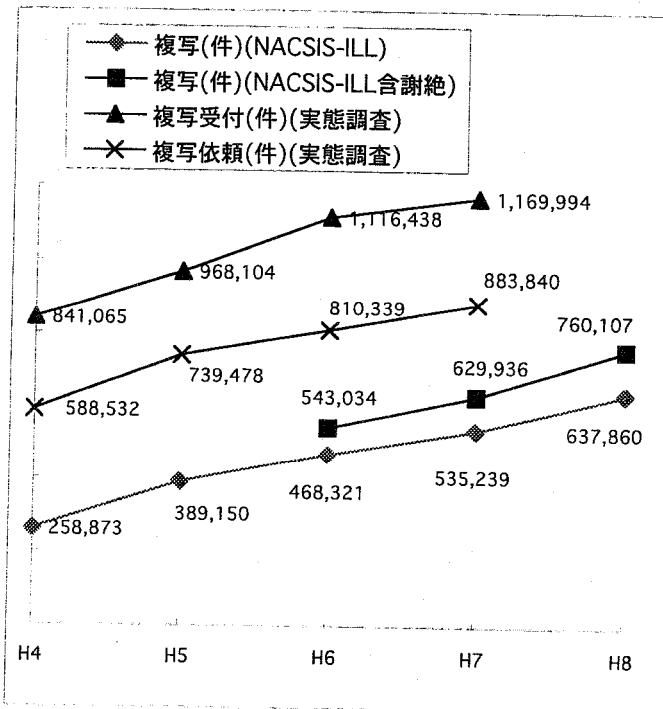


図3 NACSIS-ILL終了レコード件数の推移 (複写)

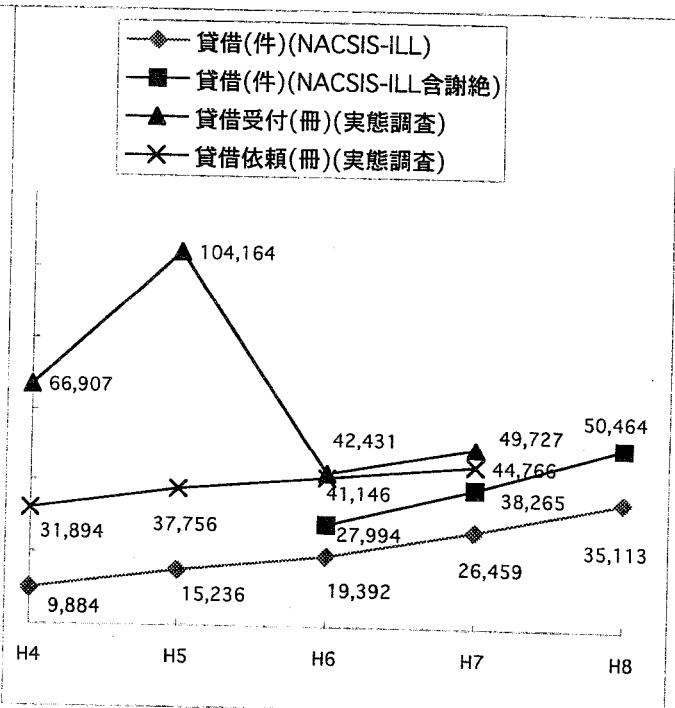


図4 NACSIS-ILL終了レコード件数の推移 (貸借)

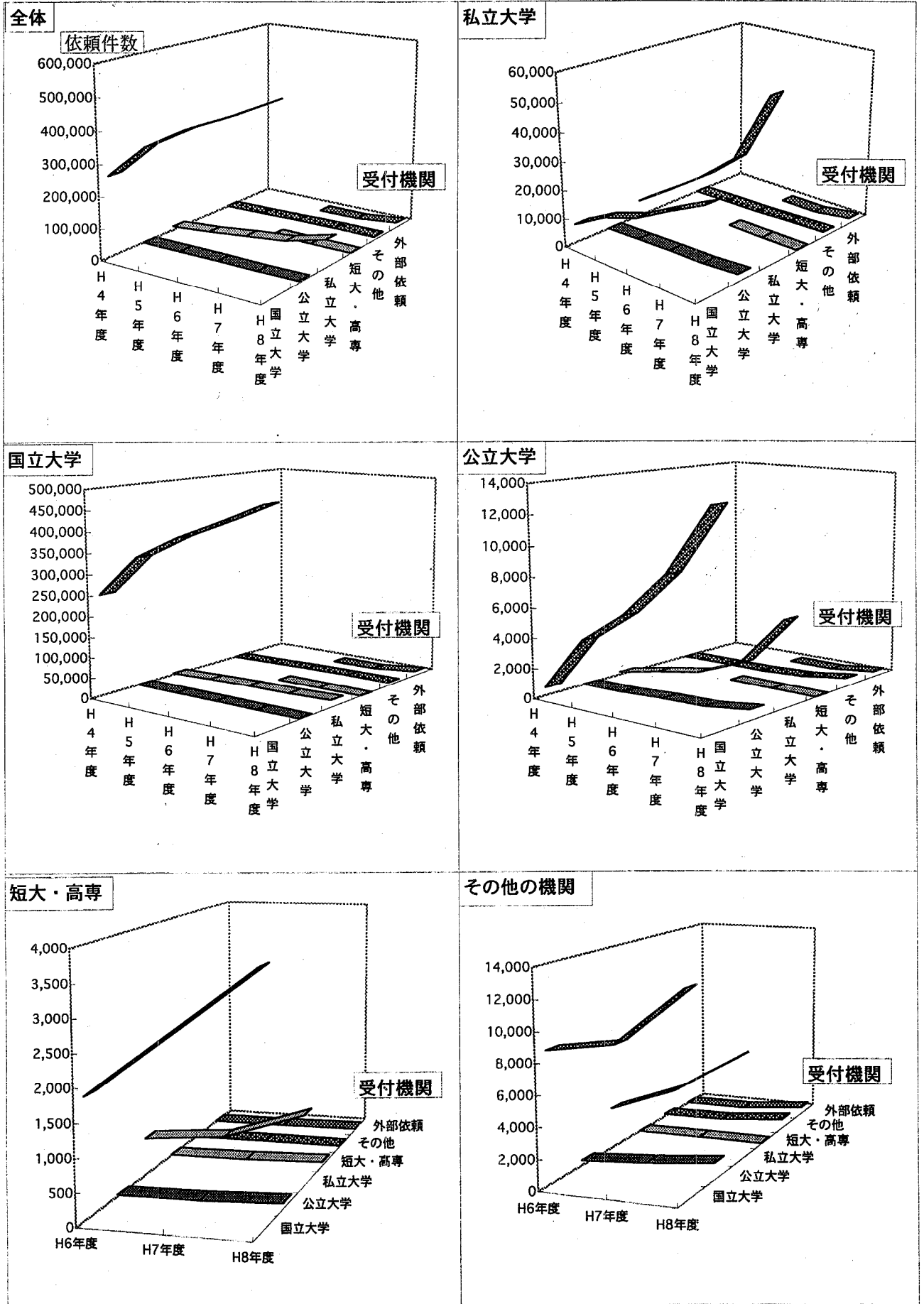


図5 依頼先別件数の推移

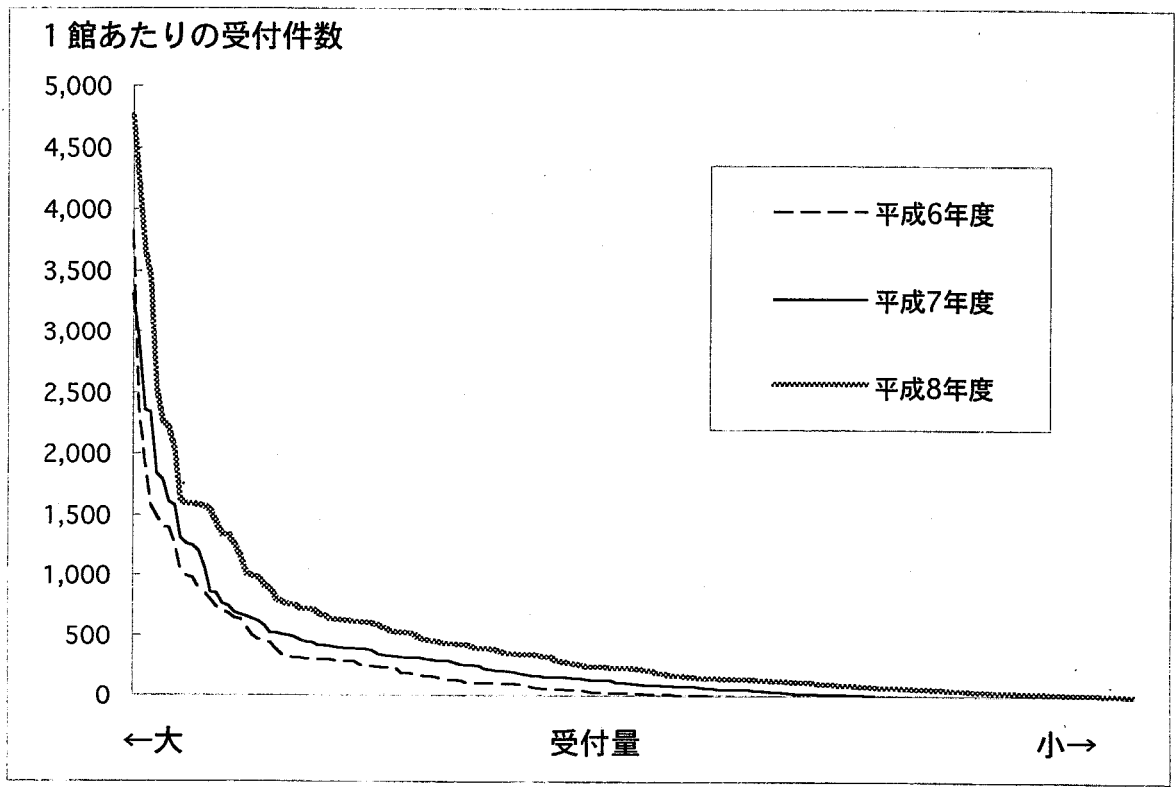


図6 私立大学図書館を複写受付件数順に並べたグラフ

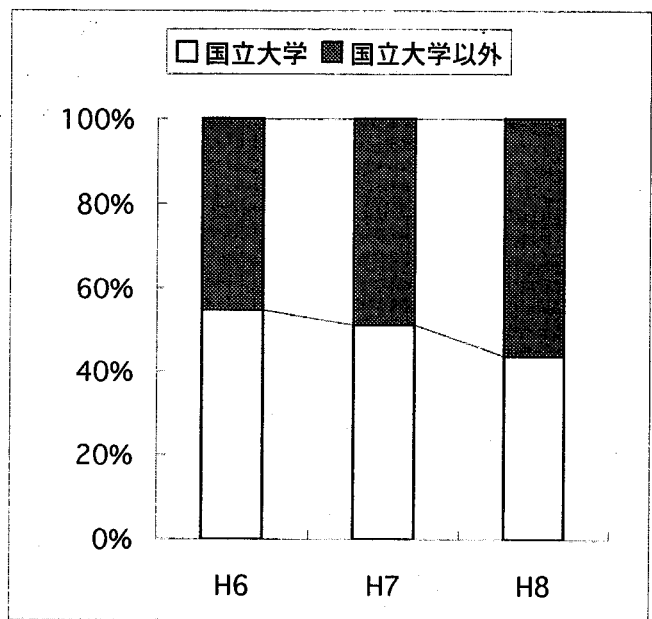


図7 国立大学以外の機関の依頼先

## 第2章

## 海外 I L L —最近の動向—

## 1 海外の所蔵館の探し方

### (1) NAC S I S - C A T の L C データの見方

NAC S I S - C A T で国内の所蔵館がない場合、アメリカ議会図書館のデータ (L C) が表示されることがある。

国内に資料がない場合、このデータをもとに海外の所蔵館を確認することができる。

図書書誌詳細表示

L C

1/

1

>:

<GA5984860X> RECST:n

GMD: SMD: YEAR:1993 CTRY:us TTL:eng TXTL: ORGL:

VOL: ISBN:0838976522 PRICE: LCCN:94150041

TR:Interlibrary loan in college libraries / compiled by Roxann Bustos

PUB:Chicago, IL : College Library Information Packet Committee, College

Libraries Section, Association of College and Research Libraries, American

Library Association, c1993

PHYS:140 p. : ill. : 22 cm

NOTE:Includes bibliographical references (p. 6)

PTBL:CLIP notes <> #16//a

AL:Bustos, Roxann <>

CLS:LCC:2713.5.U6

CLS:DC20:025.6/2

SH:LCSH:Interlibrary loans -- United States//K

SH:LCSH:Academic libraries -- United States//K

REM:001: 94150041 \003:DLC\005:19950126155943.7\008:940425s1993 ilua

b 000 0 eng d\010: \$a 94150041 \035: \$a(0CoLC)27321485\040:

\$aLLcM\$cLLcM\$dCoU-M\$dTxGeoS\$d0CoLC\$dDLC\042: \$alccopycat\043:

\$an-us---\050:00\$b158 1993\490:1 \$aCLIP note :\$v#16

### NAC S I S - C A T の画面

ここでは、コロラド大学の例をあげて説明する。

略語は、\$ (ドルマーク) と d の文字のうしろに表示されていることがわかる。

C o U - M University of Colorado, Medical Center, Denver, Col. 80220

この略語は、「Library of Congress Catalogs National Union Catalog '73 - '77」の Symbols of Participating Libraries を参照のこと。

資料が、国内、BLDSCにない場合は、この略語を手がかりに、海外の所蔵館を調べ、IFLAの申込用紙で各所蔵館に直接申し込むと、資料を入手することができる。

**CanSch** Regional symbol for **OCIW**

**Cj**

**CjW** See **CtW**

**Cl**

**Clements** Regional symbol for **MIU-C**  
**CleveMetGenHosp** Regional symbol for **OCIMGH**

**Co**

**CoAT** See **CoAIC**  
**CoAIC** Adams State College, Alamosa, Colo. 81101  
**CoAIT** Obsolete. See **CoAIC**  
**CoBBS** United States National Oceanic and Atmospheric Administration, Environmental Research Laboratories Library, Boulder, Colo. 80302  
**CoC** Penrose Public Library, Colorado Springs, Colo. 80901  
**CoCA** United States Air Force Academy, Colorado Springs, Colo. 80840  
**CoCC** Colorado College, Colorado Springs, Colo. 80903  
**CoCs** Obsolete. See **CoC**  
**CoCsC** Obsolete. See **CoCC**  
**CoD** Denver Public Library, Denver, Colo. 80203  
**CoD-W** Obsolete. See **CoD**  
**CoDAF** See **CoCA**  
**CoDB** Bibliographical Center for Research, Rocky Mountain Region, Inc., Denver, Colo. 80203  
**CoDBR** United States Bureau of Reclamation, Denver, Colo. 80225  
**CoDCC** Community College of Denver, Denver, Colo. 80216  
**CoDCC-A** Obsolete. See **CoU-DA**  
**CoDCC-R** Community College of Denver, Red Rocks Campus, Lakewood, Colo. 80215  
**CoDCC-W** See **CoDCC-R**  
**CoDCCW** Regional symbol for **CoDCC-R**  
**CoDCW** Colorado Women's College, Denver, Colo. 80220  
**CoDD** Obsolete. See **CoGD**  
**CoDGS** United States Geological Survey, Denver, Colo. 80225  
**CoDI** Iliff School of Theology, Denver, Colo. 80222  
**CoDM** Medical Society of the City and County of Denver, Denver, Colo. 80206  
**CoDMS** Obsolete. See **CoEnCA**  
**CoDMSC** Obsolete. See **CoU-DA**  
**CoDPS** Denver Public Schools, Professional Library, Denver, Colo. 80203  
**CoDT** Obsolete. See **CoDCW**  
**CoDU** University of Denver, Denver, Colo. 80210  
**CoDU-C** Obsolete. See **CoDU**  
**CoDU-L** Obsolete. See **CoDU**  
**CoDU-Lib** Obsolete. See **CoDU**  
**CoDU-M** Obsolete. See **CoU-M**

**CoDVA-M** United States Veterans Administration Hospital, Medical Library, Denver, Colo. 80220  
**CoDuF** Fort Lewis College, Durango, Colo. 81301  
**CoEnCA** Colorado Academy, Englewood, Colo. 80110  
**CoFS** Colorado State University, Fort Collins, Colo. 80521  
**CoFcA** Obsolete. See **CoFS**  
**CoFcS** ULS symbol for **CoFS**  
**CoG** Colorado School of Mines, Golden, Colo. 80401  
**CoGD** Dow Chemical Company, Rocky Flats Division, Golden, Colo. 80401  
**CoGJ** Jefferson County Library, Golden, Colo. 80401  
**CoGS** Obsolete. See **CoGrU**  
**CoGJ** Mesa County Public Library, Grand Junction, Colo. 81501  
**CoGJC** Obsolete. See **CoGJM**  
**CoGJM** Mesa College, Grand Junction, Colo. 81501  
**CoGrS** Obsolete. See **CoGrU**  
**CoGrU** University of Northern Colorado, Greeley, Colo. 80631  
**CoGuW** Western State College, Gunnison, Colo. 81230  
**CoHi** Colorado State Historical Society, Denver, Colo. 80203  
**CoLH** Loretto Heights College, Loretto, Colo. 80027  
**CoLeC** Colorado Mountain College, Eastern Campus, Leadville, Colo. 80461  
**CoLoRc** Obsolete. See **CoLH**  
**CoSsC** Obsolete. See **CoSsU**  
**CoSsU** United States International University, Colorado Alpine Campus, Steamboat Springs, Colo. 80477  
**CoSsY** Obsolete. See **CoSsU**  
**CoU** University of Colorado, Boulder, Colo. 80302  
**CoU-CS** University of Colorado at Colorado Springs, Colorado Springs, Colo. 80907  
**CoU-D** Obsolete. See **CoU-DA**  
**CoU-DA** University of Colorado at Denver, Auraria Libraries, Denver, Colo. 80204  
**CoU-M** University of Colorado, Medical Center, Denver, Colo. 80220  
**ColCheHill** PPULC symbol for **PPCCH**  
**ColPharS** PPULC symbol for **PPPCPh**  
**ColPhys** PPULC symbol for **PPC**

**Cr**

**CrozerThS** PPULC symbol for **NRCR**

**Ct**

**Ct** Connecticut State Library, Hartford, Conn. 06115  
**CtH** Hartford Public Library, Hartford, Conn. 06103  
**CtHC** Hartford Seminary Foundation, Hartford, Conn. 06105  
**CtHT** Trinity College, Hartford, Conn. 06106

**CtHT-W** Trinity College, Watkinson Library, Hartford, Conn. 06106  
**CtHW** ULS symbol for **CtHT-W**  
**CtHwA** Wadsworth Atheneum, Hartford, Conn. 06103  
**CtHWatk** Obsolete. See **CtHT-W**  
**CtM** Russell Public Library, Middletown, Conn. 06457  
**CtMW** Obsolete. See **CtW**  
**CtMyMHI** Mystic Seaport, Inc., Mystic, Conn. 06355  
**CtNb** New Britain Public Library, New Britain, Conn. 06050  
**CtNbP** Obsolete. See **CtNb**  
**CtNICG** United States Coast Guard Academy, New London, Conn. 06320  
**CtS** Stamford Public Library, Stamford, Conn. 06901  
**CtU** University of Connecticut, Storrs, Conn. 06268  
**CtW** Wesleyan University, Middletown, Conn. 06457  
**CtY** Yale University, New Haven, Conn. 06520  
**CtY-AO** Obsolete. See **CtY**  
**CtY-D** Yale University, Divinity School, New Haven, Conn. 06520  
**CtY-Dr** Obsolete. See **CtY**  
**CtY-E** Yale University, Department of Economics, Economic Growth Center, New Haven, Conn. 06520  
**CtY-KS** Yale University, Kline Science Library, New Haven, Conn. 06520  
**CtY-L** Yale University, Law Library, New Haven, Conn. 06520  
**CtY-M** Yale University, Medical School, New Haven, Conn. 06520  
**CtY-MHI** Obsolete. See **CtY-M**  
**CtY-MUS** ULS symbol for **CtY-Mus**  
**CtY-Mu** Obsolete. See **CtY-Mus**  
**CtY-Mus** Yale University, School of Music, New Haven, Conn. 06520  
**CtY-O** Obsolete. See **CtY**  
**CtY-OS** See **CtY**  
**CtY-P** Yale University, Peabody Museum of Natural History, New Haven, Conn. 06520  
**CtY-S** ULS symbol for **CtY-Mus**

**Cu**

**CurtisIMus** PPULC symbol for **PPCI**  
**CurtisPub** PPULC symbol for **PPCuP**

**D**

**DA** Obsolete. See **DNAL**  
**DA-D** Obsolete. See **DNAL**  
**DA-PI** Obsolete. See **DNAL**  
**DAFM** Obsolete. See **DNLM**  
**DAFM-HM** Obsolete. See **DNLM**  
**DAIA** American Institute of Architects, Washington, D.C. 20006  
**DARI** Center for Applied Research in the Apostolate, Inc. (CARA), African Research and Information Center, Washington, D.C. 20005



## (2) First Search を利用した所蔵の探し方

1997年9月に大学図書館のパソコンから学内LAN上でインターネットに入り、First Search に接続し、OCLC Union Lists of Periodicals の検索を行った。

このOCLC Union Lists of Periodicals には、OCLC加盟館が所蔵している75万タイトル以上の雑誌の所蔵情報が収録されている。ある雑誌の特定の巻号をどこの図書館が所蔵しているかを調べるができる。

```
> telnet fscat.oclc.org
Trying 204.151.6.110...
Connected to fscat.oclc.org.
Escape character is '^['.
```

←First Search に接続

You are connected to OCLC Reference Services.

Enter your authorization.

```
=> 000000000
```

←ID入力

Enter your password.

```
=>
```

←パスワード入力

```
*****
```

WELCOME TO FIRSTSEARCH !

```
*****
```

Use The FirstSearch service to find books, articles, theses, films, computer software, and other types of material on the subject you need.

The actions you can take are listed on each screen. Just type the ACTION name or first letter.

OCLC MAKES NO EXPRESS WARRANTIES OR REPRESENTATIONS  
AND DISCLAIMS ALL IMPLIED WARRANTIES WITH RESPECT  
TO THE DATABASES VIA THE FIRSTSEARCH SERVICE,  
INCLUDING ABOUT ITS ACCURACY, MERCHANTABILITY OR  
FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE.

\*\*\* Check out FirstSearch on the World Wide Web! Authorized users can go to 'http://www.ref.oclc.org:2000/'. Other users should check with your library for FirstSearch WWW access.

NEW: OCLC Union Lists of Periodicals and Wilson Select Full Text!

PRESS ENTER TO CONTINUE

\*\*\*\*\* Topic Area Selection \*\*\*\*\*

NO.	TOPIC AREA	NO.	TOPIC AREA
1	Arts & Humanities	8	General Science
2	Business & Economics	9	Life Sciences
3	Conferences & Proceedings	10	Medicine & Health
4	Consumer Affairs & People	11	News & Current Events
5	Education	12	Public Affairs & Law
6	Engineering & Technology	13	Social Sciences
7	General & Reference	14	All Databases

HINTS: Select a topic area . . . . . type topic area number.  
Get help . . . . . type H.  
Get News . . . . . type H NEWS.  
See hours of operation . . . . . type H HOURS.

ACTIONS: Help Database Reset

TOPIC AREA NUMBER (or Action): 14 ←TOPIC AREA から分野を選択

\*\*\*\*\* Database Selection \*\*\*\*\*

TOPIC AREA: All Databases ←選択した分野名

NO.	DATABASE	DESCRIPTION	(Page 1 of 6)
1	WorldCat	Books and other materials in libraries worldwide.	
2	Article1st	Index of articles from nearly 12,500 journals.	
3	Contents1st	Table of contents of nearly 12,500 journals.	
4	FastDoc	Index of articles with text online or by email.	
5	NetFirst	OCLC database of Internet resources.	
6	UnionLists	NEW: OCLC Union Lists of Periodicals.	
7	A&H Search	Arts & Humanities Search. A citation index.	
8	AGRICOLA	Materials relating to all aspects of agriculture.	
9	AIDS/Cancer	An index to AIDS and cancer research.	
10	AppSciTechAb	Applied science and technology literature.	

HINTS: See more databases . . . . . type F or FORWARD.  
 Select a database . . . . . type database number or name.  
 Return to Topic Area screen . . . . . just press Enter.

ACTIONS: Help Forward Reset

DATABASE NUMBER (or Action): 6 ←データベースを選択

\*\*\* OCLC UNION LISTS OF PERIODICALS \*\*\*\*\*

COVERAGE: This database shows over 7 million holdings for journals and other covered items among OCLC member libraries. It can help you determine if a library holds a specific journal issue. Updated semiannually.

Copyright (c) 1997 OCLC Online Computer Library Center, Incorporated.

PRESS ENTER TO CONTINUE

\*\*\*\*\* Search \*\*\*\*\*

DATABASE: UnionLists ←選択したデータベース名

SEARCH	DESCRIPTION	EXAMPLES
Subject	Type the label SU: and a word(s) (Title, library name or symbol)	su:ohio state su:modern judaism
Subj Hdg	Type the label SH: and a word(s) from a journal subject headings.	sh:embryology sh:civil right+
Title	Type the label TI: and any word(s) in the journal title.	ti:coal ti:computer graphic+

HINTS: Other ways to search . . . . . type H <database name> LABELS.  
 Include plural (s and es) or possessive . . . type + at end of word.  
 Return to Database Selection screen . . . . . just press Enter.

ACTIONS: Help Limit Database Wordlist Reset

SEARCH WORD(S) (or Action): ti:interlending document supply ←雑誌名による検索

Searching for ti:interlending document supply

+ \* \* \* \* \* List of Records \* \* \* \* \*

DATABASE: UnionLists

LIMITED TO:

SEARCH: ti:interlending document supply FOUND 83 Records ←83件のデータ有り

NO.	TITLE	LIBRARY	CITY	ST
1	Interlending review.	REDSTONE SCI INFO CT	REDSTONE ARSEN	AL
2	Interlending & document su	REDSTONE SCI INFO CT	REDSTONE ARSEN	AL
3	Interlending review.	US AIR FORCE, AIR UN	MAXWELL AFB	AL
4	Interlending & document su	US AIR FORCE, AIR UN	MAXWELL AFB	AL
5	Interlending review.	UNIV OF ARIZONA	TUCSON	AZ
6	Interlending & document su	UNIV OF ARIZONA	TUCSON	AZ
7	Interlending & document su	WESLEYAN UNIV	MIDDLETOWN	CT
8	Interlending & document su	FLORIDA ATLANTIC UNI	BOCA RATON	FL

HINTS: More records . . . type F. View a record . . type record number.  
 Decrease number of records . . . type L (to limit) or A (to 'and').  
 Do a new search . . . type S or SEARCH.

ACTIONS: Help Search And Limit Print Email Database Forward

RECORD NUMBER (or Action): 2

← 2 件目のデータ確認

\* \* \* \* \* Full Record Display \* \* \* \* \*

DATABASE: UnionLists

LIMITED TO:

SEARCH: ti:interlending document supply

Record 2 of 83 (Page 1 of 4)

TITLE: Interlending & document supply :  
 the journal of the British Library Lending Division.

LIBRARY: REDSTONE SCI INFO CTR (MWF)

Place: REDSTONE ARSENAL, AL

SUMMARY: Vol/No: v.11-v.24 1983-1996

Date of info: 19970303

LOCATION: MAIN (MWFA)

LIBRARY, SUMMARY,  
 LOCATION, GROUP等が  
 データによって異なる

Vol/No: v.11-v.24 1983-1996  
not currently received  
GROUP: FEDERAL LIBRARIES AND INFORMATION CENTERS GROUP ACCESS (FEDL)

HINTS: Another page . type F or B. Another record . type record number.  
See which libraries may own this item . . . . . type LIB.  
Return to Record List . . . . . just press Enter.

ACTIONS: Help Search Print Email Forward Back

RECORD NUMBER (or Action): f

\*\*\*\*\* Full Record Display \*\*\*\*\*

DATABASE: UnionLists LIMITED TO:

SEARCH: ti:interlending document supply

Record 2 of 83 \_\_\_\_\_ (Page 2 of 4)

GROUP: FEDERAL LIBRARIES AND INFORMATION CENTERS GROUP ACCESS (FEDL)  
ALABAMA UNION LIST OF SERIALS (NAUL)  
SOLINE (SL#N)  
UNION SERIAL SUPPORT FOR AMC (USSA)  
PLACE: [Boston Spa, West Yorkshire] :  
PUBLISHER: The Division,  
YEAR(S): 1983 9999  
FREQUENCY: Quarterly  
FORMAT: v. : ill. ; 30 cm.  
NUMBERING: Vol. 11, no. 1 (Jan. 1983)-

HINTS: Another page . type F or B. Another record . type record number.  
See which libraries may own this item . . . . . type LIB.  
Return to Record List . . . . . just press Enter.

ACTIONS: Help Search Print Email Forward Back

RECORD NUMBER (or Action): f

\*\*\*\*\* Full Record Display \*\*\*\*\*

DATABASE: UnionLists LIMITED TO:

SEARCH: ti:interlending document supply

NUMBERING: Vol. 11, no. 1 (Jan. 1983)-

CORPORATE: British Library. Lending Division.

LANGUAGE: English

NOTES: Title from cover.

SUBJECT: British Library. -- Lending Division -- Periodicals.

Inter-library loans -- Periodicals.

Library cooperation -- Periodicals.

Document delivery -- Periodicals.

EARLIER TITLE: Interlending review 0140-2773 (DLC) 78646922 (OCoLC)3863005

ALT TITLE: Interlending & document supply

HINTS: Another page . type F or B. Another record . type record number.  
See which libraries may own this item . . . . . type LIB.  
Return to Record List . . . . . just press Enter.

ACTIONS: Help Search Print Email Forward Back

RECORD NUMBER (or Action): f

\*\*\*\*\* Full Record Display \*\*\*\*\*

DATABASE: UnionLists LIMITED TO:

SEARCH: ti:interlending document supply

ALT TITLE: Interlending & document supply

Interlending and document supply.

ISSN: 0264-1615

CODEN: IDSUDQ

OCLC NO: 9286784

DATABASE NO: 3876-09286784

HINTS: Another page . type F or B. Another record . type record number.  
See which libraries may own this item . . . . . type LIB.  
Return to Record List . . . . . just press Enter.

ACTIONS: Help Search Print Email Forward Back

RECORD NUMBER (or Action):lib

← 該当の雑誌を持っている図書館一覧

\*\*\*\*\* Library Holdings Display \*\*\*\*\*

\_SYM\_ LIBRARY \_\_\_\_\_ OCLC\_ILL\_SUPPLIER?\_

AS

HNK	HONG KONG UNIV OF SCI & TECH, THE	N
YQU	UNIV OF QUEENSLAND	Y

EU

BRI	BRITISH LIBR, DOC SUPPLY CTR	Y
BUQ	QUEEN'S UNIV, SCI LIBR	N
DAU	AALBORG UNIV LIBR	Y
DED	NATIONAL LIBR OF EDUC, THE	Y
EDN	TECHNICAL KNOWLEDGE CTR & LIBR, DENMARK	N
EIS	SAINT PATRICK'S COL, MAYNOOTH	N
EQF	UNIV OF N WALES BANGOR	N
EQK	CRANFIELD UNIV	N
EQO	UNIV OF OXFORD	N
ERD	TRINITY COL, DUBLIN	N

ACTIONS: Help Forward Back

TYPE AN ACTION (or press Enter to return): ← 所蔵データの続きはまだあるが、Enter キーを入力し、戻る。

\*\*\*\*\* Full Record Display \*\*\*\*\*

DATABASE: UnionLists LIMITED TO:

SEARCH: ti:interlending document supply

Record 2 of 83 \_\_\_\_\_ (Page 1 of 4)

```

|
|     TITLE: Interlending & document supply :
|             the journal of the British Library Lending Division.
|
|     LIBRARY: REDSTONE SCI INFO CTR (MWF)
|             Place: REDSTONE ARSENAL, AL
|
|     SUMMARY: Vol/No: v.11-v.24 1983-1996
|             Date of info: 19970303
|
|     LOCATION: MAIN (MWFA)

```

Vol/No: v.11-v.24 1983-1996

not currently received

GROUP: FEDERAL LIBRARIES AND INFORMATION CENTERS GROUP ACCESS (FEDL)

HINTS: Another page . type F or B. Another record . type record number.  
See which libraries may own this item . . . . . type LIB.  
Return to Record List . . . . . just press Enter.

ACTIONS: Help Search Print Email Forward Back

TYPE AN ACTION (or press Enter to return): ←Enter キー入力

\*\*\*\*\* List of Records \*\*\*\*\*

DATABASE: UnionLists LIMITED TO:

SEARCH: ti:interlending document supply FOUND 83 Records

NO.	TITLE	LIBRARY	CITY	ST
2	Interlending & document su	REDSTONE SCI INFO CT	REDSTONE ARSEN	AL
3	Interlending review.	US AIR FORCE, AIR UN	MAXWELL AFB	AL
4	Interlending & document su	US AIR FORCE, AIR UN	MAXWELL AFB	AL
5	Interlending review.	UNIV OF ARIZONA	TUCSON	AZ
6	Interlending & document su	UNIV OF ARIZONA	TUCSON	AZ
7	Interlending & document su	WESLEYAN UNIV	MIDDLETOWN	CT
8	Interlending & document su	FLORIDA ATLANTIC UNI	BOCA RATON	FL
9	Interlending review.	UNIV OF FLORIDA	GAINESVILLE	FL

HINTS: More records . . type F or B. View a record . type record number.  
Decrease number of records . . . . type L (to limit) or A (to 'and').  
Do a new search . . . . . type S or SEARCH.

ACTIONS: Help Search And Limit Print Email Database Forward Back

RECORD NUMBER (or Action):bye

←続きのデータも見ること  
はできませんが、First Search  
を終了。

BYE disconnects FirstSearch.

Are you sure you want to disconnect? (Y/N): y

You are disconnected from FirstSearch.

Connection closed by foreign host.

> logout

←インターネットを終了



### (3) ZDB について

ZDB=Zeitschriften-Datenbank とはドイツ逐次刊行物総合目録のことで、Staatsbibliothek zu Berlin のデータベースをマイクロフィッシュで刊行したものである。36 版 (1997 年 4 月) 現在、533 枚、897,351 タイトルを収録する。更新は年 2 回で、更新料は 1 回約 50,000 円である。ドイツ国内の大学・公共・専門図書館が所蔵する世界各国・各言語の雑誌、新聞、年鑑、会議録、モノグラフィック・シリーズを収録対象とする。構成は、タイトルアルファベット順の目録、インデックス、凡例、図書館住所録から成る。凡例はドイツ語版と英語版で、付録の小冊子にもなっている。目録は書誌記述に続いて所蔵館 (地域コードと図書館番号で表示)、所蔵巻号を記載する。ヨーロッパ圏で刊行されている雑誌の書誌を確認するためにも利用できる。

#### 参考文献

「海外 ILL ハンドブック」 日本図書館協会 1994 年 p. 85

26.04.97

\*\*\* G04 \*\*\*

A B metal digest

NIE 69 ..... 1.1955,2; 2.1956,1-3; 3.1957 - 6.1962,2; 9.1963 - 12.1966,3; 13.1967,1-5; 14.1968,1-3; 15.1969 - 17.1971,1; 19.1975,1; Z 979

595503-3

(A B metal digest / Deutsche Ausgabe)  
A B metal digest. Deutsche Ausgabe.  
Evanston, Ill. 1.1955 - 19.1975,1; damit Ersch. eingest.  
NIE 69 ..... 6.1962,1-2; 9.1963 - 11.1965,1-3; 12.1966,1-4; 13.1967 - 14.1968,3; 15.1969 - 19.1975,1 : Z 979/1  
- Beil.zu 12.1966

A bi-monthly review of archaeology

Tokyo  
----> Kodai-bunko 1332330-1

5-x

A bis Z i ein Taschen- u. Nachschlagebuch über d. anderen Teil Deutschlands / hrsg. vom Bundesministerium für Gesamtd. deutsche Fragen. Red. Günter Fischbach.  
Bonn : Dt. Bundes-Verl. Aufl. 11.1969  
Vorg. ----> SBZ von A bis Z.  
Forts. ----> DDR-Handbuch.

BAW 21 ..... 11.1969 : Fo XII a 5060 ak

24 ..... 11.1969 : 20/4460

25 ..... 11.1969 : ZR 93

31 ..... 11.1969 : 69 A 3662

90 ..... Aufl. 11.1969 : VA 1268 / LS

180 ..... 11.1969 : ZA 3774

752 ..... 11.1969

B 208 ..... 11.1969 : D; XIX F: 1

Frei 129 ..... 11.1969 : O 195

BAY 19 ..... 1969(=11.Aufl.) : 0001/6 70-517

BER 91 ..... 11.1969 : 0001/72 A 1844

188 ..... Aufl. 11.1969 : 10 ZE 100/2

168/211 ..... Aufl. 11.1969

B 720 ..... 11.1969 : Ab 176

HAM 16 ..... 11.1969 : A 1970/7029

206 ..... 11.1969 : X 14626

B 212 ..... 11.1969 : Arb-S VII 39 [= X 14626]

HES 4/331 ..... 11.1969 : Allg. 501/1

17 ..... 11.1969 : AE 22

30 ..... 11.1969 : 70/16

36 ..... 11.1965 : 60.366.43

77 ..... 11.1969 : Z 6/619 a

NIE 7 ..... 11.1969 : Y 1097

7/041 ..... 11.1969 : ZA 18414 / LY ex278 [Letzte

715 ..... 11.1969 : H pol 300 2br ZA 6100

Ex. 2 = 11.1969 : H pol 300 2br ZA 6100a

Ex. 3 = 11.1969 : H pol 300 2br ZA 6100b

NRW 6/A ..... 11.1969 : Z 912

36 ..... 11.1969 : LS A 04390

51 ..... 11.1969 : HZ 600

467 ..... 11.1969 : S 04-60 S 14

929 ..... 11.1969 : Z 769  
Bo 133 .... 11.1969 : X 1530

400207-6

A bis Z : Organ der Gruppe Progressiver Künstler.  
Köln (u.a.) : Gebr. König 1.F. 1.1929 - 10.1930; 2.F. 11.1930 - 20.1931; 3.F. 21.1932 - 30.1933  
Repr.: Mendeln : Kraus.

BAW 16 ..... 1.1929 - 30.1933 : 71 C 633

31 ..... 1.1929 - 30.1933 : 50 B 1033 [Repr. 1976]

1.1929 - 30.1933 : in 60 B 15 [Repr. 1976]

352 ..... 1.1929 - 30.1933 : Kun 2/8 02

Hbr 1 ..... F. [1.1929/30 - 3.1932/33 - Bl. 1-30 : Y

F. [1.1929/30 - 3.1932/33 - Bl. 1-30 : Y

[Reprint 1979]

1.1929 - 30.1933 : Per E 4/122 [Repr. 1969]

1.1929 - 30.1933 : Per E 2/122 [2.Ex.]

1.F. 1.1929 - 3.F. 30.1933 : 4 Zk 200

[Repr. 1979]

BER 83/1003 .. 1.1929 - 30.1933 : 4 Zg 321 / ARCH= KGE

40 [Repr. 1969]

B 11 ..... 1.F. 1.1929 - 2.F. 20.1931 : B 414 h mtl.

1.F. 1.1929 - 3.F. 30.1933 : B 414 ha

mtl. [Repr. 1969]

HAM 16 ..... 1.1929 - 30.1933 : B/24796 [Repr. 1979]

46 ..... Nr. 1.1929 - 30.1933 : fc 7776

HES 26 ..... 1.1929-30.1933. : 4 Z2 95/54

30 ..... 1/30.1929/33(1969) : Zsq 5245

NRW 36 ..... 1.1929 - 30.1933 : M Rh Per 00210

82 ..... 1.F. 1.1929 - 3.F. 30.1933 : Gd0256 [An

die Hauptzeitschr. angegeb. - Repr.]

465 ..... 1.1929 - 30.1933 : 11/34 2 209

SAX 14 ..... 1.F. 1.1929 - 10.1930; 2.F. 11.1930 - 20.1931; 3.F. 21.1932 - 30.1933 : 45.4.

504 [Repr. 1969]

THU 32 ..... 1.1929 - 30.1933 : 00015 - B [Repr. 1969]

1.1929 - 30.1933 : 70934 - B [2. Ex.]

- Index 1/30.1929/33(1969) : 00015 - B

1201044-3

A bis Z : Mitteilungen für Scheithauersche Stenographen.  
Leipzig : Scheithauer 1916 - 1945,3/4; damit Ersch. eingest.

Vorg. ----> Mitteilungen für Scheithauersche Stenographen.

SAX 14 ..... 1916 - 1943,3/4 : F n 0015 / Stenogra-

fische Sammlung

1265004-3

A - [bis] Z : Organ d. Gruppe Progressiver Künstler.  
Mendeln : Kraus  
Erscheinungsvermerk d. Originalausg.: Köln.  
Faks.-Neudr. 1979.

BAY 12 ..... 1 - 30. 1929/33 : 4 Art. 601 t

BAW for Baden-Württemberg, including Saarland and parts of

Rheinland-Pfalz

BAY for Bavaria

BER for Berlin and Brandenburg

HAM for Hamburg, Bremen and Schleswig-Holstein

HES for Hessen and parts of Rheinland-Pfalz

MEC for Mecklenburg/Western Pomerania

NIE for Lower Saxony

NRW for Northrhine-Westphalia

SAA for Saxony/Anhalt

SAX for Saxony

THU for Thuringia

Holdings for non-German libraries are grouped under MEU (for Western Europe).

The codes always precede the first library listed for the respective region. The full names and addresses of the libraries mentioned can be found on this microfiche at the end of the list.

3.2 The holdings information is largely standardized. The volumes held by a library are mostly given in a summarized form. In some cases they are followed by information on missing "Ns"

	Bibliotheksadressen	28.04.97
1	Staatsbibliothek zu Berlin - Preußischer Kulturbesitz, Haus 1 10117 Berlin, Unter den Linden 8 Postanschrift: Staatsbibliothek zu Berlin - Preußischer Kulturbesitz, Haus 1, 10102 Berlin Telefon (030) 20 15-0, Telefax (030) 20 15-1459	4/340 Fachbereich Wirtschaftswissenschaften, Institut für Kooperation in Entwicklungsländern, Bibliothek 35037 Marburg/Lahn, Am Plan 2 Telefon (06421) 28-3741, Telefax (06421) 28-8912
1a	Staatsbibliothek zu Berlin - Preußischer Kulturbesitz, Haus 2 10705 Berlin, Potsdamer Str. 33 Postanschrift: Staatsbibliothek zu Berlin - Preußischer Kulturbesitz, Haus 2, 10772 Berlin Telefon (030) 2 66-1, Telefax (030) 2 66-2768, Telex 183160 staab d	4/573 Zentrale Medizinische Bibliothek 35043 Marburg/Lahn, Conradstr. Telefon (06421) 28-5128, 5129 und 5131, Telefax (06421) 28-5133
3	Universitäts- und Landesbibliothek Sachsen-Anhalt 06108 Halle/Saale, August-Bebel-Str. 13 und 50 Postanschrift: Universitäts- und Landesbibliothek Sachsen-Anhalt, 06098 Halle/Saale Telefon (0345) 5 52 20 01, Telefax (0345) 5 52 71 40	5 Universitäts- und Landesbibliothek 53115 Bonn, Adenauerallee 39/41 Postanschrift: Universitäts- und Landesbibliothek, Postfach 24 60, 53014 Bonn Telefon (0228) 73-7350, Telefax (0228) 73-7546
3/55	Universitäts- und Landesbibliothek Sachsen-Anhalt, Zweigbibliothek Technik Merseburg 06217 Merseburg, Geusmar Str. 88 Telefon (03461) 46 27 84, Telefax (03461) 46 23 70, Telex 471320 thlm dd	5 M Universitäts- und Landesbibliothek, Medizinische Abteilung 53115 Bonn, Nuballee 15 a Postanschrift: Universitäts- und Landesbibliothek, Medizinische Abteilung, Postfach 24 60, 53014 Bonn Telefon (0228) 73-3400, Telefax (0228) 73-3281
4	Universitätsbibliothek 35039 Marburg/Lahn, Wilhelm-Röpke-Str. 4 Postanschrift: Universitätsbibliothek, Postfach 19 20, 35008 Marburg/Lahn Telefon (06421) 28-1319 bis 1321, Telefax (06421) 28-6506	5 N Universitäts- und Landesbibliothek, Naturwissenschaftliche Abteilung 53115 Bonn, Nuballee 15 a Postanschrift: Universitäts- und Landesbibliothek, Naturwissenschaftliche Abteilung, Postfach 24 60, 53014 Bonn Telefon (0228) 73-3400, Telefax (0228) 73-3281
4/110	Bibliothek Physik 35037 Marburg/Lahn, Mainzer Gasse 33 Telefon (06421) 28-4126, Telefax (06421) 28-8915	6 Universitäts- und Landesbibliothek 48143 Münster, Krummer Timpen 3/5 Postanschrift: Universitäts- und Landesbibliothek, Postfach 80 29, 48043 Münster Telefon (0251) 83-24021, Telefax (0251) 83-28398
4/130	Bibliothek Chemie 35043 Marburg/Lahn, Hans-Meerwein-Str. Telefon (06421) 28-5538, Telefax (06421) 28-8917, Telex über 482372 umr d	6/050 Haus der Niederlande, Niederländisches Seminar, Bibliothek 48143 Münster, Alter Steinweg 6/7 Postanschrift: Universitäts- und Landesbibliothek, Postfach 80 29, 48043 Münster Telefon (0251) 9 81 26 21 und 9 81 26 22, Telefax (0251) 4 00 94
4/331	Bibliothek Wirtschaftswissenschaften 35037 Marburg/Lahn, Universitätsstr. 25 Telefon (06421) 28-3194, Telefax (06421) 28-4858	6/284 Haus der Niederlande, Zentrum für Niederlande-Studien, Bibliothek 48143 Münster, Alter Steinweg 6/7 Postanschrift: Universitäts- und Landesbibliothek, Postfach 80 29, 48043 Münster Telefon (0251) 9 81 26 21 und 9 81 26 22, Telefax (0251) 4 00 94
4/339	Forschungsstelle zum Vergleich wirtschaftlicher Lenkungs-systeme, Bibliothek 35037 Marburg/Lahn, Barfüßertor 2 Telefon (06421) 28-3187, Telefax (06421) 28-3193	

#### (4) OPAC 97(The British Library online public access catalogue)について

OPAC 97とはThe British Library(BL)がWWW上で無料で提供するオンライン目録です。検索された書籍・雑誌は、そのまま複写申込や貸出の依頼ができます。BLDSCにすでに利用登録(預託金口座開設)をされている場合は、複写料金を口座から引き落としできます。登録されていない場合でも、依頼ができます。

UPL アドレス <http://opac97/bl.uk>

提供時間 イギリス時間 月曜日～土曜日 4:00～24:00(日本時間正午～翌朝8時頃)  
日曜日、イギリスの祭日(公休日)はサービス休止

#### ① WWW を開く



Welcome to OPAC 97. This free service will allow you to find out what material is held in the major Reference and Document Supply collections of the British Library. In many cases it will also be possible to request copies of document supply material from the Library's Document Supply Centre (BLDSC) at Boston Spa.

To search the catalogues choose the "Search the collections" button below:

Search the collections

If you have not used the OPAC before please look at "[General Help](#)" for more information about the British Library collections and services and "[Help with searching](#)" for guidance on how best to use OPAC 97 to search for material. For a wider range of databases and many additional facilities the British Library offers *Blaise*, a priced online bibliographic information service.

### General Help

- [What is in the collections.](#)
- [When the service is available.](#)
- [How to consult material in the Reading Rooms.](#)
- [How to request copies.](#)
- [Useful British Library contact details.](#)
- [The British Library's Web site.](#)

### Further information

OPAC 97  
National Bibliographic Service  
The British Library  
Boston Spa  
Wetherby  
W. Yorkshire  
England  
LS23 7BQ

Telephone: +44 (0) 1937 546585  
Fax: +44 (0) 1937 546586  
Email: [opac97@bl.uk](mailto:opac97@bl.uk)

© 1997 British Library Board. All rights reserved. Please read the [conditions of use](#).

[Your feedback to us about this Web catalogue.](#)

② 「Serch the collections」 をクリックする。

## OPAC 97 Search form

- Choose the collection you wish to search and fill in the form below with details of your search.
- Click on the highlighted text for examples and guidance on how to input a particular type of search.

### Reference Collections

- Humanities and Social Sciences (1975-)
- Science, Technology and Business (1975-)
- Music (1980-)
- Combined reference collections (1975-)
- Older reference material (to 1975 only)

### Document Supply Collections

- Books and reports (1980-)
- Journals/Serials (1700-)
- Conferences (1800-)
- Combined document supply material

Author's last name	<input type="text"/>	e.g. <i>eliot</i>
Author's first name or initials	<input type="text"/>	e.g. <i>t.s.</i>
Organisation name	<input type="text"/>	e.g. <i>friends of the earth</i> or <i>friends of :</i>
Title phrase/keywords	<input type="text"/>	e.g. <i>indian engineer</i> or <i>indian, engineer</i>
Subject phrase/keywords	<input type="text"/>	e.g. <i>personnel management, britain</i>
Publisher	<input type="text"/>	e.g. <i>Thames &amp; Hudson</i> or <i>Thames :</i>
ISBN/ISSN	<input type="text"/>	e.g. <i>1872680194, 1872682345</i>
Date of publication	<input type="text"/>	e.g. <i>1997</i>

Begin search

Clear search

..... [ [General Help](#) | [Help with Searching](#) ]



Reference Collection

主に London に所蔵する閲覧用の資料です。  
(複写注文はできません)

Document Supply collection

主に BLDSC で所蔵。文献複写の提供が可能です。

③ 調査したい資料名などを入力し、「Begin search」をクリックする。

入力は、大文字・小文字どちらでも可能。

検索は完全一致になります。「,」で単語を区切って入力すると AND 検索になります。

前方一致・中間任意一致は、文字数の制限がない場合は「:」を入力します。文字数の制限を一文字以内に限定する場合は、「#」を入力します。

複数の項目に入力すると、それぞれの関係は AND 検索となります。

- ・ title 書籍の場合は書名、雑誌の場合は雑誌名（個々の記事見出しではない）から検索されます。
- ・ subject 件名標目と、書名もしくは雑誌名から検索されます。ただし、カタログによって使用される件名標目（Precis、LCSH、Compass など）は異なります。
- ・ 著者名 姓は、Author's last name に入力。共著の場合は、名字の間に「,」を入れます。

④ Journals/Serials を選び European journal of agronomy と入力し「Begin serch」ボタンを押す。



## OPAC 97 Search results

### 1 item found on the DSC Serials file.

- Click on an item number to see more details about the item or to order it from the BLDSC.
- Most recent acquisitions appear first. (Older reference material is in author order. BLDSC journals/serials are in title order).

[1] Title EUROPEAN JOURNAL OF AGRONOMY

[ [New search](#) | [General Help](#) | [Help with Searching](#) ]

### Further information

#### Amending or narrowing down your search

Use New search or your browser's Back button to take you to the Search Form. If you wish to do the same search on a different collection, remember to change collections at the top of the Search form.

#### BLDSC holdings information - Journals/Serials

Please read the [explanation of holdings information](#).



⑤ 10件づつ結果が一覧表示されますので、番号をクリックする。



## Details of item 1.

ISSN: 11610301  
DSC 3829.722150  
Shelfmark:  
Title: EUROPEAN JOURNAL OF AGRONOMY  
Copyright Fee: Current copyright fee : GBP 10.97  
DSC: Vol. 1, 1992- \*A=1 Currently received  
SRIS: Vol. 2, 1993- \*A=1 Aldwych (P) DY00-E(42) 595089003 Currently received

[ [Brief list](#) | [Request a copy](#) | [New search](#) | [General Help](#) | [Help with Searching](#) ]

### Further information

#### Amending or narrowing down your search

Use New search or your browser's Back button to take you to the Search Form. If you wish to do the same search on a different collection, remember to change collections at the top of the Search form.

#### BLDSC holdings information - Journals/Serials

Please read the [explanation of holdings information](#).

ISSN/ISBN、著作権料金、DSCのShelf Mark (DSCの所蔵棚番号) などが表示されます。雑誌の場合、収録開始年、収録率、DSC、SRISなどの所蔵情報と現在も雑誌を受入っているかなども確認できます。

収録率 記号で表示されています。

A = 1 95%以上

A = 4 50%以下

A = 2 75 - 95%

A = 5 不明

A = 3 50 - 75%



⑥ 注文をする

詳細表示画面の「request copy」アイコンをクリックする



## Requesting item 1

Title: EUROPEAN JOURNAL OF AGRONOMY

- To request this item (or part of it) from the BLDSC, choose one of the options below.

### Non-registered users of BLDSC's service (the LEXICON service):

Request a photocopy - NO code or password required

- For users who are not account customers of BLDSC.
- Also available for registered customers of BLDSC who wish to make use of this service without using a code or password.
- The service offers a choice of delivery options including fax or courier delivery and is likely to incur a Copyright fee, so *charges are higher* than for the standard registered services.
- Registering to use DSC services

### Registered users of BLDSC's Loan/Photocopy service:

Request a photocopy - Code and password required.

- For registered customers of BLDSC.

Borrow the item - Code and password required

- For organisations who are registered for BLDSC's Loan service.

[ [Details of item](#) | [Brief list](#) | [New search](#) | [General Help](#) | [Help with Searching](#) ]

## Further information

- Registering with DSC (Document Supply Centre)
  - There is no charge to register with DSC. For more information on how to register for their services please see the BLDSC Web pages or contact the Customer Services department at  
*Email: [DSC-Customer-Services@bl.uk](mailto:DSC-Customer-Services@bl.uk)*  
*Tel: +44 1937 546060 Fax: +44 1937 546333*



⑦ 登録者 (Registered users) か未登録者 (Non-registered users) かを選択します。

1. 登録者用を選択の場合

預託金口座番号

ARTTel のパスワード

注文番号とメッセージコード

書誌事項

発行年、巻号、ページ、記事見出し、著者名を入力する。



## Requesting a Photocopy

- Please fill in the form below with your BLDSC customer details and request details.

### Item 1:

Title: EUROPEAN JOURNAL OF AGRONOMY

BLDSC

Customer code:

e.g. 99999

ARTTel

password:

e.g. abcdefg

Request number:

e.g. ab12345 TRANSIP or 89-0005/001  
TRANSIP

Request details:

e.g. 1997, no.2078, 19 April, p29-31. The  
alien spotters; Chown, M.

Send request

[ [Details of item](#) | [Brief list](#) | [New search](#) | [General Help](#) | [Help with Searching](#) ]

## Further information

- Customer details
  - *Customer code.* You must enter your BLDSC customer code.
  - *ARTTel password.* This tells BLDSC that your request is via an automated format.
  - *Request number.* This should be an ART request number or BLDSC voucher number or may be an individual reference such as a date (if you are paying by a Billing or Deposit account for example). After the Request number please add any special requirements or messages in the form of the usual Message Keyword codes. Full details are available in Section 2 of the International and USA Customer Handbooks and Section 3 of the UK Customer Handbook. e.g. 20/05/97 TRANSIP to indicate "a translation if possible".
- Request details
  - It is not necessary to enter the name of a journal or the BLDSC shelfmark or publisher since this information will be forwarded automatically by OPAC 97. However it is necessary to indicate the details of the article or conference paper you require from a journal or conference proceedings (see the example for a New Scientist article above). Full details are available in Section 2 of the International and USA Customer Handbooks and Section 3 of the UK Customer Handbook.



BLDSC 預託金口座番号と ARTTel パスワードは預託金口座開設した際にお知らせに  
記入されている。

\_\_\_\_\_  
御中

平成 年 月 日

DIALORDER/BLDSC ご利用について

お申込の預託金口座が開設されましたので、お知らせします。  
口座番号 (Account Number) は、XX - XXXX になります。  
BLDSC へ DIALORDER される場合は、必ず上記口座が必要になります。

BLDSC/ARTTel ご利用について

お申込の BLDSC/ARTTel パスワードが開設されましたのでお知らせします。  
ARTTel パスワードは、XXXXXX です。

以上

「Send request」をクリックする。  
OPAC の処理番号が付与され、注文は終了。

- ⑦ 2.未登録者用  
必要事項を入力する。



## LEXICON Order Form



The British Library Document Supply Centre . .

This is the on-line order form for the British Library's LEXICON service. Please read the terms and conditions before ordering. If you need help completing this form, please read these instructions.

If your browser does not support forms you can place your order by email. Please read these instructions for further information.

### Bibliographic Details

Publication Details		Article Details	
Title	EUROPEAN JOURNAL OF AGRO	Article title	
Author/Editor		Author	
Year	Volume	Pages	
Part /edition		ISSN/ISBN	11610301
Publisher		Shelfmark	3829.722150
Place of Publication			

### Additional Information

Please provide any useful information (eg. source of reference) or any special requirements.

OPAC 97 ORDER

### Requester Details

(\* denotes mandatory information)

Name*	
Address*	
Town / City*	
County / State*	
Country*	
Post / Zip Code*	
Phone*	
Fax	
Email	

Complete details and then select:

Same requester, delivery and invoice address

Different delivery address

Customer Code   
(if applicable)

Different invoice address

### Delivery Address

Complete only if different from requester address.

Name   
Address   
  
  
Town / City   
County / State   
Country   
Post / Zip Code   
Phone   
Fax   
Email

Complete details and then select:

Invoice address same as requester address

Invoice address different from requester address

### Invoice Address

Complete only if different from requester address.

Name   
Address   
  
  
Town / City   
County / State   
Country   
Post / Zip Code   
Phone   
Fax   
Email

Go to Payment details

### Method of Delivery Method of Reply Method Of Payment

Mail  Email  Invoice

\* Registered customers only

VAT number

Submit this Request

Clear the Form

Back to the [Lexicon document ordering page](#)

Please report any problems about this form to [webmaster@bl.uk](mailto:webmaster@bl.uk)

©1996 The British Library Board

Method of Delivery (送付方法) Mail、Fax、Courier を選択する。

Method of Reply (連絡方法) Email、Phone、Fax を選択する。

Method of Payment (支払方法) Invoice、Credit card、Deposit/Billing account、Request Forms  
を選択する。

「Submit this Request」をクリックする。

注文終了

## 2 海外 ILL 依頼実績一覧

### (1) 一覧表

国名	機関名	種類	入手期間
アメリカ	Arizona State University Library	Copy	1ヶ月
アメリカ	Boston University Libraries.	Copy	1ヶ月
アメリカ	Illinois State University	Loan	1ヶ月
アメリカ	North Illinois University	Loan	1ヶ月半
アメリカ	University of California, Los Angeles (UCLA)	Loan	2ヶ月
アメリカ	University of Southern California	Copy	1ヶ月半
アメリカ	University of Virginia	Copy	6ヶ月
アメリカ	Library of Congress. Loan Division (LC)	Copy	1ヶ月
アメリカ	Uncover Document Delivery Service	Copy	?
アメリカ	U. M. I.	Copy	2ヶ月
イギリス	The British Library. Reference Division (BLRD)	Copy (マイクロ)	11ヶ月
オーストラリア	Australian National University	Copy	2ヶ月半
オーストラリア	Australian National University	Loan	3ヶ月
カナダ	York University	Loan	1ヶ月

( '96.4 から '97.6 までの、分科会参加館の事例より抜粋 )

支払方法	料金 (枚数)	コメント
小切手	約10ドル	
(米国にいる人に払ってもらった)	10ドル (約10枚)	アフリカの論文
小切手 (銀行)	20ドル (1冊)	
	無料	修士論文
国際郵便為替	20ドル+送料	
小切手 (銀行)	51.5ドル	学位論文
小切手 (銀行)	16.9ドル (マイクロ5巻)	マイクロ資料
小切手 (銀行)	5,000円 (25枚)	丸善から依頼-'97.2以降OCLC・RLG (Research Libraries Group) 加盟館以外からは受付けないことになった
国内代理店 (デポジット)	平均20ドル	インターネットで申込みFaxで送付される Copyright fee が高い雑誌は30ドル以上する
銀行振込	8,591円 (284ページ)	紀伊国屋書店から依頼
クレジットカード (先払い)	112.02ポンド	BLDSCに貸借依頼をしたが古い資料の為BLRD宛に申込みことと連絡有り
小切手 (銀行)	72豪ドル	未公刊資料の複写依頼 個人的な研究目的のみの使用であるとの誓約書を送付後1ヶ月で到着した
	無料 (1冊)	豪日交流基金オーストラリア図書館を通じて申込
	無料	



国名	機関名	種類	入手期間
スペイン	Biblioteca Nacional	Copy	1ヶ月
スペイン	Biblioteca de Catalunya	Copy	5ヶ月
スペイン	Universidad de Salamanca	Copy	2ヶ月
タイ	Chulalongkorn University. Centers of Academic Resources	Copy	約1ヶ月
台湾	National Taiwan University Library	Copy	1ヶ月
中国	中国国家図書館 (北京図書館) National Library of China	Copy	15日
香港	University of Hong Kong. Main Library	Copy	約1ヶ月
デンマーク	Kongelige Bibliotek	Loan	3ヶ月
デンマーク	Kongelige Bibliotek	Copy	1ヶ月
デンマーク	Statsbiblioteket (State and University Library)	Copy	3週間
ドイツ	Erzbischöfliche Akademische Bibliothek	Loan	3ヶ月半
ドイツ	Staatsbibliothek zu Berlin	Loan	1ヶ月半
ドイツ	Stadt-und Universitätsbibliothek, Frankfurt	Copy	1ヶ月半
ドイツ	Stadt-und Universitätsbibliothek, Frankfurt	Copy	5ヶ月
ドイツ	Universitätsbibliothek, Freiburg	Copy	3ヶ月半

支払方法	料金 (枚数)	コメント
小切手 (銀行)	1,325ペセタ (4枚)	
謝絶		Biblioteca Nacionalに依頼→Biblioteca de la Universitat de Barcelonaに転送 所蔵なし→Biblioteca de Catalunyaに転送→送付されず謝絶
返信切手券	2枚 (9枚)	スペインのBNに依頼したがSalamanca大学から送られてきた
小切手 (銀行)	384バーツ (2冊)	貸借依頼をしたが、全頁の複写物が送られてきた
小切手 (銀行)	18U. S.ドル (15枚)	
小切手 (銀行)	9U. S.ドル (2枚)	中国研究所図書館休館の為謝絶され、直接申込んだ
	無料 (1枚)	
	無料	
国際郵便為替	A4 1枚1クローネ +手数料 20クローネ	デンマーククローネのみ受付
小切手 (銀行)	57.75クローネ (21枚)	
返信切手券	5枚	Staatsbibliothek zu Berlinから転送された
	無料	マイクロフィッシュで到着
	無料	ZDBで所蔵確認。2件申し込んだ内1件は有料で到着が遅かった
国際郵便為替	10ドイツマルク	上記有料分
小切手 (銀行, 先払い)	62ドイツマルク	マイクロフィルムで到着

国名	機関名	種類	入手期間
ドイツ	Universitätsbibliothek, Regensburg	Loan	2週間
ノルウェー	Universitetet i Oslo	Copy	10日
バチカン	Biblioteca Apostolica Vaticana	Copy	6ヶ月
バチカン	Pontificio Istituto di Archeologia Cristiana	Copy	5週間
フィンランド	Turun Yliopiston Kirjasto	Copy	1ヶ月
フランス	Bibliothèque national. Centre de Prêt (BN)	Copy	4ヶ月半
フランス	Bibliothèque National. Centre de Prêt (BN)	Copy (カラーマイクロ)	1年以上
フランス	Institute de Recherches et d'Etudes sur le Monde Arabe et Musulman Ireman	Copy	2ヶ月
フランス	Universités de Paris	Loan	9ヶ月
ベルギー	Katholieke Universiteit Leuven	Copy	1ヶ月
ベルギー	Université de Liegè	Copy	1ヶ月
ロシア	National Library of Russia	Copy (マイクロ)	3ヶ月
ロシア	St. Petersburg State University.	Loan	5ヶ月

支払方法	料金 (枚数)	コメント
	無料	Bayreuth大学から転送された
返信切手券	5枚(22ページ)	
小切手 (銀行)	190,000リラ (215枚)	見積りに約3週間かかった
小切手 (銀行)	10,000リラ (9枚)	
	無料	
小切手 (銀行, 先払い)	220.11フラン (68枚)	BNクーポンが使えない為小切手で支払い クレームの為 2ヶ月余計にかかった
小切手 (郵便, 先払い)	2,050フラン	国際送金小切手とInvoiceを送ったが送金者不明で放置さ れ、国際Faxで督促したところ2ヶ月後にカラーマイクロ フィルムが送られてきた
	無料	
小切手 (銀行, 先払い)	105フラン	コピーを頼んだが現物到着 BNに依頼したがパリ大学に転 送された 督促後2ヶ月で到着
返信切手券	13枚 (8枚)	
?	650ベルギーフラン (18枚)	未払い (納品書は来たが請求書ではない、とあり、請求書 を待っている)
返信切手券	1件につき6~10枚	3件申込み約3ヶ月後2件まず届き、督促後1ヶ月しても う1件届く
返信切手券	6枚	

(2) 換算レート

申込をした時期とは違います。

1997/10/15 現在

通貨名	単位	レート
アメリカドル	US\$	122.50
カナダドル	C\$	89.61
イギリスポンド	£	200.87
ドイツマルク	DM	70.15
フランスフラン	Fr	21.10
オランダギルダー	DGL	62.26
ベルギー 100 フラン		340.96
デンマーククローネ		18.54
ノルウェークローネ		17.58
オーストラリアドル	A\$	91.36
イタリア 100 リラ	Lit	7.41
香港ドル	HK\$	16.13
スペイン 100 ペセタ	Pts	84.19
フィンランドマルカ		23.62
中国元		15.00
タイバーツ		3.43
台湾ドル		4.27

参考 日本経済新聞 1997/10/16 より抜粋

### (3) 海外 I L L 状況

#### ①アメリカ

##### 1. アメリカ議会図書館相互貸借課 (Library of Congress. Loan Division) の概要

アメリカ議会図書館 (Library of Congress) は、1993 年から 1997 年まで、厳しい予算削減のために、国外の図書館へのサービスを保留にしていたが、97 年 2 月から再開した。これは、この間、貸借の方法の発達、外国送金の低コスト化などの社会情勢の変化により、海外へのサービスに、対応しやすくなったとのこと。現在、海外からの貸借受付はアメリカの主要な学術ネットワーク、OCLC の The Inter-library Loan Subsystem や RLIN (The Research Libraries Group・The RLIN Inter-library Loan System) などの加盟館のみとなっている。

##### 2. インターライブラリーローン利用規定 (パンフレットより一部抜粋)

###### 利用対象機関

海外への貸借、複写サービスは OCLC と RLIN のネットワーク加盟館のみ

###### 一般規定

アメリカの出版物

入手困難なアメリカ以外の出版物

貸出は 60 日間

図書館内で閲覧

###### 図書

一般的な図書

次のものが貸出不可

1801 年以前の図書

アメリカの地方史

系図

音楽関係

視聴覚資料

###### 逐次刊行物

原本は貸出不可

コピーは 50 枚まで

###### 新聞

マイクロフィルムのみ貸出可能

###### マイクロフィルム

アメリカ議会図書館のもののみ貸出可能

###### 学位論文

他の資料からマイクロフィルムが可能であれば貸出不可

3. インターライブラリーローン利用規定パンフレットの原文



**LIBRARY OF CONGRESS  
LOAN DIVISION**

**INTERNATIONAL LOAN AND PHOTOCOPY SERVICES  
FOR OCLC AND RLG MEMBER LIBRARIES**

Library of Congress  
Loan Division  
Washington, DC 20540-5560  
USA

Fax: (202) 707-5986  
email: loanref@loc.gov

OCLC Symbol: LCL (5 times in lender field)  
RLIN Symbol: DCLW

---

**INTERNATIONAL LOAN SERVICE PROVIDED ONLY TO MEMBERS OF OCLC AND RLG/SHARES**

**GENERAL POLICIES**

Primarily a source for US publications  
Last resort for non-US imprints  
Loan period 60 days  
Use in borrowing library only

**BOOKS**

Lend most material in general collection  
Do not lend material

- published pre-1801
- local US history (F below 1000)
- genealogy, most music
- audio-visual material

**PERIODICALS**

Do not lend originals  
Photocopy up to 50 exposures per request

**NEWSPAPERS**

Lend microfilm only

**MICROFORMS**

Lend if filmed by LC

**DISSERTATIONS**

Do not lend if film available from other sources

---

**ELIGIBILITY**

The Library of Congress can accept requests only from those non-US libraries who participate in lending systems administered by the two principal US bibliographic utilities, OCLC, Inc., or the Research Libraries Group (RLG). The Library is primarily a source for U.S. publications and our policies complement the IFLA International Lending Principles and Guidelines to the extent possible.

**REQUESTING PROCEDURES**

Please submit each request electronically using the OCLC or RLG/RLIN network. Include the LC card number or call number when available. If you cannot locate a bibliographic record for the item you want, please provide the most exact identification possible when you create the online request; include the source of your citation (e.g., NUC or other print or electronic bibliographic sources), the LC card or call number, or the ISBN/ISSN. The more information provided, the faster and more accurate our response. Current publications are usually most easily obtained from the country of origin, as are technical or faculty research reports from the institution of origin. The Library will fill photocopy requests using the Ariel™ Document Transmission System if you include your Ariel™ internet address.

OCLC Libraries will use the Prism ILL Fee Management (IFM) system for invoicing costs; invoicing for RLG libraries will be processed internally by the Research Libraries Group and costs need not be indicated in the online RLIN request record.

**COSTS**

The cost for OCLC international members will be \$37.00 for a filled book request and \$25.00 for a filled photocopy request, including postage and handling worldwide. The maximum exposures for each photocopy request is 50. The cost for RLG/Shares members will be assigned by the system and will equate to the net-lender reimbursement fee for US Libraries. There is no cost associated with unfilled requests.

## ② フランス

フランスのILLのセンターとして *Bibliothèque nationale. Centre de Pret. (BNCP)* があったが、これは1997年1月に活動を休止し、代わって *Bibliothèque nationale. Service Reproduction.* が業務を行っている。(次頁を参照) これは最終的な拠り所という位置づけで、場合によっては請求が他の機関へ転送される。

BN 所蔵の資料は直接複写せず、ネガおよびマイクロフィルムを製作後、複写される。そのため既存のネガがない場合は回答に時間がかかる。

なお、BNCP のクーポンは利用できなくなった。

(住所) *Bibliothèque nationale de France*  
*Service Reproduction*  
 58, rue de Richelieu  
 75084 Paris Cédex 02

(料金) 1996年10月1日現在  
 税込み

	白黒	カラー
プリント	9×12cm 50.00 フラン 13×18cm 50.00 フラン 18×24cm 70.00 フラン 24×30cm 85.00 フラン 30×40cm 110.00 フラン 40×50cm 150.00 フラン 50×60cm 200.00 フラン 60×80cm 350.00 フラン それ以上は見積もりによる	
スライド	25.00 フラン/枚	50.00 フラン/枚
リバーシブルフィルム		6×6cm 200.00 フラン 10×12.5cm 300.00 フラン 18×24cm 600.00 フラン
マイクロフィッシュ (49 コマ)	70.00 フラン/フィッシュ 1枚	
マイクロフィルム	25.00 フラン/10 コマ 1組	15.00 フラン/コマ
写真複写 (マイクロフォームから)	A 4 25.00 フラン A 3 50.00 フラン (10 コマ 1組)	
普通紙へ引き伸ばし (マイクロフォームから)	A 4 25.00 フラン A 3 35.00 フラン A 2 50.00 フラン	



A compter du 1er janvier 1997, la fourniture de documents à distance sera assurée par le Service Reproduction de l'établissement, en lieu et place du Centre de Prêt de Versailles dont les activités cessent définitivement.

A partir de cette date, vos demandes devront donc parvenir à l'adresse suivante :

Bibliothèque nationale de France  
Service Reproduction  
58, rue de Richelieu  
75084 PARIS Cédex 02  
Tél. 01.47.03.82.28  
Télécopie : 01.42.96.93.64

Selon les cas, le Service Reproduction assurera, conformément à la règle selon laquelle la Bibliothèque nationale de France est en tout état de cause une bibliothèque de dernier recours, une orientation des demandes vers d'autres institutions partenaires ou fournira des reproductions sur papier ou microforme après établissement d'un devis ; vous trouverez ci-joint le tarif de ces prestations.

### 3 依頼方法別海外 ILL 調査

一つの文献をグループのメンバーが5つの方法で複写依頼を行い、日数、料金等の比較を行った。

課題とした文献は

Barwick, M.

Interlending and document supply—review of recent.

In: Interlending and document supply. 22(3) 1994. p. 27-34

方法	日数	料金	支払方法	感想・その他
郵便	1ヶ月	4,964円 (\$15 内訳: 手数料 2,500円、国際書留 520円)	小切手を郵送 Invoice の半 券を同封	料金の請求書の Invoice 到着に複 写物の到着後約2ヶ月かかった。
BLDSC (NACSIS-ILL から)	1週間	950円 (1クーポン)	クーポン	
Uncover (Web から)	その日中 (1時間 以内)	3,460円 (\$22 内訳: サ ビスチャージ\$10、 コピーライトフリー \$12)	クレジットカ ード	FAX で着いたため字がぶれてい る。下3行位が消えていた。
FAX (エーシーファ ックス)	9日	3,620円 (内訳: 基本料金 1,200円、実費2,000 円、消費税160円、 送料190円、振込手 数料70円)	郵便振込	早くて支払いも楽。米国内でも入 手可能な文献だったが、当たった ところが貸出中ということで BL 申し込みとなり、高くついた。米 国に強い機関なのでそちらで入手 して大学図書館料金(30枚まで一 律1,500円)となることを期待し ていたのだが。
DIALORDER (MASIS を指 定)	12日	2,236円 (\$14.60 内訳: 複 写料金\$12.50、送料 \$2.10、消費税106 円。換算レートは 122.14円/\$)	銀行振込	夏休み中だったので、日数は実際 には1週間位だったと思われる。 請求書は翌月に届く。日本国内の 銀行への振込なので楽。問い合わ せには丸善 MASIS センターが応 じる。

従来の郵便での依頼は時間も料金もかかるが、それに代わる手段として何を選択すればいいか、悩んでいる館も多いのではないだろうか。今回の調査を見ると、安定して利用できそうなのは BLDSC で、その他は一長一短といえる。例えばエーシーファックスや DIALORDER は、依頼から到着までの時間は短い、文献提供機関がどこで文献を入手したかによって料金が異なるため、事前の見積もりが難しい。また、トラブル時の対応はどうなのかといったことも問題となろう。料金の請求方法や支払方法がそれぞれの館のやり方にあっているかも導入を判断する上で重要になるとと思われる。

#### 4 海外 I L L 文例集

##### (1) (英語)

催促状の見本 1～2ヶ月ぐらい連絡がなかったら送った方がよい

Dear sir/madam,  
Re: 申込みナンバー  
We wrote to your library on 日付 (see enclosed photocopy). Not having receiving a reply from you to date on the above item, we are wondering as to the status of our inquiry. If there is any problem or complication with our request, please inform us as soon as possible. We appreciate your help and cooperation in this matter.

不鮮明な箇所を請求する場合の見本

Dear sir/madam,  
Thank you very much for your copies. However, I regret to inform you that there were some unclear pages. Could you please send me following pages by air mail. A prompt reply would be greatly appreciated.

欠落ページがあった場合

アンダーラインの部分を

we found some pages missing in the package of yours copies.

に変更する

国際返信用切手を同封の場合の見本

Thank you for your kind offer to loan us your materials. As requested I have enclosed International coupons ( 金額 ) to cover the cost of its payment and postage. We appreciate your help and cooperation in this matter.

小切手の場合

アンダーラインの部分を

a copy of your invoice and our check for ( 金額 )

に変更する

(日本語訳)

催促状の見本

担当者殿  
Re: 申込ナンバー  
同封のコピーを 日付 にそちらの図書館に送りました。現在までお返事を頂いておりませんので、現状をお知らせ下さい。  
もし私たちの申込に問題又は複雑な事情がありましたら、すぐにお知らせ下さい。  
よろしく申し上げます

不鮮明な箇所を請求する時の見本

担当者殿  
コピーをお送りありがとうございました。残念ながら不鮮明なページがコピーの中にありました。以下のページを郵送にて送って下さい。

欠落ページありの場合

アンダーラインの部分

コピーの中で欠落ページがありました。

に変更する

国際返信用切手を同封する場合の見本

貴館の資料をお貸し頂きありがとうございました。支払金と郵送分の国際返信用切手券 ( 金額 ) を同封します。  
よろしく申し上げます。

小切手の場合

アンダーラインの部分

送り状のコピーと小切手 ( 金額 )

に変更する。

(2) フランス語

督促状の見本

Messieurs,  
発送日, je vous ai expédié un formulaire de demande de prêt / microfilm / photocopie internationale. Il s'agit d'un texte de "資料名", mais j'ai le regret de vous faire savoir que votre réponse n'est pas encore parvenue à mon adresse professionnelle.  
Dans l'attente d'une prompte réponse, je vous prie d'agréer, Messieurs, l'assurance de mes sentiments très dévoués.

欠落ページの再依頼の見本

Messieurs,  
Nous avons bien reçu la photocopie du livre / périodique "資料名".  
Mais nous avons le regret de vous faire savoir qu'il manque une page au paquet des photocopies qu'on nous avait expédié. Nous vous serions obligés de bien vouloir nous expédier par retour du courrier la photocopie de la page 欠落ページ.  
Dans l'attente de vous lire très prochainement, veuillez agréer, Messieurs, l'expression de nos sentiments très respectueux.

送金小切手を同封した場合の見本

Messieurs,  
J'ai bien reçu votre devis / facture (どちらかに丸) et vous en remercie.  
Vous trouverez ci-inclus un chèque bancaire pour la somme de 請求金額 francs en paiement de ma commande no. 申込番号 du 日付.  
Veuillez agréer, Messieurs, l'expression de mes sentiments les meilleurs.

(日本語訳)

督促状の見本

担当者殿

発送日に、資料名という資料の / 貸出 / マイクロフィルム / コピー / の申込書を貴館宛に発送しました。

残念ながら、貴館からの返事を頂いておりませんので、現状をお知らせ下さい。

よろしくお願いします。

欠落ページの再依頼の見本

担当者殿

資料名という / 図書 / 雑誌 / のコピーを送ってくださり、ありがとうございました。

残念ながらコピーの中で欠落ページがありました。欠落ページを郵送で送って下さい。

よろしくお願いします。

送金小切手を同封した場合の見本

担当者殿

見積書 / 請求書を確かに受け取りました。ありがとうございました。

申込番号・日付の請求金額の送金小切手を同封します。よろしくお願いします。

### (3) ドイツ語

#### 催促状の見本

Sehr geehrte Damen und Herren.

Am (日).(月).(年) habe ich Sie schriftlich vergebens gebeten, mir den Xerokopien zuzuschicken.

Bitte geben Sie uns die Antwort auf unseren Bestellung.

#### 不鮮明な箇所を請求する場合の見本

Sehr geehrte Damen und Herren.

Ich dankend erhalten den bestellten Xerokopien.

Aber sie fehlen an Klarheit.

Senden Xerokopie noch einmal. bitte.

欠落ページがあった場合

アンダーラインの部分

Aber Seite (ページ数) nicht finden.

Senden Xerokopie von Seite (ページ数), bitte.

に変更する

#### 国際返信切手券での支払いの場合の見本

Sehr geehrte Damen und Herren.

Ihre Rechnung der bestellten Xerokopien habe ich dankend erhalten. Zum Ausgleich Ihrer Rechnung lege ich(枚数) internationale Antwortscheine bei.

Vielen Dank für Ihre Mitwirkungen.

Mit freundlichen Grussen.

小切手の場合

アンダーラインの部分

den Scheck bei

に変更する

(日本語訳)

催促状の見本

担当者殿

\_\_年\_\_月\_\_日にコピーの送付を文書でお願いしましたが、いまだに届いておりません。  
私たちの請求に対して回答をお願いします。

不鮮明な箇所を請求する場合の見本

担当者殿

注文したコピーを受け取りました。  
しかし、不鮮明な箇所がありました。  
コピーをもう一度送って下さい。

欠落ページがあった場合

アンダーラインの部分を

しかし、\_\_ページが見つかりませんでした。  
\_\_ページを送って下さい。

に変更する

国際返信切手券での支払いの場合の見本

担当者殿

注文したコピーの請求書を受け取りました。請求書に対する支払いのため、国際返信切手券 枚をお送りします。あなたがたのご協力に大変感謝します。

小切手の場合

アンダーラインの部分を

小切手を

に変更する



## 5 海外からの受付事例

海外に申込をする機会が多いが、受付はわからない場合が多いのではないのでしょうか。研究会での事例を上げてみました。

### (1) A大学への依頼 (円建ての小切手にて支払い)

Date of request: <u>23/6/97</u> Not needed after: _____		Requester's order no. <u>1240924</u>	Request for <input type="checkbox"/> LOAN or <input checked="" type="checkbox"/> PHOTOCOPY According to the A.L.A. Interlibrary Loan Code
CALL NO.	オーストラリアのD大学		REPORTS: Checked by _____ SENT BY: <input type="checkbox"/> Library rate <input type="checkbox"/> <u>970499</u>
For use of <u>Sherrie Cross</u>	Status <u>Masters</u>	Dept. <u>STS</u>	Charges \$ _____ Insured for \$ _____ Date sent _____ DUE _____
Book author: OR periodical title, vol. and date <u>ISIKAWA, Chiyomatsu</u>	<u>1883</u>		RESTRICTIONS: <input type="checkbox"/> For use in library only <input type="checkbox"/> Copying not permitted <input type="checkbox"/> _____
Book Title, edition, place, year series: OR periodical article author, title, pages. <input type="checkbox"/> This edition only <u>Dobutsu Shinkaron</u>	<u>¥50 x 62枚</u>		NOT SENT BECAUSE: <input type="checkbox"/> In use <input type="checkbox"/> Not Owned
Verified in: OR item cited in _____			<input type="checkbox"/> Non Circulating <input type="checkbox"/> Request of _____
ISBN, OR ISSN, or LC card, or OCLC, or other number if known _____ If non-circulating, & cost does not exceed \$ <u>30</u> , please supply <input type="checkbox"/> Microfilm <input checked="" type="checkbox"/> Hard copy	<u>¥3100</u>		Estimated Cost of: <input type="checkbox"/> Microfilm _____ <input type="checkbox"/> Hard copy _____
Request complies with <input type="checkbox"/> 108(g)(2) Guidelines (CCG) <input type="checkbox"/> other provisions of copyright law (CCL)	AUTHORIZED BY: (full name) <u>Roselyn Gucci</u> TITLE <u>ILL DEACER</u>		BORROWING LIBRARY RECORD: Date received _____ Date returned _____ By <input type="checkbox"/> Library rate <input type="checkbox"/> _____ Postage enclosed \$ _____ Insured for \$ _____
受付学校名 住所		<u>Postage ¥1090</u> <u>Total ¥4190</u>	RENEWALS: <input type="checkbox"/> No renewals Requested on _____ Renewed to _____ (or period of renewal) _____

### (2) 日本のB大学から転送されてきた依頼 (日本の業者が切手にて支払い)

Request no: <u>-14114</u>	Date: <u>03/12/97</u>	Need Before: _____	TYPE OF REQUEST ( ) LOAN; Will Pay Fee _____ (X) PHOTOCOPY; MAX. COST : 35.00 _____
CALL NO.	アメリカのE大学		LENDING LIBRARY REPORT: Date _____ Date shipped _____ Shipped Via _____ Insured for \$ _____ Charges \$ _____ DUE _____ ( ) Return insured _____
PATRON INFORMATION: <u>Greenish</u>	DEPT: _____	STATUS: <u>GRAD</u>	Packing requirements _____ RESTRICTIONS: ( ) Library use only ( ) Copying not permitted ( ) No renewals _____
BOOK AUTHOR, or, SERIAL TITLE, VOLUME, ISSUE, DATE, PAGES, or, AUDIOVISUAL TITLE: <u>Report of the Second U. S. - Japan Joint Sociolinguistics Conference</u>			NOT SENT BECAUSE: ( ) In use ( ) Lacking ( ) Not owned ( ) At bindery ( ) Cost exceeds li _____ ( ) Non Circulating ( ) Not found as cited _____ ( ) Not on Shelf ( ) Poor Condition ( ) Lost _____ ( ) Lacks copyright compliance ( ) On order _____ ( ) Vol./issue not yet available ( ) On reserve _____ ( ) In process ( ) Rerequest on _____ ( ) Hold placed _____ ( ) Estimated Cost of : Loan \$ _____ Photocopy \$ _____ Microfilm/iche _____
BOOK TITLE, EDITION, IMPRINT, SERIES, or, ARTICLE AUTHOR, TITLE: <u>Jorden, E. H.: Female Speech: Persisting Myth</u>	<u>① ¥50 x 8 = ¥400</u>		( ) Prepayment required _____
Verified in: Do you own? _____ OCLC number _____	OTHER BIBLIOGRAPHIC NUMBER: _____	<u>送料 ¥400</u> <u>合計 ¥800</u>	BORROWING LIBRARY RECORD: Date received _____ Date returned _____ Returned via _____ Insured for \$ _____ Payment provided \$ _____
Request complies with ( ) 108(g) (2) Guidelines (CCG)	Authorization: <u>pp. Selon Castillo</u>	<u>5/20/97</u> <u>発送</u>	RENEWALS: Date requested _____ New date due _____

(3) C 大学へ Fax にて依頼 (Gift 扱い)

Facsimile Transmission

オーストラリアのF大学

受付学校名

住所

Date: July 16, 1997

**REQUEST FOR PHOTOCOPY**

**Periodical Title:**

ACCESSION: 25643386

TITLE: Proceedings of the ocean drilling program.  
covering leg 115 of the cruises of the drilling vessel JOIDES  
resolution, Port Louis, Mauritius, to Colombo, Sri Lanka, Sites  
705-716, 13 May 1987-2 July 1987 : / Volume 115 Scientific  
results, Mascarene Plateau ...

PLACE: Washington, D.C. :  
PUBLISHER: The Foundation ; For sale by the Supt. of Docs., U.S. G.P.O.,  
YEAR: 1990

Vol. 115

Year: 1990

Pages: 53-62

Author of article: White W.M et al

Title of article: Isotope geochemistry of Leg 115 basalts and inferences on the history...

PLEASE ARIEL OR FAX

*Notes: Please quote if cost exceeds US\$35.00*

**VERIFIED WORLDCAT, as per attached.**

*Please suggest locations if not held*

*Request complies with:*  
*(x) 108(g) (2) Guidelines (CCG)*  
*(x) other provisions of copyright law*  
*(CCI)*

Kathryn Pearson  
Manager Interlending & Document Supply

**YOUR REPLY PLEASE:**

所蔵確認のツールが少ないため事例自体が少なかった。

料金体制が決まっていないなどの理由で Gift 扱いにする例が多かった。

(4) 研究会では Invoice の例を作ってみました。

Invoice の見本

支払先部署名	INVOICE NO. _____	
支払先住所	DATE _____	
Name _____		
heet _____ Copies _____	Total Pages _____	
_____	Unite Price _____	
_____	Total _____	
	Packaging and postege _____	
	GrandTotal _____	
Please pay until _____	Gift,International Reply Copon,Check	
Materials	Operator	Recived Stamp
	Your Order No.	

日本語訳

支払先部署名	請求書 No. _____	
支払先住所	日付 _____	
相手先名 _____		
枚 _____ 複写数 _____	総枚数 _____	
_____	単 価 _____	
_____	複写合計 _____	
	梱包料と送料 _____	
	総合計 _____	
_____までにお支払い下さい。	寄贈、国際返信切手券、小切手	
文献名	担当者	受領印
	申込番号	

## 第3章 相互協力と著作権

## 序論

インターネットに代表されるネットワーク技術や、印刷物のデジタル化技術の進展は、大学図書館に大きな変化をもたらしました。

情報流通にかかわる技術の進展は急であり、それに伴い著作権が保護しなければならない権利や種類も権利の所在も、多様になる一方です。

そのような学術情報生産者や、その流通を図る人たちの権利を、ないがしろにする事があってはならないのは当然のことです。

しかし、大学図書館は、学術情報に対し担っている責務があり、著作権法におけるその在り方についても自ら強く主張してゆく必要があります。

国立大学図書館協議会では、著作権特別委員会著作権ワーキング・グループによる、平成8年度報告のなかで、著作権法、および著作権にかかわる条例の具体的事項の改正を、文化庁文化部著作権課からの照会に対し回答案を報告しています。

具体的事項は、次の2点です。

- 1・公衆放送権にたいし、図書館活動のために権利制限を盛り込むこと。
- 2・学術文献・学術情報の保存・閲覧は著作権と相反しないこと。

また、イギリスやドイツ等では、図書館による利用者への著作物の貸与に関し、これらの著作者が、図書館にたいし補償金を請求しうる権利”公貸権”を設けています。(現時点では日本にはない著作権です。)

私たちは、日本の大学図書館の立場から、その使命を十分に理解していただけるように、権利者団体に対し、その役割と機能について広報を行えるよう、私立大学図書館協会の研究部会でも積極的に研究活動として係ることが必要です。

この著作権の報告集のなかでは、はじめて相互協力の業務につかれた方が、どんな法的根拠による業務であるかを知る基礎的な入門編と、現在半年ごとに法令が改正になるマルチメディアの著作権についてその歴史と見解のまとめ、図書館に関係する著作権のQ&Aと資料編で構成されています。

しかし、著作権は細かく法的な規制を受けているため、その解釈や実施については各関係団体等にご相談下さい。

図書館の業務は、多種多様のサービスから成り立っており、個々の図書館業務は、著作権と大きくかかわっています。

残念ながら、この章では、大学図書館員が、自分の業務を行う際の業務別著作権の”Q&A”や、関連法令のまとめなど、実質的な業務に役立つ著作権の研究には、到りませんでした。

今後、さらに著作権は厳しく規制されてゆくでしょう。この章が、大学図書館としての著作権の有様を考える問題提起に成っていただければ、幸いです。

## 1 著作権とは

著作権とは、著作者の人格的・経済的利益を保護するための制度であり、簡単にいうと「他人の著作物を利用するときは、著作権者の許諾を得てから利用してください」という制度です。

著作権で保護された著作物を、第三者が勝手にコピーし複製すると、著作権侵害となります。

そのため著作権法では、著作者の権利を守るための著作権の内容や、著作物の創作者ではないが、著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード制作者、放送事業者、有線放送事業者に認められる権利である著作隣接権の内容を、法律上細かく定義をしています。

## 2 著作物が自由に使える場合

### 2-1 著作権の制限

著作権法では、一定の場合に著作権を制限して、著作権者に許諾を得ることなく利用できることを定めています。(著作権法第30条～第47条2項 以下著作権法省略)

これは、著作権の保護が、人類の知的財産である著作物を、公正に円滑な利用を妨げることのないように、又その著作物を利用し新たな著作物を産み出し、文化の発展に寄与できることを、目的としています。

図書館等で、第三者による著作物を著作者の許諾なく複製ができるのも、この法令によって支えられています。(第31条)

しかし、著作権者の利益が妨げられることのないよう、その条件は厳密に定められています。

そして、これらの規定に基づき複製されたものを目的以外に使用することは、禁止されており(第49条)、その利用の際には、原則として出所の明示をする必要があります。(第48条)

### 2-2 第30条～第47条2項の概要

(文部省著作権講習会「著作権テキスト」抜粋)

#### 第30条：私的使用のための複製

概要：家庭内で使用するために、著作物を複製することができます。ただし、デジタル方式の録音録画機器等を用いて著作物を複製場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要となります。

なお、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製するときは許諾が必要となります。

同様の目的であれば、翻訳、編曲、翻案もできます。

### 第31条：図書館等における複製

概要：政令（政令1条の3）で認められた図書館に限り、一定の条件の下に、利用者に提供するための複製が、保存のための複製等を行うことができます。コピーサービスについては翻訳して提供することもできます。

#### 図書館等が複製サービスをする際の注意事項

- 1・複製行為の主体が図書館等であること
- 2・営利を目的としない事業として複製すること
- 3・図書館等が所蔵している資料をもちいて複製すること
- 4・コピーサービスの場合には、利用者の求めに応じ、利用者の調査研究の目的のために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過し、通常の販売経路によ入手が困難となった定期刊行物に記載された一つの著作物についてはその全部も可）を一人につき一部提供するための複製であること。
- 5・保存のための複製の場合には、汚損の激しい資料等の複製に限ること。
- 6・他の図書館への提供のための複製の場合には、絶版等一般に入手することが困難で資料の複製を求められたものであること。

### 第32条：引用

概要：公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件として、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができます。同様の目的であれば、翻訳もできます。

国等が行政のPRのために発行した資料等は、説明の材料として新聞、雑誌に転載することができます。

#### 引用における注意事項

- 1・他人の著作物を引用する必然性があること。
- 2・かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されること。
- 3・自分の著作物と引用する著作物との主従関係がめいかくであること（自分の著作物が主体であること）。
- 4・出典の明示がなされること（48条）。

### 第33条：教科書用への記載

概要：学校教育の目的上必要とみとめられる限度で教科書に記載することができる。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。

第34条：学校教育番組の放送等

第35条：教育機関における複製

第36条：試験問題としての複製

第37条：点字による複製等

概要：点字によって複製することができる。

また、点字図書館や盲学校の図書室など一定の施設では、もっぱら盲人向けの貸し出し用として著作物を録音することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。

第38条：営利を目的としない上演等

第39条：時事問題に関する論説の転載等

第40条：政治上の演説等の利用

第41条：時事の事件の報道のための利用

第42条：裁判手続等における複製

第44条：放送事業者等による一時的固定

第45条：美術の著作物等の原作品の所有者による展示

第46条：公開の美術の著作物等の利用

第47条：公開の美術の著作物等の利用

第47条の2：プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等

概要：プログラムの所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。



### 3 著作権管理について

#### 3-1 著作権管理団体

著作物は、著作権者から個々に許諾を得て利用することが、原則です。

しかし、非常に利用頻度の高い著作物や、個々の著作権者が自ら著作権を行使することは困難な場合が多いものです。

また、著作物の利用者にとっても、権利者個々の許諾を求めるのではなく、一括して許諾を求められる機関がある方が便利です。

そのため、著作権者に代わり、著作物使用の許諾や、著作物使用料の徴収等を代行する管理機関を「著作権管理団体」といいます。

この管理団体は、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」に基づいて設立されています。

現在、文化庁長官の許可を受けて、正式に著作権管理団体となっている管理団体は、下記のふたとおりです。

利用許諾を得ることができる団体（文部省著作権講習会「著作権テキスト」より抜粋）

1：（社）日本音楽著作権協会（JASRAC）

内外の音楽著作物の演奏権と録音権などに関する著作権の管理を行っている。

住所：〒151 渋谷区上原3-6-12

電話：03-3481-2121

2：（社）日本文芸著作権保護同盟

小説などの文芸作家の著作権を預かり、主として放送、上演、ビデオ化に関する著作権の管理を行っている。

住所：〒102 千代田区紀尾井町3-23

電話：03-3265-9658

3：（協）日本脚本家連盟

テレビ番組の脚本家や映画のシナリオライターの著作権を預かり、主として放送、ビデオ化等に関する著作権の管理を行っている。

住所：〒106 港区六本木6-5-17 トシカネビル4階

電話：03-3401-2304

#### 4 : (協) 日本シナリオ著作協会

テレビ番組の脚本家や映画のシナリオライターの著作権を預かり、主とし放送、ビデオ化等に関する著作権の管理を行っている。

住所：〒106 港区赤坂5-4-16 シナリオ会館

電話：03-3584-1901

### 4 著作権をめぐる最近の動き

#### 4-1 著作権改正の国際的動向と我が国への影響

周知のようにかつて情報の伝達は全て出版によってなされていました。このため、従来の著作権は創作物の出版に関する権利でした。しかし、最近の技術の急速な進歩により、情報をコンピュータ・ネットワーク等を用いて瞬時に伝達できる時代が到来しました。このような世界規模での情報のデジタル化・ネットワーク化の動きを受けて、1996年12月20日、WIPO<sup>1</sup>外交会議において、ベルヌ条約パリ改正以来四半世紀ぶりに、近年の世界的規模での情報のデジタル化・ネットワーク化に対応できる新たな著作権条約が2件採択されました。

この2つの新条約のうちひとつは、WIPO 著作権条約、もう一つはWIPO 実演・レコード条約と呼ばれます。とくにこのWIPO 著作権条約は、電子時代における著作者の権利保護を重視し、新たな権利を著作者に与えるものとして提案され、現行ベルヌ条約を補完する条約となっています。

このうちWIPO 著作権条約 (WCT: WIPO Copyright Treaty) の主な内容は

- 1・コンピュータプログラムとデータベースを保護する。
- 2・一定の制限付きで、著作者に「頒布権（著作物を販売その他の所有権の移転を通じて公衆が入手できるようにする権利）」「コンピュータプログラム、映画著作物、レコードの商業的貸与権」「有線・無線による公衆への伝達を許諾する権利」を認める。
- 3・写真著作物の保護期間を創作後25年から死後50年に延長
- 4・コピー防止など技術的保護装置に対する法的保護
- 5・著作権管理情報の改変に対する規制

などとなっています。

また、WIPO 実演・レコード条約 (WPPT: WIPO Performances and Phonograms Treaty) は実演家に対し

- 1・その人格権
- 2・その録音物につき複製権・頒布権・商業的貸与権・公衆に利用可能とする権利
- 3・ライブ実演につき放送権・公衆への伝達権（レコードなどに）固定する権利を認める

#### 4・レコード製作者に対しても2の各権利を認める

という内容となっています。<sup>2</sup>

上記のように、外交会議は採択した条約に新たに公衆への伝達権などを創設しましたが、わが国はすでにインタラクティブ送信を含めた有線送信権として、著作権法第23条に、有線送信する権利を専有すると規定しています。しかし、WIPO著作権条約の伝達権には送信可能な状態にする行為(making available to the public)も著作者に排他的な権利として認めています。つまり、送信が行われなくとも、アクセスに応じて送信が可能となる状態に置く行為にも権利が働くこととなります。これはわが国の著作権法の規定にはありませんでした。そのため、すでにこの時点で著作権審議会マルチメディア小委員会が、コンピュータ・ネットワークの進展に対応して、制度上の問題を審議・検討を行っていましたが、今回のWIPO外交会議の条約採択を踏まえ、早急に対応すべき課題として平成9年2月に送信可能化権を盛り込んだ「審議経過報告」(ホワイトペーパーI)を公表しました。文化庁はこれに基づき著作権法の一部改正を行いました。この法案は平成9年6月22日に成立し、翌10年1月1日から施行されました。改正の主な内容は次の通りです。

- 1・送信に関する用語を整理し、有線送信を公衆送信と改めた。
- 2・著作権者の有線送信権(新公衆送信権)に新たな送信可能化を含め、権利の拡大を図った。
- 3・実演家、レコード製作者に送信可能化権を付与した。
- 4・同一の構内における送信は、従来著作者の権利が及ばないこととされていたが、コンピュータ・プログラムは権利の対象とした。

#### 4-2 ドキュメントデリバリーの観点からみた現行法の課題

近年のコピー機やFAXの発達・普及は、文書の簡便な複製や遠隔地からの送受信が誰でもどこでも簡単にできる時代をもたらしました。図書館でもこの影響を多大に受け、コピーサービスは現在では図書館サービスの一つとして完全に定着し、問題を抱えながらもその利用は増大する一方です。すなわち図書館における資料の利用のあり方は、かつての借り出して読む時代から、最近の複写して利用する形に大きく変化しつつあります。同時に、情報社会の進展につれて図書館利用者の要求はさまざまに広がり、どの図書館も自館の能力だけでは利用者のすべての要求に応じきれなくなりました。このため、図書館間相互協力の重要性は急速に高まっています。特に大学図書館においては、NACSIS-ILLの定着と合間って、文献複写サービスの件数は増加の一途をたどっています。

このNACSIS-ILLシステムによって、相互協力の依頼に要する時間・労力は格段に削減されました。こうして依頼時のスピードアップや省力化がほぼ実現されつつあると、文献複写サービスの複写物の配送方法が問題とされるのは当然ですが、今のところ複製物の配送は主に郵送など物流サービスに依存しています。なぜなら現行の著作権法は、公衆送信権を権利の制限対象として図書館に免責を与えているわけではなく、FAXによる送信、デ

デジタル送信も権利者の許諾を必要とすることになっているからです。しかし、大学図書館のなかでも重要な業務として占める ILL サービスの迅速性を考慮すると、協力依頼の連絡を電子的メッセージで往信することを可能にした ILL システムと同様に、依頼した複製物を瞬時に受取ることができる FAX 返信やネットワーク返信が望ましいことは言うまでもありません。複写物の郵送に変わるものとして、簡便な FAX 送信や迅速かつ効果的なネットワークによる送信が大きな魅力であることは図書館関係者誰しもが思っていることでしょう。

さらに次世代型の図書館として、「電子図書館」が様々な形で試行されています。電子図書館は、主な機能として 1)資料をデジタル化し、 2)そのデータを利用者の求めに応じてネットワークによって送信し、場合によっては、 3)利用者がデータをプリントアウトする等が想定されています。しかしながら、これらの行為は、現行の著作権法には抵触することだらけになってしまいます。

まず、第一段階の「資料のデジタル化」については、この「デジタル化」が著作権においては「複製」という行為に該当します。著作権法第 2 条第 1 項第 15 号は、「印刷、写真、録音、録画その他の方法により有形的に再生すること」と定義しているため、本をコピー機や手書きで複製する場合と同じく、スキャナー等の入力装置を使用して MO ディスクやハードディスクなどの電子媒体へデータを落とし込む行為（デジタル化）も複製に該当します。したがって著作権者が有する「複製権」（著作権法第 12 条参照）の規制を受けることになります。

もちろん、この複製権にも、その公正な利用を図るという見地から、制限規定というものが設けられています。このうち、著作権法第 31 条では、図書館等が著作権者に無断で複製を行うことができる場合を規定しており、「資料保存のために必要なとき」には著作権者に無断で複製をしてもよいことになっています。しかし、電子図書館における「デジタル化」は、資料保存のためというよりも、むしろより広い範囲の人が自由に資料にアクセスできるようにする目的のために行われると考えられますから、この規定には該当しないとされています。したがって、このようなデジタル化を行う場合には、それぞれの著作権者から複製権の許諾を得る必要があります。

次に「デジタル化したデータをネットワークにより送信」する行為については、その送信の範囲が図書館内だけに限定されるのか、館外にまで広がっているのかにより、著作権法上の評価が変わることになります。

著作物を有線または無線で公衆（不特定人または不特定多数人）に送信すると、著作権者の「公衆送信権」が働くことになりますが、その送信の範囲が同一の建物内である場合には「公衆送信」とみなされないことになっています。（著作権法第 2 条第 1 項第 7 号の 2。ただし、プログラムの著作物の場合には、公衆送信権が働くことになります。）したがって、あくまでその送信の範囲が図書館の建物内に限定される場合には、著作権者の公衆送信権の制限は受けないため、（上映や演奏に該当する場合を除いては）自由に送信することができます。一方、図書館外からのアクセスが可能なサーバに著作物をアップロー

ドするという行為については、たとえ図書館側からの送信が行われなくとも、利用者がアクセスして必要なデータを自由に入手することができる状態になるため、公衆送信権が働きます。(著作権法第23条第1項第7号の2)。また、実演家、レコード製作者についてもアップロードする権利が付与されるため、レコードをアップロードする場合には、歌手や演奏者、レコード製作者にも許諾を受けなければなりません(著作権法第92条の2及び第96条の2)。結論として、図書館内に設置された端末にデジタル化されたデータをアップロードする場合には、原則として著作権者の許諾は必要ありませんが、そのアクセス可能な範囲が図書館外まで及ぶ場合には、著作権者の許諾が必要です。

この「公衆送信権」には、前記のように引用により利用する場合(著作権法第32条第1項)など限られた場合を除き、その権利を制限する規定が存在しません。例えば、図書館はその複製サービスを利用者に対して一定の範囲内で行うことについてはいちいち著作権者の許諾を必要としません(著作権法第31条第1項)が、公衆送信とみなされるFAX送信については、これに該当する権利制限規定が存在しないため、例えば前述のようなILLにおける複製物の発送もFAXでは自由に行うことが出来ません。もちろんデジタル化したデータをおおやけに送信することについても、著作権者に許諾を求める必要があります。しかし、その手続き事態が煩雑であることに加え、特にネットワークを通じての送信については、送信先でどのように利用されるかが判らないことから許諾を与えることに慎重な著作権者も多いといわれています。よって、すべての所蔵資料をデジタル化することはまだしも、ネットワークを通じて利用者に提供するのは、図書館内での利用を除けば非常に困難なのではないか、とされています。

「利用者がデジタル化されたデータをプリントアウトする」という行為の場合は、原則的には著作権者の複製権が働くとみなされます。しかし、その行為が図書館内で行われ、なおかつ著作権法第31条第1号の要件を満たす場合は著作権者の許諾なく行うことが可能です。具体的には図書館の職員が利用者から複製の申し込みを受けてみずから複製します。もしくは、利用者自身に複製させた場合でも、著作権法第31条の要件(1人1部、相当部分、調査研究目的での使用)を満たしているかどうかを図書館の職員がチェックできる体制にあるかどうかで判断されます。端末画面のプリントアウトの場合には、そのプリントアウト時に職員が立ち会ってチェックを行うなど、職員によるチェックが適切に行われることが必要と考えられます。また、利用者が自分の家の端末からプリントアウトする場合は、その目的が著作権法第30条にいう「私的利用」に該当する場合など、著作権法の権利制限規定に該当する場合に限り、著作権者の許諾なく行うことが可能となります。(もちろん、その前提として、利用者がプリントすることを目的として図書館が公衆送信することについては、著作権者に許諾を得る必要があります。)したがって、オフィスから会社の業務遂行のためにプリントアウトする場合など、権利制限規定に該当しない目的の場合には、著作権者に無断でプリントアウトを行うことはできないと考えられます。

## 5 まとめ

新 WIPO 著作権条約とそれに伴うわが国著作権法の改正は、私たち図書館関係者に最も関心のある図書館における公衆送信権の免責に触れられませんでした。そのため、著作権法がネットワークを活用した学術情報の推進を図る上での大きな障害となっている状態はなんら変わりありません。このままでは、法改正によって公衆送信権の図書館への免責による権利制限を設定することや、権利者個々の許諾をとることが難しいため、現段階ではしかるべき著作権集中管理システムを利用するしか方法がないでしょう。しかし、日本複製権センターには、複製権の許諾の権限委託はありますが、有線送信権の委託まで受けているわけではありません。図書館のドキュメントデリバリーシステムは、ネットワークを利用した送信という方法では、今のところ暗礁に乗り上げており、無償（実費負担はある）によるネットワークの恩恵を受けることはありません。

加えて今回の一連の条約・法改正は、情報の利用者側の視点が欠けているのではないかという印象を受けました。デジタル化の時代における著作権者の権利保護の重要性は分かりますが、いっぽうであまりにも権利の保護・拡大を強調しすぎ、情報の利用者に対してなんの配慮もされていないと感じられます。特に WIPO 条約の採択は早急に結論づけようとしたことが伺われ、この点にほんとうに問題はなかったのでしょうか。事実、新条約採択の際、図書館・情報関係団体から強い反対が起こりました。新条約の内容は情報への自由なアクセスを抑制するものであり、新たな権利においても著作者側と利用者側のバランスを取ることが必要であるとして、IFLA などが国際的に反論活動を行いました。著作権法の専門家も次に評価しています。すなわち「WIPO の新条約は、コンピュータ・ネットワークによる著作物の流通に対して著作権保護を及ぼすという著作権者の主張を基礎としており、ネットワーク上で著作物をどのように流通させ、社会全体でネットワークによる利益をどのように享有するかという視点が欠けている。また、コンピュータネットワークは、万人による情報の享有を可能とするものであり、著作権者の利益のためだけに存在するものではない。著作権法は、著作権者に独占的な権利を与えることによって、文化の創造にインセンティブを与えようとするものであり、創造された文化の万人による享有を目的とするものである。」<sup>3</sup>と述べています。まさに社会全体の利益が優先されることが必要で、権利者の利益保護のみが絶対視されることは問題といわねばなりません。

デジタル化、ネットワークの時代における新しい著作権法の誕生ではありましたが、情報を利用する立場から見ると、学術情報の流通を促進させ、なおかつ創作へのインセンティブを高める権利処理の工夫が望まれるところですが、このままでは権利者保護の視点からの規制がいつそう強まるばかりではないでしょうか。情報を提供する立場としての大学図書館から、ネットワークの利点を生かしたさらなる学術情報の流通を促進させるために、強く制限規定を求めていくべきでしょう。

## 注・引用文献

- 1) WIPO (World Intellectual Property Organization) : 国連の専門機関の一つ (1974年)。本部はスイスのジュネーブ。67年にストックホルムで署名された「世界知的所有権機構を設立する条約」に基づき、70年設立。前身は、工業所有権保護のためのパリ条約 (1883年) と著作権保護のためのベルヌ条約 (1886年) の合同事務局 (1893年 BIRPI (知的所有権保護合同国際事務局))。世界の知的所有権保護の促進とパリ同盟やベルヌ同盟など各種の知的所有権同盟の管理への協力を目的とし、工業所有権と著作権という二大領域を対象とする。1997年7月末現在164ヶ国が加盟しており、日本は75年4月加盟した。(「世界知的所有権機関(WIPO)」大楽光江「現代用語の基礎知識」1998 p. 423より抜粋)
- 2) 「世界知的所有権機関(WIPO)」大楽光江「現代用語の基礎知識」1998 p. 423
- 3) 「コンピュータ・ネットワーク時代の知的財産法」相澤英孝「ジュリスト」No.1117 1997 p.86 - 92

## 参考文献

- 1) 文化庁「文化庁主催著作権講習会 著作権テキスト」平成9年度
- 2) 著作権法令研究会「著作権関係法令集」平成9年度版 著作権情報センター 1997
- 3) 佐野文一郎・鈴木敏夫「改訂新著作権法問答」出版開発社 1979
- 4) 日本図書館協会著作権問題委員会「図書館サービスと著作権」日本図書館協会 1994
- 5) 文化庁「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」学校編 ぎょうせい 1996
- 6) 文化庁「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」大学編 ぎょうせい 1996
- 7) 国立大学図書館協議会 著作権特別委員会著作権ワーキング・グループ著作権特別委員会「著作権ワーキング・グループ 平成8年度報告」1997
- 8) メディアトランスファー企画室「ポケット版インターネットイエロページ」2nd ソフトバンク (株) 出版事業部 1997
- 9) 小野昌延「知的所有権-Q&A100のポイント」第4版 有斐閣 1997
- 10) 「著作権情報講演録/著作権保護の国際的動向について(抄)」岡本 薫「コピーライト」No.443 1997 p.1-7
- 11) 「電子図書館と著作権」南 亮一「大学図書館研究」No. 52 1997 p.1-7

## Q & A 集質問項目一覧

Q 1	公立図書館や大学図書館は、企業図書館の委託を受けて文献複写を行うことは出来ないか。
Q 2	図書館がレコードをテープに複製する場合、レコードの一部とはどの程度までか。
Q 3	大学の図書館で高価な図書を購入し、それを数部複製して各学部の図書室に配付しても良いか。
Q 4	図書館から借りた資料は、研究のためにその全部を複製してよいか。
Q 5	1人が数回複製を依頼し、あるいは数人が異なった部分の複製を依頼すれば、結局は著作物全体の複製も可能となる。これはさしつかえないか。
Q 6	当館では、貴重な古文書を多数所蔵している。一時利用者が毎日これを複写し一冊の本にまとめようとしている様子である。図書館としてはこれを止めるように申し入れることはできないか。
Q 7	図書館で講演会を開催した際、講師の許諾を得てその講演をテープに録音した。これを資料として他の講習会に使用したいと利用者から申し出があったが、どうか。
Q 8	講習会等でノートの変わりにテレコで録音してよいか。
Q 9	印刷局発行の職員録は著作権の対象となるか。
Q 10	図書館が著者からその著者の寄贈を受けた場合、その著作権も館に移ったことになるか。
Q 11	A県の図書館では、文献複写に対し県条例により手数料を徴収している。これは図書館法17条の規定「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価をも徴収してはならない」に違反するのではないか。
Q 12	FAXで著作物の複製物を送付できるか。
Q 13	他の図書館から借り受けた資料を使用して複写サービスをすることは可能か。
Q 14	複写サービスにより複製されたものが、その後著作権の侵害するような形で利用された場合、図書館の責任は。
Q 15	短編集の中の一つの短編や、全集物の中の一つの作品については全部複写できるか。



Q 16	当日の新聞の複写はいつから可能か。
Q 17	新聞の記事を図書館がコピーして一冊にまとめ、利用者の閲覧用として提供することは可能か。
Q 18	新聞のバックナンバーが原本のままでは保存に不便なので、これを自館でマイクロフィルムにして保存し、利用に供したいと思う。この行為は著作権法上違法になるか？
Q 19	学生がゼミナールにおいて使用する目的で、雑誌論文を複数部複写したいとの申込みがあった場合、このサービスは実施可能か。
Q 20	著作権者の許諾が得られなかった場合、その資料を利用者に提供することは全くできないか。
Q 21	雑誌や図書の付録としてCD-ROMやフロッピーディスクがついていることがあるが、これらを館外に貸出すことは出来るか。また、マイクロフィルム、写真、スライドなどの資料は貸し出しできるか。
Q 22	最近出回り始めたDCC、MDなどのソフトを図書館で購入し利用に供する場合は、従来のCD等と同じ扱いでよいのか。
Q 23	図書館のインターネットホームページにBGMを付けるため、市販のCDを利用したい。これは著作権法上問題になるか。
Q 24	著作権等の侵害行為をすると、どうなるか。又、その時効期間について。
Q 25	著作物の利用に関して、相談したいが。又著作物の利用許諾を得たいのだが。
Q 26	著作権に関する情報源として、文献以外ではどんなものがあるか？

Q 1 : 公立図書館や大学図書館は、企業図書館の委託を受けて文献複写を行うことは出来ないか。

A : 政令(第1条)で定める図書館では、他の「図書館等」の求めに応じ一般に入手困難な図書を複製して提供することが出来る。ここに「図書館等」とは法第31条本文の読替えにより政令第一条に定められた施設に限られる。企業図書館は含まれない。

Q 2 : 図書館がレコードをテープに複製する場合、レコードの一部とはどの程度までか。

A : 一部とは一つの著作物の半分以下である。両面に12曲収録されているLP版であれば、その中の各1曲の半分以下ということである。12曲の半分以下ということではない。数曲が収録されている楽譜の場合も同様である。

Q 3 : 大学の図書館で高価な図書を購入し、それを数部複製して各学部の図書室に配付しても良いか。

A : 図書の価格が高価であることは複製の理由とはならない。一冊を複製して各学部の図書室に配付することは認められない。

Q 4 : 図書館から借りた資料は、研究のためにその全部を複製してよいか。

A : 私的使用を目的とする場合には、使用者自ら複製するのであれば全部の複製も認められる。しかしそれは自己が所有するか、自己の支配下にある機器によるのでなければならない。したがって、通常は全部の複製はなしえない。

Q 5 : 1人が数回複製を依頼し、あるいは数人が異なった部分の複製を依頼すれば、結局は著作物全体の複製も可能となる。これはさしつかえないか。

A : 結果的には全部の複製が可能であってもそれが著作物の公正な利用と言えるかどうか、著作者の経済的利益を不当に害することにはならないかどうか。この点に判断の基準を求めるべきである。研究の便宜上限られた範囲での使用を認めるという規定の趣旨からしても、このような所為は是認されるべきではない。形式論理以前の問題である。

Q6：当館では、貴重な古文書を多数所蔵している。一時利用者が毎日これを複写し一冊の本にまとめようとしている様子である。図書館としてはこれを止めるように申し入れることはできないか。

A：古文書は著作権の存続期間はすでに経過しているので、一冊の本にまとめても著作権の上からはこれを規制することは出来ない。けれども、資料の保管・管理の面から図書館として事情を察し、注意を与えることは適切である。

Q7：図書館で講演会を開催した際、講師の許諾を得てその講演をテープに録音した。これを資料として他の講習会に使用したいと利用者から申し出があったが、どうか。

A：講演は言語の著作物（口述的著作物）であり、口述権の対象となる。許諾を得て録音したテープの用途については、許諾の内容にもよるが、通常は欠席者に聞かせるなどその講演の趣旨目的の範囲内に限られる。他の講習会での使用やそれを元にプリントを作成する場合などは改めて許諾を得る必要がある。

Q8：講習会等でノートの変わりにテレコで録音してよいか。

A：学習のためにノートの代わりに自分で講義を録音することは、著作権法の上からは許される。しかし、授業管理の立場から先生がこれを許すかどうか。先生の意向に従うべきである。また、その録音物を私的使用以外の目的に使用してはならない。

Q9：印刷局発行の職員録は著作権の対象となるか。

A：大蔵省印刷局の職員録は、各省庁・部局の分類、付属機関の選択、収録する職員の範囲等その体系に工夫が施されているため、全体として編集著作物とみなされる。

Q10：図書館が著者からその著者の寄贈を受けた場合、その著作権も館に移ったことになるか。

A：著作者から著作権を譲り受けない限り、著作権は著作者が所有する。図書館は寄贈図書の所有権を持つだけである。

Q11：A県の図書館では、文献複写に対し県条例により手数料を徴収している。これは図書館法17条の規定「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価をも徴収してはならない」に違反するのではないか。

A：図書館法17条は、図書館資料の利用に対して対価を徴収してはならないと規定している。図書館が複写サービスの場合に徴収する手数料は、紙代その他複写に必要な実費に当てるためのもので、著作物の利用自体に対する対価ではない。

Q12：FAXで著作物の複製物を送付できるか。

A：FAXを利用して、著作権の対象となっている著作物を送ることは、法23条により公衆送信権が働くことになる。これは利用者の求めに応じ個々に有線により送信することも含む。そして、この公衆送信権には著作権者に対する制限規定がないことから、送信にはその都度著作権者の許諾が必要となり、無断で送信することができない。ただし、FAXが一般家庭でもごく普通に利用されている現状では、複製物のFAX送信について条件付きでも権利の制限を行う方向で法改正を望みたい。

Q13：他の図書館から借り受けた資料を使用して複写サービスをすることは可能か。

A：複写サービスは、図書館の図書、記録その他資料を用いて著作物の複製ができることになっている。図書館の図書、記録その他資料とは複写サービスを行う、図書館の蔵書とか保管資料のことある。従って、他の図書館から借り受けた資料を用いて複製を行うことはできない。尚、当該図書館に所有権がないものの、相当期間図書館で責任を持って管理している図書であり、当該図書館の責任で複写がなされるのであれば認められる。

Q 1 4 : 複写サービスにより複製されたものが、その後著作権の侵害するような形で利用された場合、図書館の責任は。

A : 図書館等における複製は、調査研究のために行うもので、複製物の提供を受けた人が調査研究の目的以外に利用し、それが著作権侵害に当たる場合は、その利用者が著作権を侵害する者となる。よって、その目的外利用の行為を知らずながら複製に応じた場合を除き、当該図書館には責任はない。

Q 1 5 : 短編集の中の一つの短編や、全集物の中の一つの作品については全部複写できるか。

A : 一つ一つの作品が著作物であり、法 3 1 条により複写できるのは個々の作品の 1/2 までである。

Q 1 6 : 当日の新聞の複写はいつから可能か。

A : 新聞は複数の記事の集合によって成り立っている。記事の中には、社説、論説学術的著作権など、著作権があるものとそれ以外の雑報等が混在している。また、新聞全体には、当然、編集著作権がある。

したがって、厳密に言えば、当日分の新聞の中の著作権がある記事（著作物）の複写は 1/2 以下しか許諾できない事になる。「発行後相当期間経過したもの」の新聞の場合には翌日分の発行された後と考えられ、各記事の全文の複写が可能となる。

Q 1 7 : 新聞の記事を図書館がコピーして一冊にまとめ、利用者の閲覧用として提供することは可能か。

A : 一冊にまとめるために行うこの場合のコピーは、3 1 条の複製には該当しない。したがって著作権者の許諾が必要となる。ただし、コピーするのではなく、新聞を切り抜き、それを台紙などに貼ってまとめる方法なら問題はない。

Q18：新聞のバックナンバーが原本のままでは保存に不便なので、これを自館でマイクロフィルムにして保存し、利用に供したいと思う。この行為は著作権法上違法になるか？

A：著作権法31条では、権利の制限規定として「図書館資料の保存のため必要がある場合」には図書館等が著作物を複製できるとしている。しかし、質問のような新聞のバックナンバーについては、市販の縮刷版あるいはマイクロフィルム版がある場合、それで代替できるということで自館でマイクロ化をするのは保存とはみなさないとしている。こうした市販品がない場合には原本を破棄するという条件で、マイクロ化などによる保存が可能となる。なお、市販の縮刷版やマイクロフィルムなどがある場合でも、それが所蔵のものと版や刷が異なれば、自館でのマイクロ化が可能な場合もありうる。

Q19：学生がゼミナールにおいて使用する目的で、雑誌論文を複数部複写したいとの申込みがあった場合、このサービスは実施可能か。

A：ゼミナールにおいて使う場合、複製を教員が行うのであれば法35条の適用も考えられる。ただし、その場合の複製部数は厳密に著作権の利益を不当に害さない範囲という制限がある。また、学生の要求として、つまり複製の主体が教員にはない場合は、図書館等における複製として法31条に基づき一人一部ずつを提供することになるので、それぞれの学生が自分で図書館に申請すれば、このサービスは実施可能となる。

Q20：著作権者の許諾が得られなかった場合、その資料を利用者に提供することは全くできないか。

A. 対面朗読サービス等に切り換える必要がある。

Q21：雑誌や図書の付録としてCD-ROMやフロッピーディスクがついていることがあるが、これらを館外に貸出すことは出来るか。また、マイクロフィルム、写真、スライドなどの資料は貸し出しできるか。

A：法38条4項により、すべて館外貸出できる。図書館はこの条項の「営利を目的とせず、かつ、その複写物の貸与を受けるものから料金を受けない場合」の条件を通常満たしているためである。「スライドは映画の著作物ではないか」と判断に迷うかもしれないが、スラ

イドは動画ではないために映画の著作物とはいえないので、この条項が適用される。

なお、注意しなければならないのはフロッピーディスクやCD-ROMの中に、動画が組み込まれていたら映画の著作物とみなされる点である。この場合は法38条5項が適用され、条件を整えないと貸し出せない。

Q22：最近出回り始めたDCC、MDなどのソフトを図書館で購入し利用に供する場合は、従来のCD等と同じ扱いでよいのか。

A：基本的に図書館におけるソフト購入、利用に関してはCDなどと同じでよい。

従来のアナログ方式ではなくDAT(デジタルオーディオ・テープレコーダー)、DCC(デジタル・コンパクト・カセット)、MD(ミニディスク)等の録音媒体や、デジタル方式の録画の機器については、文化庁長官の指定する徴収分配団体(指定管理団体)にメーカーが一定の補償金を支払う。この補償金を指定管理団体(社団法人・私的録音補償金管理協会)は権利者団体を通して著作権者に分配したり、著作権保護目的のために使うことになった。利用者(消費者)は、この補償金を機器等を買う時に購入代金に乗せるかたちで支払うことになる。図書館など私的録音録画を行わない公立の団体等で購入する場合はこれに当たらないと思われるから、その旨を証明すれば、補償金は返還される。ちなみに、この件に関する法改正は平成4年12月10日に成立し、同5年6月1日に施行された。

Q23：図書館のホームページにBGMを付けるため、市販のCDを利用したい。これは著作権法上問題になるか。

A：図書館外からアクセスが可能なホームページに情報を流す(サーバにアップロードする)行為自体が公衆送信とみなされる。したがって法23条第1項第7号の2に触れる行為となる。音楽についても、実演家、レコード製作者についてもアップロードする権利が付与されるため、この質問のように市販のCDをアップロードする場合には、歌手や演奏者、レコード製作者にも許諾を受けなければならない。(法92条の2および96条の2参照)

Q24：著作権等の侵害行為をすると、どうなるか。又、その時効期間について。

A. 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者は、3年以下の懲役又は、300万円の罰金に処する事になっている。5年未満の懲役にあたる罪についての公訴時効は、犯罪行為が終わった時から起算して3年である。(刑事訴訟法第250条、253条)。

なお、上記の罪は親告罪ですが、犯人を知ったときから、6ヶ月以内に告訴しなければ、

その後は告訴できないことになっている（刑事訴訟法235条）。また、不法行為による損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から3年、不法行為があったときから20年で消滅する（民法第724条）。不当利益返還請求権は、10年で消滅する。（民法第167条）。

Q25：著作物の利用に関して、相談したいが。又著作物の利用許諾を得たいのだが。

A：著作物の利用の相談や利用許諾を得るには、下記のような窓口がある。

a 著作物全般

社団法人 著作権情報センター

〒105東京都港区新橋3-1-11 電話03-3501-5539

b レコード

社団法人 日本レコード協会

〒104東京都中央区銀座7-16-3 電話03-3541-4411

c 実演家

社団法人 日本芸能実演家団体協議会

〒165-14東京都新宿区西新宿3-20-2 電話03-5353-6600

d 放送

社団法人 日本放送協会

〒150東京都渋谷区神南2-2-1 電話03-3465-1111

社団法人 日本民間放送連盟

〒102東京都千代田区紀尾井町3-23 電話03-5213-7707

e コンピューター・プログラム

社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会

〒112東京都文京区大塚5-40-18 電話03-5976-5175

f ビデオ

社団法人 日本映像ソフト協会

〒104東京都中央区築地2-12-10 電話03-3542-4433

株式会社 日本国際映画著作権協会

〒102東京都千代田区一番町23-3 電話03-3265-1401

g 出版

社団法人 日本書籍出版協会

〒162東京都新宿区袋町6 電話03-3268-1301



h 文献複写

日本複写権センター

〒106 東京都港区北青山3-3-7 電話03-3401-2382

i 社団法人 日本美術家連盟

〒104 東京都中央区銀座3-10-19 電話03-3542-2581

j 全日本写真著作者同盟

〒102 東京都千代田区一番町25 電話03-3265-7451

k 教育映画等

社団法人 映像文化制作者連盟

〒105 東京都港区虎ノ門1-17-1 電話03-3501-0236

全国視聴覚教育連盟

〒105 東京都港区虎ノ門1-17-1 電話03-3591-2186

Q26. 著作権に関する情報源として、文献以外ではどんなものがあるか？

A: 例えば一例として以下のようなものもある。

① インターネットホームページ

社団法人 著作権情報センター

<http://www.japanlinnk.co.jp/cric>

日本著作権協会

<http://jca.net-b.co.jp/>

知的財産関連協会

<http://www.asahi-net.or.jp/~gv8h-mtkr/ip01.htm>

著作権法 (日本の著作権法を全文掲載)

<http://www.ntt.jp/japan/music/copyright.html>

U. S. Copyright Office (米国著作権に関するライブラリー)

<http://lcweb.loc.gov/copyrigh>

JASRC (日本音楽著作権協会ホームページ)

<http://www.jasrac.or.jp>

## ② ビデオ資料

「映像資料の著作権AV（未来図書館への挑戦）」  
エイ・ブイシステムサービス／企画 NHKソフトウェア／制作  
日本図書館協会（1997）

「マルチメディア時代の著作権入門－たった30分で分かる著作権の基礎知識－」  
アイ・ヴィー・シー／企画・制作 林正紀／解説  
図書館流通センター（1996）

---

## 注・引用文献

- 1) WIPO (World Intellectual Property Organization) : 国連の専門機関の一つ (1974年)。本部はスイスのジュネーブ。67年にストックホルムで署名された「世界知的所有権機構を設立する条約」に基づき、70年設立。前身は、工業所有権保護のためのパリ条約 (1883年) と著作権保護のためのベルヌ条約 (1886年) の合同事務局 (1893年 BIRPI (知的所有権保護合同国際事務局))。世界の知的所有権保護の促進とパリ同盟やベルヌ同盟など各種の知的所有権同盟の管理への協力を目的とし、工業所有権と著作権という二大領域を対象とする。1997年7月末現在 164ヶ国が加盟しており、日本は75年4月加盟した。(「世界知的所有権機関(WIPO)」 大楽光江 「現代用語の基礎知識」 1998 p. 423より抜粋)
- 2) 「世界知的所有権機関(WIPO)」 大楽光江 「現代用語の基礎知識」 1998 p. 423
- 3) 「コンピュータ・ネットワーク時代の知的財産法」 相澤英孝 「ジュリスト」 No.1117 1997 p.86 - 92

## 参考文献

- 1) 文化庁「文化庁主催著作権講習会 著作権テキスト」平成9年度
- 2) 著作権法令研究会「著作権関係法令集」平成9年度版 著作権情報センター 1997
- 3) 佐野文一郎・鈴木敏夫「改訂新著作権法問答」出版開発社 1979
- 4) 日本図書館協会著作権問題委員会「図書館サービスと著作権」日本図書館協会 1994
- 5) 文化庁「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」学校編 ぎょうせい 1996
- 6) 文化庁「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」大学編 ぎょうせい 1996
- 7) 国立大学図書館協議会 著作権特別委員会著作権ワーキング・グループ著作権特別委員会

---

「著作権ワーキング・グループ 平成8年度報告」 1997

- 8) メディアトランスファー企画室「ポケット版インターネットイエロページ」2nd ソフトバンク(株) 出版事業部 1997
- 9) 小野昌延 「知的所有権-Q&A 100のポイント」 第4版 有斐閣 1997
- 10) 「著作権情報講演録/著作権保護の国際的動向について(抄)」 岡本 薫「コピーライト」 No.443 1997 p.1-7
- 11) 「電子図書館と著作権」 南 亮一 「大学図書館研究」 No. 52 1997 p.1-7

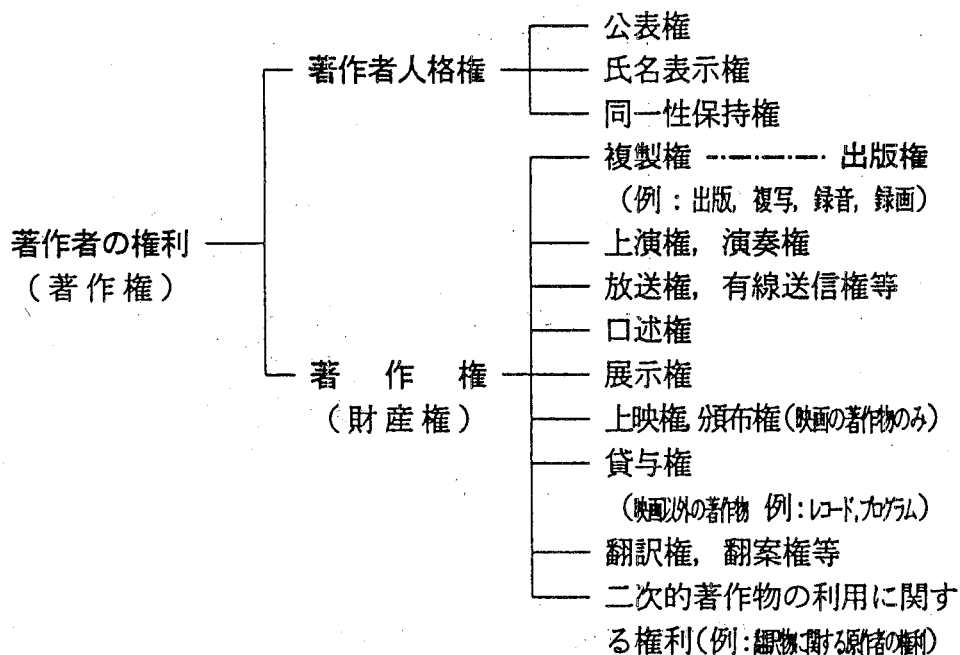
< 参考文献 1) より抜粋 >

## 2. 著作権制度の概要

「著作権」という用語は、広狭様々な意味に用いられており、①次の(1)、(2)の全体を意味する場合、②次の(1)の部分のみを意味する場合、③次の(1)の中の財産権の部分のみを意味する場合などがあるため、注意を要します。

### (1) 著作者の権利 (著作権)

- 著作物……小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等
- 著作権……著作物を創作した者
- 著作権の発生……著作権は、著作物を創作した時点で発生する（無方式主義）。
- 著作権の内容

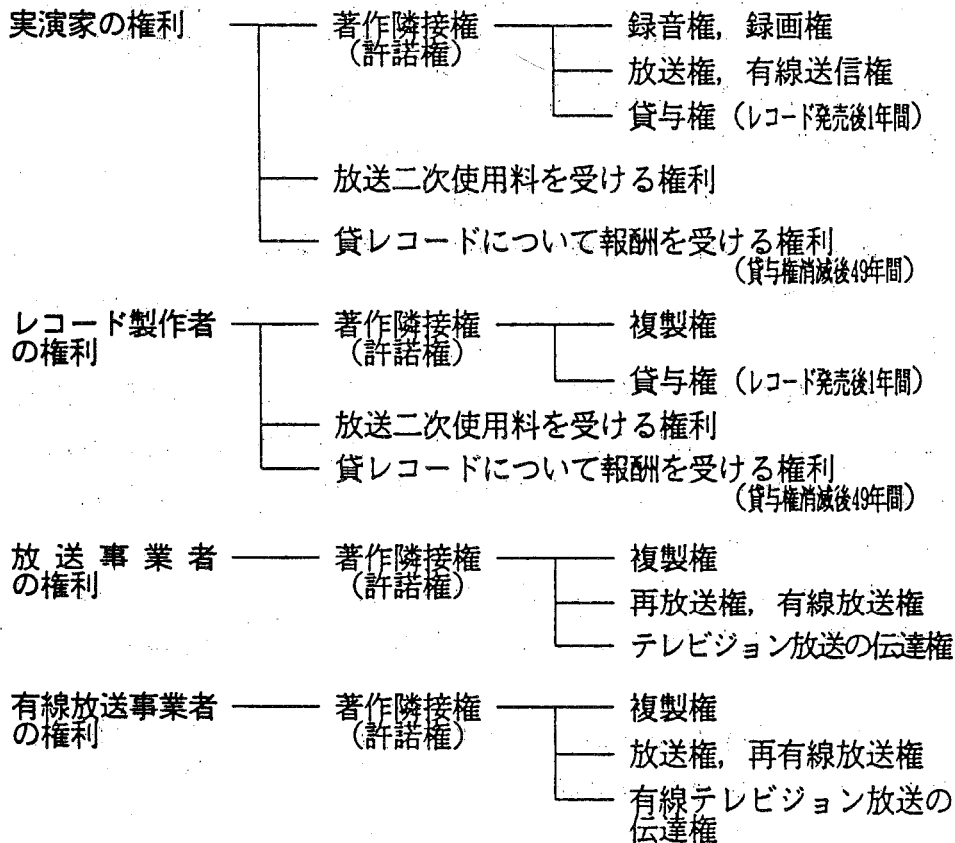


- 著作権の保護期間……原則として、著作者の死後50年間

- (関係条約) ベルヌ条約 (文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)  
万国著作権条約  
TRIPS協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)  
WIPO著作権条約

(2) 著作隣接権

- 著作隣接権……著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利
- 著作隣接権の発生……著作隣接権は、実演等を行った時点で発生する（無方式主義）。
- 著作隣接権の内容



(注) 「著作隣接権」という用語は、放送二次使用料を受ける権利や、貸レコードについて報酬を受ける権利も含めた広い意味で用いられる場合があるため、注意を要します。

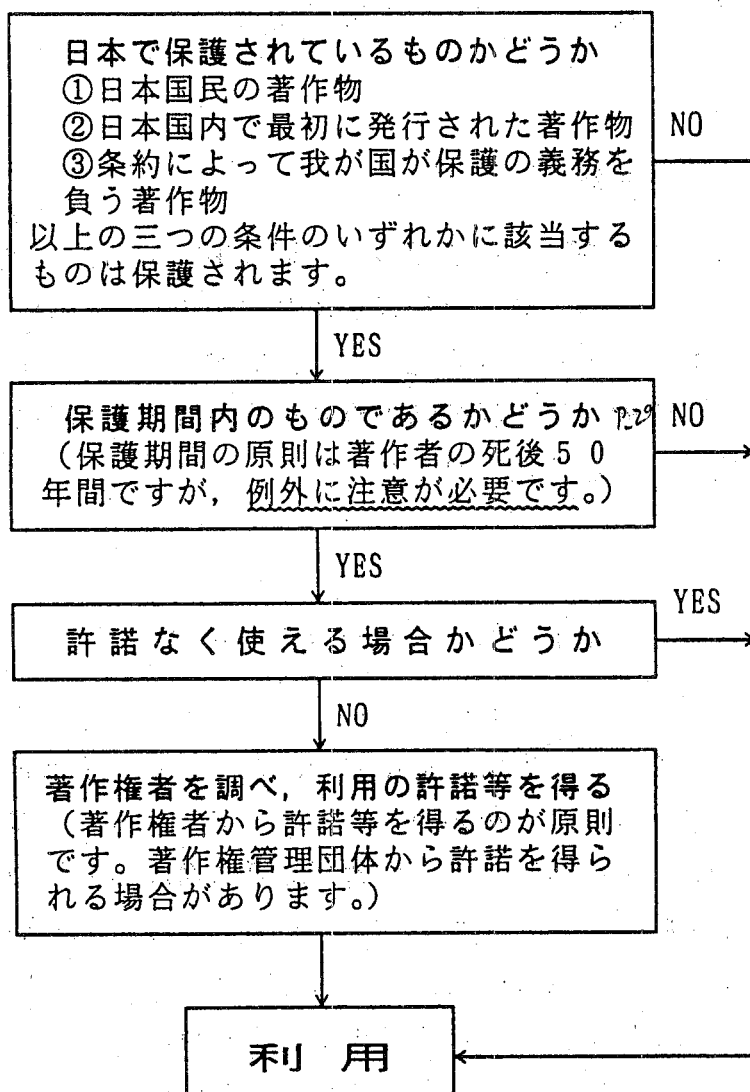
- 著作隣接権の保護期間……実演等の行われたときから50年間

(関係条約) 実演家等保護条約 (実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約)  
レコード保護条約 (許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約)  
TRIPS協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)  
WIPO実演・レコード条約

## 10. 著作物の正しい利用方法

### (1) 著作物を利用する場合の手順

著作権に様々な種類があることについては、既に説明しましたが、著作物を利用する場合は、著作権者の許諾等が必要です。許諾等が必要かどうかについては、次の手順にしたがって調べてください。



## 参考 □ 専門学校の事例 (通知その2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

学生各位

D専門学校

校長〇〇〇〇 印

## ソフトウェアの著作権について

著作権って知ってますか。著作物とは文芸・学術・美術・音楽の分野において、独創的な思想、感情の表現物を創作した者に対して法が与えた権利のことです。こうした権利は、文化的創作物を保護するものです。

ところで著作権は、権利を得るための手続きを必要とせずに、著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します。このことを専門用語で「無方式主義」といいます。そして発生した権利は、原則として個人の場合は死後50年まで保護されるとしています。

著作権法を見てみましょう。

「著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」(著作権法第1条)

このような規定によって著作権を保護することで、著作物を生み出した著作者の創作努力を尊重し、著作者の知的創造的作業に報いようとするものです。もし、著作権を侵害した場合、「著作権法第119条」によって刑事的には3年以下の懲役、又は100万円以下の罰金となっています。厳しいですね。

ついでに著作権法第2条第1項第1号を見てみましょう。

「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

それでは、プログラムの著作権について見てみましょう。

プログラムは、著作権法第10条第1項第9号によって「プログラムの著作物」として著作権法上、著作物として保護されることになっています。

著作権法では、著作権法第2条第1項第10号の2で、プログラムの定義を「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう」として規定しています。したがって、著作物として保護されているプログラムは、電子計算機に、あるまとまった結果を得るために、結果を導き出すための手順や内容を具体的に指令するもので、この指令の組み合わせを創作的に表現したものとイえます。

(略)

学生諸君は、これからの学生生活並びにコンピュータを取り扱う社会の中で、ソフトウェアの著作権を侵すことのないよう、ソフトウェア技術者としてのモラルをもって行動するようにしましょう。

以上

参考：社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会

「教育現場におけるQ&A」

第4章 私立大学図書館協会東地区部会研究部  
平成9年度(1997)  
第1回研究会発表資料(原稿)



## 地域との交流及び大学図書館ネットワーク

発表者：学習院大学 伊藤 修  
国際基督教大学 相徳 真理

分科会のこれまでの活動内容として

相互協力は図書館業務のなかでも本務に準じた補助的なサービス、またはレファレンスや閲覧業務の一部としてしか認識されていない傾向があります。以前には、不要雑誌の交換等が相互協力活動として認識されていた時代もありましたが、相互協力研究分科会では発足以来、相互協力業務をILLサービス（複写・相互貸借を含めた複合的な図書館相互利用サービス）という積極的な観点から現在の9期まで活動してきました。

その後、数年が経過し、現在では相互協力業務は図書館活動の中でも最も脚光を浴びた分野になってきました。その理由には2つあり、NACISIS-ILLの普及によってドキュメントデリバリーという観点から相互協力業務が見直されたこと。また、大学図書館の公開が社会的な課題として認識されてきて、公共図書館と大学図書館の間で相互協力協定がいくつも結ばれ始めたことが挙げられます。このような状況を背景にして当分科会では、8期では「図書館協定とILL」を中心として報告をまとめることになりました。

今回、発表を行う「地域との交流及び大学図書館ネットワーク」は8期のメンバーと9期の新しいメンバーで研究した内容です。本来ならば、私立大学図書館協会加盟館についてアンケートを行い、個々のケースについても十分な調査をするべきですが、分科会としての限界もあり、今回の研究発表では、参加者が所属する図書館の協定を持ち寄って議論・検討するという小規模なものになってしまいました。しかし、月例会や合宿等でそれぞれの図書館の実情や協定の内容等を話し合う中で、一定の共通認識となりえた部分と事例報告、これからの各種図書館とのネットワークについて、分科会の意見としてこれからの相互協力業務の参考として頂きたい一念で発表を行います。

### 1. はじめに

現在の大学図書館の間で、相互協力は活発に行われています。特に相互貸借、文献複写といった「インターライブラリーローン」いわゆるILLは、飛躍的な件数の増加が見られます。しかし、そこにとどまらない図書館協力を実施している図書館も最近多いのではないかと思います。具体的に申し上げますと、一つに大学所在地域の公共図書館などとの館種を超えた相互協力。もう一つは、大学図書館のなかで、さらに地域や主題等で関連性の強い図書館同士でネットワークを作り、ILLだけではない相互協力を進め、相互利用者への館外貸出や分担収集等、閲覧サービスにとどまらない協力活動が見られます。

本発表では、これら2方向の発展的図書館協力についての事例報告や実務担当者から見た問題点、当分科会での議論から上がった提案等を含めて発表したいと思います。発展的協力と申しましたが、そのまえに現在の図書館協力の中心になっていますILL自体につ

いて考えてみたいと思います。

情報化やハイテク化の時代にあって従来の蔵書構成にない資料に対する要求が利用者から起きてきたり、資料費の値上がり等、予算上の制約から自館資料の充足が思うようにいかない等から、ILLへの依存度は各大学図書館ともますます高まっているのではないかと考えられます。

大学図書館の間で活発な相互協力を可能にしてきた背景として、このような相互の需要の高まりと同じ大学図書館同士として「資料共有」の精神が無理なく受け入れられたこと。そして、学術情報センターによる目録情報及び所在情報の一元化を進めたことが挙げられるのではないのでしょうか。

もちろん、本日の研究会開催の母体組織である「私立大学図書館協会」といった広い意味での図書館ネットワークの存在等、相互協力を進める環境が十分にあったとも言えるでしょう。

しかし、ILL業務の増加によって、相互協力に係わる業務量はここ数年増加し続け、NACISIS-ILLの導入やOPACのインターネット上への公開等について、その点を懸念して消極的になっている図書館もあるようです。まして、それ以上の相互協力について、対象館を広げるとか、協力内容を拡大するとかまでを検討し、積極的に取り組むためには、様々な問題点を解決しなくてはならないでしょう。

一方図書館を「情報アクセスの場」として考えて見ますと、現在の高齢化社会にあって生涯学習というテーマが話題になっており、大学図書館もその「場」としての役割を期待されています。

私立大学全体の問題としては、18歳人口の減少に伴ういわゆる「大学冬の時代」を迎え、経営側としては高校生に対してだけではなく、社会人、留学生等を対象受け入れる必要に迫られています。

また、地域社会への貢献も、大学広報の一環として行っていかざるを得ない状況になっているのではないのでしょうか。そして、そのPRの格好の学内施設として図書館を考えている場合が多いのではないのでしょうか。

そういった側面から始まった地域との交流や大学図書館ネットワーク等もあると思いますが、図書館が主体的に関わっているか、形だけの不活発なところ、よく活用されているところ等、図書館によって実態は様々だと思えます。そこで活発に行われている図書館ネットワークと不活発な図書館ネットワークを取り上げて話を進めて行きたいと思えます。

## 2. 大学図書館における地域との交流について

### (1) 東海大学附属図書館と秦野市立図書館・平塚市図書館との相互協力について

東海大学附属図書館と秦野市立図書館・平塚市図書館との相互協力は、秦野市とが1983年、平塚市が1987年に「申し合わせ」の実施を開始しており、本年でどちらも10年以上の実績という事になります。「申し合わせ」の内容には〔図書館資料の相互貸借〕〔市民の東海大学附属図書館の利用〕〔図書館資料の相互複写〕〔秦野市刊行資料および平塚市刊行資料の交換〕等が盛り込まれております。これらの「申し合わせ」の全文につきましては「相互協力研究分科会報告」第6号に掲載されています。

まず、市民の利用についてですが、秦野市民または平塚市民が東海大学附属図書館の利

用を希望する場合は、まず該当する市の図書館、秦野市民であれば秦野市立図書館、平塚市民であれば平塚市図書館に「東海大学附属図書館閲覧願」を提出し、それをもとに市の図書館が東海大学の中央図書館宛に「(省略) 閲覧許可願」を送ります。その上で東海大学湘南校舎共通の「東海大学附属図書館閲覧許可証」を大学の中央図書館閲覧課相互協力係から市の図書館に発送します。市民はその閲覧証を市の図書館から受け取って、それを持参することによって東海大学附属図書館の湘南校舎内の図書館4館について利用する事ができます。市民が直接大学の図書館に申請をする方式をとっている図書館もありますがそれに比べて市民が利用できるようになるまでの時間がかかり、やや面倒手続きのようにも思われますが、市民への公開というより市の図書館との相互協力といった形で協定を結んでいるからではないでしょうか。市民へ発行する「(省略) 閲覧許可願」ですが、これは他にも東海大学の教職員や他機関の紹介者で長期的な利用を館長が認めた者に対して発行しているもので、有効期限は該当年度末までになっております。また、利用範囲は資料の館内閲覧と複写で館外貸出は行っておりません。卒業生および現在の勤務先や在学先等所属機関のない退職教職員等には館外貸出を認め、磁気テープのついた利用カードを発行しています。卒業生等へ館外貸出を認めるようになったのもそれほど古いことではないので、徐々にサービスを拡大していっているという状況を見ますと、いずれは両市との相互協力に市民への館外貸出を盛り込むことも可能性として考えられます。

現在の利用状況についてですが、利用申請数はここ何年か安定しており、一度申請した利用者は翌年以降も更新を続けている例が多いようです。利用者層は家庭の主婦、地元企業の会社員、地元の高校の教員等の教育関係者、自営業者、そして停年退職後の方などです。利用申請の際には「閲覧許可証」に研究テーマも記入して頂いていますが、利用者層からもわかるように社会人になってからの再勉強というだけでなく、放送大学で学んでいる方がいたり、ボランティアや地域の活動のための研究であったり、なるほど生涯教育の時代であるという事が実感できます。

また、受付窓口は中央図書館ですが、人文系の11号館分館、理工系の12号館分館、理工系の13号館分館も利用できるのも、利用者によってそれぞれ特定の館を継続的に利用する傾向があるようです。例えば中央図書館や11号館分館では、教員の方が学校が休みの土曜日を利用して来館される事が多く、12号館分館では理工系企業の会社員の方がやはり土曜日によく利用されているようです。平日の利用があるのは主婦、自営業、停年退職後の方等ですが、土曜日の利用に比べて少ないので、東海大学の学生・教職員の利用に大きく影響するような事態にはなっておりません。また、市民の利用対象者から高校生を除外しているため、普段の時期に公共図書館で問題になっているような自習する高校生に席を占拠されるということはありません。ただし、利用者が減る8月中の開館日に高校生を対象とした公開を別途中央図書館で行っています。こちらの利用対象は神奈川県西部12の市と3つの郡の高校か東海大学附属高校に在学、もしくは平塚市・秦野市在住の方となっており、毎年多くの高校生が利用しています。

問題点としては、1つは分科会報告第6号にも記載しておりますが、「申し合わせ」の条文では営利目的の利用者を除くとあっても、申請書や口頭の確認では営利目的かどうかは、判断が難しいという事です。東海大学ではまだ公開していませんが、インターネット等で外部から所蔵資料が確認できるようになりますと、文献複写代行を商売にするような

人が来館しないとも限らない、とう言うのは考えすぎでしょうか。そのような場合に限らず、文献を複写して利用される方が多い館等では、一般市民の利用者に対して著作権に関しての周知徹底が必要になってくると思います。

直接来館以外の相互協力では、1993年から1994年にかけて目録検索端末を相互に設置した事により、相互の資料の所蔵確認が容易になりました。それによってそれ以前は「申し合わせ」にはあっても実際には依頼がなかった〔図書館資料の相互貸借〕や〔図書館資料の相互複写〕等が1994年度以降、何件か依頼されています。また、統計的にはあられませんが、それぞれの館における参考業務で相手館の所蔵を確認し、利用者が直接来館している件数はかなりあると思われます。特に東海大学の中央図書館では、1・2年生の利用が多く一般の読み物的な図書の所蔵についても問い合わせが多いところでは、相互の目録検索が可能となり、所蔵調査や利用指導にも成果を得ています。また、多少専門的な図書であっても、従来のように遠隔地にある大学図書館や国会図書館での利用を勧めなくても、最寄りの公共図書館で利用できる場合もあるかもしれません。

秦野市立図書館の位置する神奈川県中央郡の秦野市、伊勢原市、厚木市、相模原市等8つ市と1つの町、1つ村では、「県央地区公共図書館連絡協議会」によってそれらの市町村いづれかの住民であれば、この地区の公共図書館すべてを利用できる広域利用のサービスを行っています。その意味では、東海大学がそれらの公共図書館の蔵書も確認できるようになれば、利用指導がさらに充実すると思います。

大学図書館には学習だけではなく、研究のための専門的資料を含めた蔵書構成をしていかなければならない事もあり、スペースや予算の制約上、利用者、特に学生の要求にすべてに依っていき事は不可能です。一般向け図書や教養書の希望に対しては、今後はもっと公共図書館も利用させるような指導が必要になっています。そのような図書館としての機能の違いを生かしていくならば、大学図書館と公共図書館の協力は大学の地域貢献としてだけではなく、奉仕対象の学生・教職員にもサービスを還元し、有効に活用できると思います。

まとめとして、現在の協力範囲や内容を一気に拡大しては、負担が急増すると思われるので、東海大学図書館附属図書館では、無理なくできる範囲とはどの程度までなのかを模索しながら、一方では協力の利点を考慮しながら、そのバランスの上で地域との交流を推進していく事が大切だと思います。東海大学で現在、市民にとって多少制限がありながらも、相互協力協定が活発に運営されているのも、実際の担当者や館員にとって無理のない範囲から始め、着実に発展・拡大してきたからだと考えられます。

公共図書館と大学図書館の相互協力を取り巻く環境も変化しつつあります。神奈川県公共図書館の例では、県全体のレベルでKLネットというネットワークを通じて相互貸借を活発に行っており、これには大学図書館の参加もあります。また、大学図書館が利用しているNACISIS-IILLにも、1997年2月現在3館の県立図書館が加盟しています。東海大学において地域との協力を今後も推進していくためには、そういった環境の変化に注目しながら可能性を模索していく必要があります。それには、公共図書館、大学図書館のどちらかが一方的に依存するのではなく、相互が等しく協力しあうという姿勢が大切なのではないのでしょうか。

## (2) 豊島区立図書館と豊島区内四大学（立教・大正・東京音楽・学習院）図書館との相互協力について

不活発な例として、学習院大学図書館を中心にお話します。参加大学は立教・大正・東京音楽・学習院となっています。1996年4月発足です。正式名称は「豊島区立図書館と豊島区内四大学図書館との相互協力に関する覚書」となります。事業内容として、「共通閲覧券」を発行するわけではなく、各大学が自分の都合のよい利用内容となっているのが特徴です。ただ、各大学図書館を区民が利用する際の共通内容があります。（1）豊島区内在住者で満18歳以上であること。（2）豊島区立図書館利用登録者であること。（3）特定の具体的な専門研究テーマをもっていること。以上3つをクリアした上で、次の利用手順を踏むこととなります。（1）豊島区立図書館は、当該資料について、区内図書館・他区図書館・都立図書館・国会図書館等、公共図書館における所蔵の有無を確認し、そちらの図書館に所蔵している場合には、その資料で対応する。（2）公共図書館に該当資料の所蔵がない場合は、大学図書館に資料の所蔵の有無を確認する。（FAXによる）（3）大学図書館に該当資料がある場合には、当該大学図書館を利用する。その際、利用希望者は、豊島区立図書館に「大学図書館利用願」を提出する。（4）豊島区立図書館は利用者希望者が大学図書館を利用するのが妥当な場合には、利用希望者に「大学図書館利用許可願」を発行する。利用希望者は、「同願」を大学図書館担当窓口に提出する。その際、身分証明証等で本人であることを確認できるものを携帯し、提示する。となっています。

説明しているだけでも非常に手間がかかり、かつ国会図書館等にはない資料のみ閲覧を認めるという大学図書館側から見れば、都合のいい協定になっています。四大学中、館外貸出を認めている大正大学と東京音楽大学を例にとってみても、大正大学は冊数5冊・貸出期間15日としているものの、「大学図書館利用許可願」に記載させたテーマに直接関係のない資料は、館外貸出不可となっています。また、東京音楽大学も貸出期間は当日のみということは、閉館までには返却しなくてはならないという、勉強したい利用者をあまりにも無視しています。また、学習院大学図書館は館外貸出を認めていないため、1997年4月現在で問い合わせが1件ありましたが、実際の利用はありません。

以上のような状況下では、活発にならないのは当然であり、豊島区立図書館側からみれば、各大学の学生を受入れているのに、その反対は非常に使いにくい「不平等条約」的な協定になっているのが特徴です。補足として、学習院大学図書館では、同じ過程を踏めば豊島区民以外に人が利用することができます。要するに学習院大学図書館に限って言えば従来から実施している大学関係者以外への公開を単に規定化し、協定化しただけということもわかります。何とも不思議な協定になっています。要するに、利用してほしくないという現れと考えます。

今後の目標としては、四大学間でかなりのばらつきがあるので、ばらつきの統一、利用許可の簡略化です。ちなみに協定締結の際に豊島区立図書館は各大学図書館に出向き、話し合いを重ねましたが、大学図書館同士の話し合いはありませんでした。

## 3. 大学図書館間の協定によるネットワークについて

### (1) 「多摩アカデミックコンソーシアム」の活発な運用について

大学図書館の相互利用については、地域別、主題別等、館の規模を問わず結ばれている協定も見られます。(別紙1・2)

現在の当分科会の中でこのような大学間の協定に参加している大学が数校あります。特に活発に運用されている協定は、国際基督教大学図書館が加盟している「多摩アカデミックコンソーシアム」(通称TAC)です。国際基督教大学の他には、国立音楽大学附属図書館、東京経済大学図書館、津田塾大学図書館と、計4校が加盟しています。TACの図書館相互利用に関する合意書が取り交わされたのが、1995年1月、利用開始は1995年4月からです。合意書の一文を読まさせていただきます。

「TAC加盟大学に所属する専任教職員・学生及び大学院生は、身分証明証・学生証またはそれにかわる証明証を提示して、他のTAC加盟大学の図書館を相互に利用することができます。」とあります。ただし、「サービス内容に関しては各図書館での現状システムを維持し、サービス内容は統一しない。」という方針で行われています。閲覧は各自の学生証または身分証明証のみでできます。館外貸出には、各図書館が個別に利用証を発行しています。

この協定が効率的に運用が開始された理由としては、まず第一にこの協定が図書館レベルではなく、大学レベルの協定で学内他部署からの協力・理解が得やすかった点が挙げられます。第二に実務担当者に運用方法の実質的な決定権が早めに任されたことです。また実務担当者レベルの連絡会議も活発に行われています。この結果積極的、効率的に準備を進めることができました。また、TACのメーリングリストも開設してよりよいサービスを提供していくために運用しています。第三としては、各図書館の利用内容を統一しなかったため、負担なく協定を結ぶことができました。

TACのILLは、加盟大学の学生・教職員であれば、どの図書館でも閲覧可能で、本を借りられるということもあり、現物貸借は各図書館の全体の総合処理件数が増加しているにもかかわらず、大きな伸びは示していません。文献複写については、TAC内で充足可能なものはお互いに提供しあうこともあり、特に国際基督教大学では全体の処理件数に対しても、TACに文献複写の依存度は高くなっています。

先ほど述べたように、この協定は大学レベルの協定であり、近い将来には単位互換制度も実施される予定です。授業でお互いのキャンパスを行き来する学生が増加すれば、図書館の利用はますます広がることでしょう。

また、各図書館の施設や貸出方法、利用できるサービス等を書いたTAC図書館利用案内を作成して利用者に配付しています。

現時点では、TAC加盟大学の4館中3館が、インターネット上でOPACを公開しており、利用者はTACの他の図書館の所蔵確認を来館前に自ら確認できるようになっています。近い将来、全館で相互のオンライン目録検索が可能になれば、さらに相互の図書館利用は活発になると予想されます。

問題点は、国際基督教大学の実務担当者による4つの図書館を自由に行き来して、あたかも4つの図書館を1つの図書館として利用するといった設立当初の目的を達成したという状態まで至っていないということです。96年度の国際基督教大学でのTAC利用登録者は150人、貸出冊数は600冊と95年度に比べ増加していますが、新しいサービスを生み出す段階までには至っていません。所蔵資料については、大型コレクションの購入

タイトルの通知、廃棄基準の一要素として、TAC他館の所蔵を確認するという消極的な協力となっています。TACが雑誌のユニオン・リストが制作され、国際基監教大学のOPAC上で公開し、CD-ROM化の運びとなっていますが、「資源共有」は各館の蔵書構成の主題が重なり合ったり、補完しあっているもので、難しい問題ではありますが、これからの課題といえるかもしれません。

(2)「SALA」(旧称：埼玉県大学・短期大学図書館連絡協議会)の問題点について  
大学間の協定で利用者に十分なサービスを、提供されていない例についてあげます。「埼玉県大学・短期大学図書館連絡協議会」で、この度名称変更で「SALA」になりました。1988年5月に設立され、現在は41館が加盟しています。この協議会では、相互協力便覧を作成し、共通閲覧証の発行、相互協力業務を行っています。また、SALAでは、相互協力の範囲を越えて全般的な協力も行われています。例えば、大学の紀要の取扱や分担保存について、共通の取り決めがなされています。また、3つの分科会で相互の情報交換が活発に行われています。

図書館の利用につきましては、「共通閲覧証による相互利用基本取扱実施要綱」が作成されました。「要綱」によると、「共通閲覧証は貸出方式とする」「利用対象者は加盟館の教職員・学生とする」「利用範囲は閲覧、文献複写を原則とし、現物貸借はその利用館の利用規則にする」等が「取扱基本要綱」で決められています。

「埼玉県大学・短期大学図書館連絡協議会」では、92年度に共通閲覧証の利用アンケートを行っています。37館のうち6割は発行していますが、4割は一度も共通閲覧証を発行していませんでした。共通閲覧証を使わない理由としては、紹介状、文献複写依頼等を利用している、PR不足、該当館がわからない等が挙げられます。独協大学でも94年度は共通閲覧証は発行しておらず、紹介状で代用していました。短期大学等では共通閲覧証の発行により気軽に他館の利用ができるようになったという意見もあります。SALAでは、会報も発行されていて、図書館員の交流・情報交換の場として有効に活用されていますが、対利用者サービスとしては、通常の相互協力の域を出ていないところがあるので、相互貸借や共通閲覧証を普及させる等、さらなる会の活動が望まれるところです。

#### 4. 地域との交流及び大学図書館ネットワークの理想的協定(当分科会としての試案)

当分科会として、地域との交流や大学図書館協定について、理想的と考える試案を作成してみました。(別紙3・4)

現在、地域との図書館協力協定は大学がその所在地の市や区と相互に結ぶ場合と、地域の図書館ネットワークに加盟する場合があります。これらの協定では市の側では、市民が自由に大学図書館を利用できるわけではない、大学図書館側では公共図書館レベルでは蔵書規模が小さい、といったことが挙げられます。そこで、地域との交流ということで、「大学図書館の一般公開規定」といったものを作成してみました。これに関しては、異論もあると思いますが、たたき台として今後の検討材料になればと考えます。

また、大学図書館が公共図書館と相互協力協定を結び、それを最大限生かすには、その市町村の公共図書館の所蔵情報を確認できることが重要です。もっとも、今でも学生は公共図書館を利用してはいるでしょうが、相互利用というからには大学図書館でも、資料探

索引指導の時に、公共図書館も利用するように積極的な働きかけをすべきだと考えます。

大学間の協定については、将来、全国規模の協定が結ぶことが望ましいですが、とりあえず、地域内の大学で協定を結ぶのがよいでしょう。紹介状がなくても、資料を閲覧できるようにするには、来館目的をそれに限り、事前の所蔵確認を徹底するような利用指導が必要です。また、文献複写の統一や相殺等の実験の場と考え、全国への足がかりにしてゆくこともできます。もちろん、利用規定を制定する必要はあります。

現在は、インターネット等で利用者自身が他の図書館の蔵書を調べることができます。そうすれば、利用者数が多く蔵書が充実した館は門戸を開放すれば、さらに利用者数が増え、業務量もまた増加するでしょう。このような不安や職員数の不足、座席不足等、マイナスの要因も考えられますが、それを予算要求や職員増要求へつなげていくことも1つの考えだと思われれます。また、ルーティン・ワークは機械化・省力化、他のサービスへ人員をまわす等の業務見直しも求められます。

大学図書館は、教員・学生へのサービスが本来の業務であるため、学内利用者へのサービスが低下するという事も考えられますが、「資源共有」でお互いが持っていないものを利用しあう、ということを考えれば、協定の意義があると言えます。

また、協定に参加して新しいサービスを提供するようになることもあります。例えば、NACSIS-I LLシステム参加をきっかけに現物貸借を始めた等です。協定がサービス向上の要因となっており、その意義が認められます。

今まで相互利用協定は、大学や市の行政主導で行われてきましたが、これからは図書館が主体的に自らの活動のPRのためにも行っていく必要があるのではないのでしょうか。

## 5. まとめ 図書館協力の理想的形態とは、現状の問題点

今日の相互協力を支える基本的な理念は、「資源共有」です。収集すべき情報量が急激な増加傾向にあること、資料費等の値上がりにより経費が急激に膨らみ、それに見合うだけの図書予算の増加が見込めないこと、利用者のニーズが多様化したこと、資料資源は国の教育や研究を支える側面もあること等が考えられます。このような状況において、大学図書館では、利用者サービスにおいて、「自分たちの図書館の資料だけで利用者を満足させることはできない」と認識されるようになりました。「資源共有」とは、大学図書館の利用者サービスにおいては、自館の資料だけではなく他の図書館と相互に資料を利用しあうことであり、これは近年かなりの高まりを見せています。その上で、大学の活動全体の中で図書館サービスをどのように考え、具体的にどのような地域への公開をしていくかは個々の図書館の経営課題です。自己の利用者または市民開放によって外部からの利用者に充分なサービスを提供するためには、他の図書館との協力体制は不可欠であり、したがって図書館経営の中で他館との協力関係、つまり協定を適切に位置付ける必要があると考えます。

「協定」という相互協力の在り方そのものに対する疑問も会員からあがりました。担当者の立場からすると、「協定」がない場合でも、これまで大学図書館と公共図書館との協力がなかった訳ではなく、公共図書館のレファレンス等を通じて問い合わせがあった場合にはそれなりに担当者レベルで対応することが多かったようです。「協定」の目的はサービスの現状を確実なものにして、利用をさらに促進させるものであり、「協定」によって



利用目的や時期・資格をあまりにも明確にしてしまうとサービスをむしろ低下させてしまう面があるのではないのでしょうか。また、館長・管理職レベルで内容が決定されてしまうと、逆に「協定」そのものが規制強化になってサービスが低下する恐れがあります。先程の豊島区立図書館と豊島区四大学が具体例として挙げられます。

大学の経営自体が大きく変化してきています。「大学冬の時代」の名のもと、社会人入学や様々な公開講座が開設され、生き残りをかけた特色を持った個性ある大学作りが検討・試行されています。その一環として、大学図書館の市民開放や大学図書館同士が連帯していかなければ、これからの私立大学は共倒れになってしまうかもしれません。図書館員は、どうしたら大学を守っていくかを、もっと大きな視野にたって考えていく時代が到来したと考えます。

最後に、大学図書館と公共図書館との相互協力をとってみましても、「協定」といった形式ではなく、むしろ利用者への適切な案内と図書館間の相互理解の上に自然な形で浸透していくのがよい、というのが当分科会の結論です。利用者も特にこだわりなく公共図書館に資料がない場合には大学図書館に問い合わせてもらい、あるいは直接大学図書館に来館する、というようになるのが理想と言えます。ともあれ、これからの方向性として、協力をよりニーズにあったのにし、利用者にとって図書館を使いやすいものにしていくことが必要です。運用面では、今後も検討の余地があると考えます。

以上で当分科会の発表を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

分科会参加図書館協定一覧表 (別紙1)  
(大学間協定)

協定名	加盟館	設立時期	利用内容	共通認証の有無	利用対象	マニュアル	担当者の感想
私工大連任会図書館協定	13大学18館	1981年	館内閲覧・文献複写 相互貸借・分担保存	あり	教職員・大学学生 学部学生	あり	(武工大)・・共通認証での利用が少ない (千葉工大津田沼) メリット・・参加館には複写依頼等の申込みがしやすい デメリット・・参加館、参加館以外の複写料金が統一されてい ないため、確認する必要がある。
神奈川県内大学図書館相互 協力協議会	44館	1982年	館内閲覧・文献複写 相互貸借(現物貸借制度 に加入した館のみ)	あり	教職員・大学学生	あり	(東海大学相模)・・共通認証の対象を卒業、卒業研究等の ある最終学年の者まで入れてもいいのではないかと。
多摩アカデミック コンソーシアム(TAC)	4館 国立音大・東京経済 大・津田塾大・国際 基督教大	1995年	館内閲覧・館外貸出 相互貸借	なし	教職員・大学学生 学部学生	あり	(国際基督教大学)・・協定の効率的運用開始を可能にした理 由として、図書館レベルではなく学内他部署からの理解、協力が 得やすかったこと等があげられる。 ① TACが新しいサービスに対するニーズにまで、結びつい ていない。 ② リソースシェアリングの問題は難しい。
埼玉県大学・短期大学図書館 連絡協議会 (名称変更:SALA)	41館	1988年	館内閲覧・相互貸借	あり		あり	①(埼玉大)・・SALAは相互協力の範囲を越えて、全般的に 運営が行われている。相互の情報交換が中心。研究会が発達で ある。
東京西部地区大学図書館相互 協力連絡会	38大学	1973年	館内閲覧・文献複写 相互貸借・参考調査	なし		あり	(武蔵野女子大)・・相互協力をするにあたり、便覧に記載さ れている内容を守られていない場合がある。利用者に負担をか けてもよいかどうか不明なところである。
四大学図書館	4館 成蹊大・成城大 武蔵大・学習院大	1986年	文献複写・相互貸借 書庫閲覧 SSGMニュースの発行	なし	教職員・大学学生 学部学生	なし	

協定名	加盟館	設立時期	利用内容	共通認証の有無	利用対象	マニュアル	担当者の感想
秦野市立図書館と東海大学附属図書館との申し合わせ	秦野市立図書館と東海大学4館	1983年	館内閲覧・文献複写 現物貸借	なし	秦野市→東海大学 ①秦野市民で満18歳以上 ②秦野市立図書館利用登録者 ③特定の研究主題を持っている者 東海大学→秦野市 東海大学の学生および教職員	あり	(東海大学相南)・・利用対象者は「市民」ということで、在住者のみとなっている。在勤・在住を対象としている市の図書館の利用者とイコールにならないという点で、相互協力としてはどうなのかという疑問がある。
平塚市図書館と東海大学附属図書館との申し合わせ	平塚市図書館と東海大学の4館	1987年	館内閲覧・文献複写 現物貸借	なし	平塚市→東海大学 ①平塚市民で満18歳以上 ②平塚市図書館利用登録者 ③特定の研究主題を持っている者 東海大学→平塚市 規定なし	あり	
日本大学生物資源学部相南図書館と藤沢私立総合図書館との相互協力	日本大学生物資源学部相南図書館 藤沢私立総合図書館	1994年	館内閲覧・参考業務 現物貸借	なし 各館が個別に発行	藤沢市在住・在勤の20歳以上の入	あり	(日大相南)・・蔵書構成が違うので助かっている。
豊島区立図書館と豊島区内四大学図書館	豊島区立図書館と豊島区内四大学図書館 立教・大正・東京音大・学習院	1996年	館内閲覧・文献複写 館外貸出は館によって可	なし	①豊島区内在住で18歳以上 ②豊島区立図書館の利用登録者 ③特定の専門的研究テーマを持っていること	あり	(学習院大)・・現在まで利用なし

(別紙3)

(仮称)「全国私立大学・短期大学図書館相互協力連絡会」規定 一分科会試案一

## 1. 加盟館

全国の私立大学及び私立短期大学図書館

## 2. 相互協力内容

(1)加盟館利用者の相互利用 — 紹介状を廃し、学生証・身分証明証等による利用を認める。

[利用対象]

- ①加盟館の大学に在籍する学部学生、大学院生、教職員、及びそれらに準じる身分の者
- ②その他、加盟館の図書館長が許可した者

[利用内容]

- ①館内閲覧
- ②館内複写
- ③館外貸出(限定)
- ④レファレンス(限定)

(2)加盟館資料の文献複写

加盟館内の依頼に対しては、料金を統一する。

文献複写の相殺制度を導入する。

## 3. 加盟館資料の相互貸借

## 4. マニュアル等

## 5. 特記事項

(1)基本的な運営は相互実施マニュアルに基づくが、相互利用にあたっては、各利用者は利用する館の利用規則に従う。

(2)試験期間等利用が制限される場合がある。

(3)相互利用にあたっては、事前に資料の所蔵確認を行い、施設のみの使用のためには使用しない。

(別紙4)

大学図書館と地域図書館との相互協力協定 一分科会試案一

1. 所蔵情報の相互公開

相互の所蔵情報の公開を以下のいずれかの方法で行う。

- ①蔵書目録（印刷体、CD-ROM、等）の寄贈
- ②OPAC端末を相互に設置し、専用回線で結ぶ。
- ③相互ともNACISIS-I LLシステムに加盟する。
- ④インターネット上にOPACを公開する。
- ⑤地域レベルの独自のネットワークによる方法
- ⑥その他

2. レファレンス・サービス

相互の館種内（大学図書館内、公共図書館内）での調査を優先し、それによって充足できない場合のみ依頼する。

- ①所蔵調査
- ②所蔵機関調査
- ③書誌的事項調査
- ④その他

3. 図書館資料の複写サービス及び図書館間貸出サービス

相互の館種内（大学図書館内、公共図書館内）での相互協力を優先し、それによって充足できない場合のみ、依頼する。

サービスの範囲・期間・冊数等は「国立国会図書館」の対図書館サービスに準じて規定を設ける。

4. マニュアル等

利用案内の交換または共通の利用マニュアル等の作成によって、相互の利用者の指導に役立てる。

5. その他の相互協力

刊行資料の交換、分担収集、地域レベルの図書館ネットワークの構築、等

上記相互協力上の問題について、検討する場を設ける。

## 会員紹介

千葉工業大学付属図書館津田沼分館 大越 由子

今期2年間、当分科会に初めて参加しました。日常業務では中々知ることができない他大学の相互協力業務の現状、問題点等を学ぶことができ、大変勉強になりました。

その経験を生かし、これからも頑張っていこうと思います。どうもありがとうございました。  
(第1章 文献複写)

大東文化大学図書館 鶴田 香織

当分科会も2期目に入り、分科会の雰囲気もわかり前回より積極的な活動が行えたと思います。今期行った海外ILLについての研究では、業務に大変役立ちました。海外へのILL依頼は慣れてないと依頼を出すだけでも緊張してしましますが、そのときに分科会での研究やメンバーからのアドバイスは大変参考になりました。このように業務に活かせる活動を今後も続けられたらと思います。  
(第2章 海外ILL)

濁協大学図書館 藤巻 淑子

2年間で、職場でも、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等、海外から資料の取り寄せや、図書の借受けが増えました。海外ILLの状況が急速に変化したように思われます。会員の皆様と様々な情報や、意見交換ができたことがとても参考になりました。ありがとうございました。  
(第2章 海外ILL)

学習院大学図書館 伊藤 修

この間、空を見上げると「こんなに空が青かったかな？いつから空をみなくなったかな？」としみじみと考えてしまいました。この業界に足をを入れてから数年が経過して、単なるサラリーマンになるのがいやで、希望や夢がある？図書館にやってきたが日常に追われて「初心」を忘れていたようである。これからも分科会で培った経験を生かして頑張っていきたい。  
(第4章 私立大学図書館協会発表原稿)

上智大学図書館 宿里 陸美

相互協力研究分科会に参加した2年前の4月、私は図書館のレファレンスに配属されて2年目で、相互協力についてはまだ初心者でした。初めのうちは、出されるテーマにとまどいながらも、回を重ねる毎に実際の業務に生かすことができる知識を得られたように思います。電子資料が増える中、相互協力研究分科会では、さらに検討するテーマが増えていくと思います。  
(第1章 文献複写)

国際基督教大学図書館 相徳 真理

分科会参加は2回目ですが、相互協力研究分科会は初参加でした。にもかかわらず、発言の多さと声の大きさ(!)、研究発表もさせていただき、大変勉強になった2年間でした。この分科会で皆様と知り合え、人のネットワークを拓けられたことも喜びでした。2年間ありがとうございました。

(第1章 文献複写)

明治大学図書館 梅林 千香子

今回初めて分科会に参加しました。分科会の雰囲気によって慣れてきた頃に今期が終わってしまいました。日常業務をしているだけでは見えてこない他館の事情や業務のやり方の違いを知る機会となり、たいへん勉強になりました。2年間どうもありがとうございました。

(第2章 海外ILL)

武蔵工業大学工学部図書館 豊田 雄司

私の図書館歴において分科会の役割は大きいものであった。この存在によって、自分の図書館内にいるだけでは分からないカレントな大学図書館についての情報入手が可能となった。それは例会における多くの資料から留まらず、他大学の同業者からのインフォーマル情報も貴重なものがある。

相互協力研究分科会は私にとって2つ目の分科会となるけれど、基本的に両者の上記の効能は変わらない。変わるといえば、参加している各大学が変わり、工学系に属している私にとって、人社系の大学図書館にも出向くことができた。

この分科会の主題である相互協力は、今後の情報分野にとって主要な機能である「リソース・シェアリング(資源共有)」を地で行く内容をもっており、2年間という短い間ではあったが、充実した時を過ごすことができた。メンバーは私を含む2名のみが男性のため、当初は肩身の狭いことになるのではとの不安もあったが、さにあらず機知に満ちたエレガントな女性ばかりであったので、一挙に心配は解消された。

今後も相互協力分科会の一層の発展を望んでいる。

(第1章 文献複写)

武蔵野女子大学図書館(現同大学入試センター) 横山 敏子

毎回、例会に出席する度、自分の勉強不足を痛感しました。今思うと同じ仕事をしている方々と勉強する機会があったこと、良かったと思います。8期後半から9期前半という短い時間ではありましたが分科会に参加させて頂いたことを感謝しています。

(96年度退会)

武蔵野女子大学図書館 荒木 和枝

人事異動の多い中で、1年半続けて分科会に参加できたことをうれしく思っています。また、会場校であちこちの図書館見学ができたことも勉強になりました。分科会で学んだことを、今後私自身の糧とさせていただき、何かに役立てていきたいと思っています。会員の皆様、たいへんお世話になりました。

(第1章 文献複写)

日本大学生物資源科学学部湘南図書館 佐藤 はるみ

WWWも使えない私が、インターネットを使った検索法などを研究してしまっている。短く感じましたが、実りの多い2年間でした。また、いろいろな図書館を見学し、工夫している様子がわかってよかったです。(第2章 海外ILL)

立教大学図書館 菅谷 直美

人事異動の関係で、心ならずも1年のみの在籍となってしまい、みなさんにはご迷惑をおかけしました。短い期間でしたが、毎月の例会はとても興味深く、得る事の多い時間を過ごすことができました。ありがとうございました。(96年度退会)

産能大学図書館 庄司 房代

思えば神奈川県のある職場から今月は都心へ、来月は千葉へ・・・と例会へはほぼ一日かけての参加でした。あちらこちらの大学図書館をみせていただき、また会員の方々からは相互協力に限らず、業務の実状を聞くことができました。その中で感じたのは、各図書館によって施設や蔵書の規模などハードの面は違ってとも、ソフト面、つまり図書館サービスの抱えている問題や目指す方向はどこも一緒なのだということでした。このことを励みにすれば、今後の仕事も頑張れる(!)と思っています。今期会員の皆さんならびに見学させていただいた各図書館に感謝します。(第3章 相互協力と著作権)

創価大学中央図書館 斎藤 光子

池田さんから引き継いで、途中から参加させていただきました。皆さんには様々教えていただきながら、相互協力について学ぶことができました。本当に参考になる情報が得られ、仕事をする上で大変ためになりました。この分科会に参加できたことに感謝しています。(第1章 文献複写)

拓殖大学図書館 遠藤 幸代

相互協力業務を離れて早1年。改めてこの業務の難しさを痛感しました。物のやりとりのようであるが、実は背後に隠れる心のやりとりが主役だったりします。分科会にはたくさん助けてもらいました。改めてお礼を言わねばの心境です。本当にありがとうございました。(96年度退会)

東海大学附属図書館 秋山 緑

分科会の1期2年間、今期は特に私自身代表という役割だったかもしれませんが、長かったような短かったような、複雑な思いです。おかげさまで個人的にはいろいろ勉強させて頂いたと思っています。他の皆さんにとってはいかがだったのでしょうか。不勉強の代表でちょっと申し訳なかった気もしますが、こうして2年間一緒に活動できたご縁は今後も大切にしていきたいと思っています。今後ともよろしくお願い致します。

(第1章 文献複写)



和光大学附属梅根記念図書館 中林 多万子

私の分科会参加の目的は、自館に導入の決まっていたNACISIS-I LLシステムを業務の実状に合わせどう運用していくか、それを模索することにあります。この2年間で、何とか運用形態は整いましたが、どのように業務を発展させていくか、ここからが本来の分科会の研究ではなかったかと、反省しています。分科会の皆様には、いろいろ助言を頂き、ありがとうございました。

(第3章 相互協力と著作権)

和洋女子大学付属図書館 道祖尾 京子

あっという間の2年間でしたが、たくさんのことを教わり視野もだいぶ開けてきた、と感じています。皆様ありがとうございました。それにしても増加の一途のI LLには頭が痛い。量が多くて大変だけれど、遅れると迷惑をかけるところは電車のように、「しっかりしろ中央線！」など言っている場合ではないので、新しいことに敏感に最善の道を探ってゆきたいです。

(第2章 海外I LL)

創価大学中央図書館 池田 展子

(96年度退会)

付録：「相互協力研究分科会報告」バックナンバー目次

第1号 [第1期(1980～1981年度)・第2期(1982～1983年度) 1985.3 発行]

アメリカにおける図書館相互協力の周辺	5
慶応義塾大学三田情報センターにおける海外 I L L 実務の実際	25
日本大学・総合目録について	35
ライブラリー・インストラクション —効果的な図書館利用のため—	41
文献複写に関する諸問題と解決方法について	45
学内出版物の図書館での受入状況 —調査報告—	51
米国における図書館相互協力について	55
相互協力の現状・実態に一言!	79
相互協力分科会での二年間	82
分科会に出席して	83
相互協力研究分科会設立の経緯	85
その他	

第2号 [第3期(1984～1985年度)・第4期(1986～1987年度) 1988.8 発行]

寄稿 オンライン目録(OPAC)の意義と現状	2
相互協力分科会第3期活動報告	12
相互協力分科会における相互協力便覧の作成と	
各種便覧の比較から見えてくる I L L の現状	14
文部省学術情報システムのあゆみ	30
相互協力のためのレファレンス・ツール	38
相互協力マニュアル	41
相互協力の歴史	45
東京工業大学附属図書館見学記	48
相互協力研究分科会第4期研究活動報告	50
ネットワーク事例研究 分析と課題	52
ネットワーク企画書	57
国立国会図書館見学記	123
故山口武義さんのこと	126
その他	

第3号 [第5期(1988～1989年度) 1990.3 発行]

I 海外機関との I L L の手引き

序論 (現状、手続きの流れ図、マナー、etc.)	2
第1章 BLDSCの文献複写サービス	8
第2章 IFLA ORDER FORM	22
第3章 各国事情	32
第4章 海外送金	54

第5章 海外返送	60
第6章 その他 (受付と対処法、著作権、etc.)	62
II 増え続けるILL -アメリカ合衆国テキサス州の一私大の例-	71
III 長期休暇中の開館日程表交換	80
IV ネットワークその後	103
その他	

第4号 [第6期 (1990～1991年度) 1992.3 発行]

第1部 国内機関とのILLの手引き	
第1章 依頼にあたっての原則	6
第2章 閲覧利用	28
第3章 文献複写	34
第4章 現物貸借	41
第5章 受付	47
第6章 オンラインILLシステムの動向	51
第2部 アンケート調査	58
第3部 海外事情と国内ネットワーク	
第1章 BLDSC-IFLAドキュメント	222
第2章 海外向け紹介状	240
第3章 海外事情	247
第4章 ネットワーク	261
主要書誌とデータベースの解題	268
その他	

第5号 [第7期 (1992～1993年度) 1994.3 発行]

第1部 私立大学図書館相互協力の指針 (試案)	1
第2部 NACISIS-ILLの利用マニュアル<序論>	10
第3部 NACISIS-ILLの利用マニュアル<実践編>	30
第4部 ドキュメント・デリバリーによるILL	100
第5部 海外図書館とのILLサービス	122
第6部 <参考資料・邦訳> ALAのILL業務目標リスト	145
その他	

第6号 [第8期 (1994～1995年度) 1996.3 発行]

第1部 地域と大学図書館ネットワーク	6
第2部 主題による図書館相互協力	34
第3部 海外図書館との相互協力	50
第4部 資料編 (分科会参加館図書館協定一覧表、etc.)	69
第5部 海外文献紹介 (アメリカ図書館協会相互貸借規定、etc.)	120
その他	

## 編集後記

2年前の報告書（と、前回の本報告書の編集後記の書き出しと同じ言葉で始めてみたが）では2年先、つまり現在を予測して本報告書がホームページに取って代わることにより存在しないのではないか、「相互協力」という言葉が、ドキュメントデリバリーに置き換わり無くなっているのではないかとの危惧が語られていた。しかし心配は必要なかった。両方とも見事に存在し続けている。世の中の進歩は速い。速すぎるほど速い。特に情報機器に至っては常軌を逸しているのではとも思えてくる。1年前のパソコンがもう時代遅れの産物と成り果てるとは。2年ほど前に購入したパソコンの内蔵ハードディスクを買おうと思ったら、もう生産していないとの回答が返ってきた経験がある。各種の情報システムは、これらの情報機器をツールに使っているのでなおさら前述のような危惧が生まれてくるのだろうと思う。

「情報」という言葉がある。これほどいろいろな分野で使用されている言葉も珍しいだろう。われわれ図書館員が身近に関係するのはコンピュータ・テクノロジーを駆使した情報処理技術であろう。しかしこの分野は図書館にとっては手段であって目的ではない。必要条件ではあるが十分条件ではない。

図書館にとっては、情報の「中身」が重要なのである。その中身についての素養を持った上で、次にこれを如何に最新の情報機器、システムに乗せるかを熟考することが大事であると考え。最近、「情報リテラシー」とのタイトルを持つ書籍をよく目にするが、その目次を見る限り「コンピュータ・リテラシー」とタイトルを変えた方が良くはないかと思われる場合が多い。前者は後者の上位概念であるべきである。

情報について個人的に考えていることを述べたが、今回の報告書の内容とも関係なくもないだろうということでご容赦願いたい。

最後に、当分科会のメンバーは人員削減等の状況の中、この報告書の作成に情熱を傾けたことをご理解願えれば幸せである。  
(豊田記)

---

相互協力研究分科会報告 第7号 (1996~1997) ISSN 0916-0078

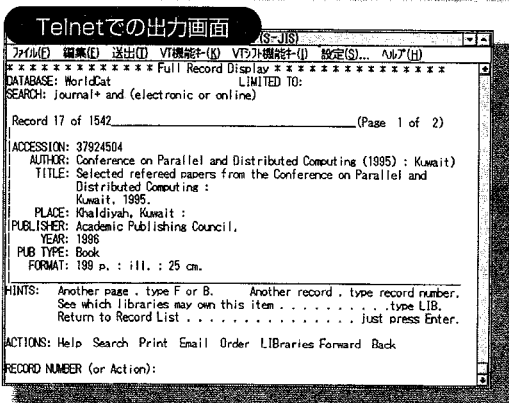
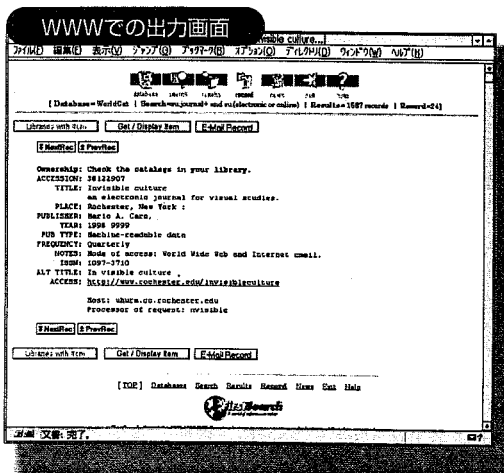
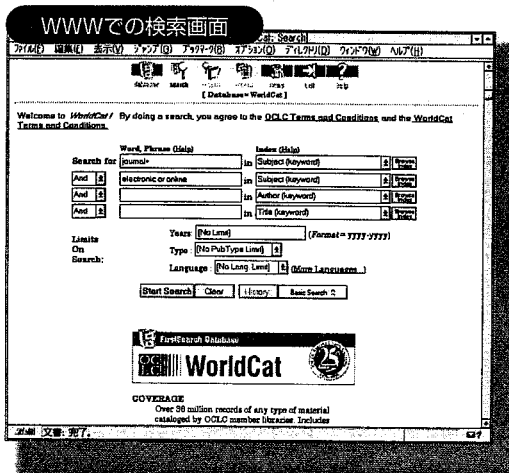
発行日 1998年 3月31日 頒価 2,000 円  
発行者 私立大学図書館協会東地区部会研究部 相互協力研究分科会  
第9期代表者 秋山 緑  
発売 日本図書館協会 〒154-0004 東京都世田谷区太子堂1-1-10  
TEL 03-3410-6411 FAX 03-3421-7588  
印刷 柿野屋印刷所 TEL 045-581-4947 FAX 045-571-7771

---

インターネット時代の  
全く新しいオンラインリファレンスサービス

OCLC Reference Services

# FirstSearch®



FirstSearchは、アメリカのOCLCが提供するオンラインリファレンスサービスです。インターネットのWWWあるいはtelnetを使って、書誌、新聞、経済、社会科学、工学、医学など様々な分野の60以上のデータベースにアクセスすることができます。検索回数をベースとした独特な料金体系で、操作方法も簡単なため、初めての方でも安心して検索を行うことができます。



お問い合わせ・資料請求は…

**kinokuniya**  
books >>> multimedia

株式会社 紀伊國屋書店 電子情報部 online@kinokuniya.co.jp  
オンライン課 東京都世田谷区桜丘5-38-1 〒156-8691 TEL.03-3439-0123 FAX.03-3439-1093  
関西電子情報課 大阪府豊中市螢ヶ池東町4-6-23 〒560-0032 TEL.06-853-6811 FAX.06-857-7364